

平成27年第4回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月16日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町政に対する一般質問	8
7番 関 口 雅 敬 君	8
6番 野 口 健 二 君	14
4番 岩 田 務 君	16
5番 村 田 徹 也 君	20
1番 井 上 悟 史 君	31
2番 田 村 勉 君	33
8番 大 島 瑠美子 君	38
○町長提出議案の報告及び一括上程	41
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第31号 長瀬町歯と口の健康づくり推進条例	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	43
・議案第32号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第33号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第34号～議案第37号の説明	54
・議案第34号 平成26年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第35号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第36号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第37号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○延会について	69

○次会日程の報告	6 9
○延 会	6 9



9月17日(木)

○開 議	7 3
○議案等の説明のため出席した者の紹介	7 3
○議事日程の報告	7 3
○議案第34号～議案第37号の説明、質疑、討論、採決	7 3
・議案第34号 平成26年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第35号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第36号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第37号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第38号の説明、質疑、討論、採決	1 1 5
・議案第38号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第39号の説明、質疑、討論、採決	1 2 1
・議案第39号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第40号の説明、質疑、討論、採決	1 2 2
・議案第40号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第41号の説明、質疑、討論、採決	1 2 5
・議案第41号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	1 2 6
・議案第42号 財産の取得について	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	1 3 1
・議案第43号 長瀬町道路線の変更について	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	1 3 2
・議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	1 3 3
・議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○陳情第3号の説明、質疑、討論、採決	1 3 3
・陳情第3号 農協改革など、「農業改革」に関する陳情	
○請願第3号の説明、質疑、討論、採決	1 3 5
・請願第3号 長瀬町議会の議会報告書の発行に関する請願	
○請願第4号の説明、質疑、討論、採決	1 3 6

・ 請願第 4 号 長瀬町議会の議会報告会の開催に関する請願

○総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件	1 3 7
○総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調 査の件	1 3 8
○閉会について	1 3 8
○町長挨拶	1 3 8
○閉 会	1 3 9

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第72号

平成27年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月11日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成27年9月16日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

平成27年第4回長瀬町議会定例会 第1日

平成27年9月16日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

6番 野 口 健 二 君

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

1番 井 上 悟 史 君

2番 田 村 勉 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号～議案第37号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君	会計 管理 者	大	澤	彰	一	君
総務課長	野	原	寿	彦	君	企画 課 財政 長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君	町民 課長	中	畝	健	一	君
健康福祉 課長	福	田	光	宏	君	産業 課 観光 長	横	山	和	弘	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	教育 次長	若	林		実	君
代表 監査 委員	柳		繁	夫	君						

事務局職員出席者

事務局長	福	島	基	之	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（新井利朗君） これより、本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（新井利朗君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（新井利朗君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から平成27年5月から7月に係る現金出納検査及び平成27年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

7月7日に横瀬町役場で秩父地域議長会第1回定例会が開催され、副議長、野口健二君ともども出席いたしました。

7月9日、10日に静岡県小山町及び神奈川県箱根町で埼玉県町村議会議長会による県外視察研修が開催され、出席いたしました。

7月15日に秩父地域地場産業センターでFIND Chichibu総会が開催され、出席いたしました。

7月24日に秩父市歴史文化伝承館で平成27年度秩父地区暴力排除推進協議会定期総会が開催され、出席いたしました。

8月3日にナチュラルファームシティ農園ホテルで秩父広域森林組合合併披露の会が開催され、出席いたしました。

8月5日に秩父市歴史文化伝承館で第27回ちちぶ定住自立圏推進委員会が開催され、出席いたしました。

8月9日に横瀬町町民会館で第30回横瀬音楽祭が開催され、出席いたしました。

8月14日に皆野町役場前のおまつり広場で第47回秩父音頭まつりが開催され、出席いたしました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日、平成27年第4回9月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの夏は、連日のように猛暑日が続く一方で、8月下旬から秋雨前線が停滞し、各地で局地的な豪雨をもたらし、日照不足で野菜や果樹にも影響が出ております。

去る9日には、台風18号の影響で秋雨前線が活発化し、県内でも8日未明から9日にかけて非常に激しい雨が降り続き、県内各所で冠水、一部の地域では避難勧告が出るなど、多くの被害、影響が出ました。

また、台風18号から変わった低気圧の影響で、栃木県、茨城県、東北各県では、これまで経験したことのない記録的な大雨となり、各地で土砂災害や河川の氾濫が起き、甚大な被害が出ました。被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧するよう願っております。

また、行政の責任者として、住民の皆様の暮らしを守るために、防災減災対策を十二分に行っていかなければならないと肝に銘じたところでございます。

さて、8月22日から中国の北京で開催された世界陸上競技選手権に長瀬町出身の新井涼平選手が陸上競技のやり投げに出場し、メダル獲得が期待されましたが、残念ながらわずか6センチ差で決勝進出を逃しました。来年のリオデジャネイロオリンピック出場を目指す新井選手の活躍をご期待するものでございます。

それでは、ここで6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、産業観光課関係について申し上げます。

長瀬町商工会が6月22日に発売した長瀬お宝商品券プレミアムでございますが、用意された1万冊は好評により約1週間で完売いたしました。9月1日現在の換金受け付け累計額は約7,500万円で、順調に利用が進んでおります。

7月10日、長瀬町観光大使の委嘱式を開催し、当町出身のファッションモデルでタレントとしても活躍をされている今井華さんに長瀬町初の観光大使として就任していただきました。町としても若者を中心に知名度の高い今井さんに観光PRの牽引役として期待しております。

8月15日、恒例の長瀬船玉まつりが行われました。心配された天候も花火の時間帯に雨が降ることもなく、夏の夜空に打ち上げられる豪快な花火大会を堪能していただくことができたと思います。特にことしは開催日が土曜日ということもあり、約8万人もの多くの方々にご来場いただきましたが、事故もなく無事に終了することができましたことは、ご協賛をいただいた方々、大会関係団体、関係者の皆様のご協力

のたまものと、改めて深く感謝を申し上げます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

8月17日、秩北建設組合長瀬支部の皆さん16名による小中学校校舎等の修繕奉仕作業が行われました。小中学校3校の校舎等、合わせて33カ所の修繕を実施していただき、大変ありがたく感謝しております。

また、各学校では2学期が始まり、早速秋の行事であります中学校の文化祭が9月12日の土曜日に行われました。生徒たちが役になり切り、真剣に演技をする姿に大変感動をいたしました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例案3件、平成26年度決算認定4件、平成27年度補正予算案4件、人事案件2件などの合わせて15議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（新井利朗君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井利朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 関 口 雅 敬 君

8番 大 島 瑠美子 君

10番 染 野 光 谷 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（新井利朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から18日までの3日間に決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（新井利朗君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、7番、関口雅敬君の発言を許します。

7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） では、通告どおり質問をさせていただきます。

1番、人口減少の対策について企画財政課長にお伺いをいたします。町は将来の人口減少を食いとめるためにどのような対策を考えているのか伺います。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

人口減少の抑制策につきましてのご質問でございますが、現在町として具体的な対策としまして、住宅取得奨励補助金の実施や町営住宅の運営管理、住宅リフォーム助成、太陽光発電システム設置助成や出産子育て支援、子ども医療費の助成、保育料の減免等、各種事業を展開しております。少しでも多くの方に長瀬町に住んでいただけるよう、また長瀬町に定住してもらえるような事業を実施しております。

また、現在地方創生を推進するため、長瀬町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略を策定中でございます。その人口ビジョンや総合戦略を本年度中に策定する予定で進めておりますので、人口減少抑制策も当然その中に入ってきます。この戦略にいろいろな事業が入ってくると思います。現在の施策も生かしながら、その戦略により人口減少の抑制を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 今いろいろ答弁をしていただきました。補助金等を考え、若い人に住宅をつくってもらおうと考えで人口減少を食いとめる対策にしているのだと思いますが、今の答弁でもっと具体的に、今までずっと人口減少対策をやっている中でどの程度効果が上がってきている事業があるのか、本当に細かく例えば言うていただきたいと思いますと思うのですが、若者を定住させる、よそから若い人たちが住宅をつくっていただく、例えば中野上の蔵宮団地跡地などの程度売れてきているのか、また今回は雇用促進住宅跡地にも、人口減少対策の一つだと思うのだけれども、若者定住で住宅地を販売するということなのだと思います。家を建てるために補助金等はいろんなところで対策していますので、この長瀬町が1,000人から人口が急激に減ってきている、その対策、具体的な事業を発表していただきたいと思います。

よろしく願ひします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

人口減少対策の具体的な事業、どの程度効果があったかということでございますが、現在住宅取得奨励補助金の数字が出ておりますので、それをご報告させていただきます。まず、25年度につきましては総数で17件補助をしております。そのうち町内の移住が6件、町外からの転入が11件ございます。総数で52名、そのうち町外からの転入者につきましては、大人の方が21名、お子さんが6名ございました。平成26年度につきましては、総数で16件、52名で、町内から町内へ移った方が7件、町外からの転入が9件ございました。そのうち町外からの転入者につきましては、大人が19人、お子さんが6名でございます。平成27年現在、認定している数が総数で14件、38名、町内の移住の方が4件、町外からの転入の方が10件、町外からの転入につきましては、大人の方が18名、お子さんが4名となっております。合計でいきますと、25年度から今現在の把握している数字ですと、総数で47件、142名の方がこの補助金を使って、うち町外から30件、74名、そのうちお子さんが16名となっております。

それと、今後の分譲の予定でございますが、現在野上宿舎も若者定住ということで、これから分譲を行うわけでございますが、現在の計画ですと、9区画を分譲する予定で進めております。また、蔵宮団地につきましても今現在1区画売買する予定で、この野上の定住とあわせまして分譲を図っていきたいと考えております。あと、ほかの事業につきましては、私のほうで数字等を把握しておりませんので、私のほうで把握している数字については以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口君。

○7番（関口雅敬君） 今転入者あるいは件数等を発表していただきました。今のお話でいくと、多少なり効果が出てきていると自負していると思っておりますけれども、人口減少を食い止めるために今までやってきた事業、満足がまだ私はいかないと思うわけです。自分が担当しているところは今言った話だということでありますので、ちょっと企画財政としてのコメントをいただくように、最後の質問になりますけれども、お聞きをしたいと思います。将来の人口減少、齊藤課長がシミュレーションで消滅地域の説明を我々にしていただきました。そういう将来の展望を含めて、今手を打たなくてはならない。私も前々回に第二小学校区域の人口減少対策をやりましたけれども、今私が見て、第二小学校区に人口がふえてくるような対策は全然打っていない。私も自分で推計して、この県のホームページなりいろいろ見ましてやると、もう本当に子供の人数も減ってきて、もう10年を切ると。そろそろ準備しなければならない。町長は、自分の任期中は考えないし、やらないと言っているから、企画財政課長がそういったいろんな事業を考えての人口減少対策を将来考えているのだと思うのです。財政も含めて、将来に負担を残さないように人口をふやしていただかなくてはならないので、いま一度、齊藤企画財政課長が自分でビジョンなりプロセスなり持っているのしょうから、発表していただきたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再々質問にお答えいたします。

企画財政課長として将来の人口減少についてどういうふうなビジョンを持っているかということでございますが、まず町で行うことは人口減少、町全体を考える必要があると思っております。その中でも、町長も以前答弁していると思っておりますが、第二小学校地域の人口減少の抑制策を推進していきたいということを発表しておりますので、その推進を図っていきたく思っております。特に矢那瀬地区の活性化につきましては重要であると考えまして、農業の6次産業化や活性化を進めるための施策を講じて、あわせて第二小学校区域の定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

第二小学校地区への具体的な方策でございますが、現在住宅取得奨励補助金の関係もありますが、限度額が100万円になっております。そのうち80万円につきましては、新婚、子育て世帯につきましては出ますが、町内の業者を使うと20万円の優遇ということで、合計で100万円になるわけですが、その20万円を例えば第二小学校区域へ住宅を取得した場合に優遇策として上乘せするというようなことも考えておりますし、今矢那瀬の話が出ましたが、矢那瀬の活性化検討委員会というのが立ち上がっておりますので、そちらとうまく調整しながら、まず矢那瀬の活性化を図っていきたいと。あわせて人口減少も図っていきたいと。そして、空き家対策による移住の促進や町有地の分譲等を実施する計画で進めておりますが、具体的な内容については今後策定される総合戦略を勘案しながら進めてまいりたいと思っております。何しろ今現在人口減少につきましては、総合戦略のほうで重点的に考えていく予定でございますので、その中で決まったことについて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、2番に進んでください。

○7番（関口雅敬君） わかっていますよ。2番をやろうと思って手を挙げているのだから、大丈夫です。心配しないように。

今の答弁で大体よくわかりました。それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。将来のまちづくりプランについて企画財政課長にお伺いをいたします。魅力あるまちづくり総合整備計画を推し進めておりますが、将来どのようなつながり、どんな成果を見据えているのか、また町全体にどのような効果があるのか伺います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

魅力あるまちづくり総合整備計画につきましては、大目標としまして、観光のまち長瀬の発展と若者が集う魅力あるまちづくりとしまして、小目標で地域の魅力を生かした観光まちづくり、若い世代を中心とした住民が定住するまちづくりとして、地域の魅力を生かした観光のまちづくりにより観光客の増加を図る、若い世代を中心とした住民が定住するまちづくりにより、40歳未満の人口減少の抑制を図り、人口増減率の改善を図るということを目標に、長瀬、井戸、本野上地区を計画区域として5年間の計画をしております。成果につきましては、交流人口の増加を図ること、人口減少の抑制を図ることが大目標としておりますので、この事業が終了します5年経過して事業が完了した段階でこの目標の検証を行うこととなります。この事業は区域を指定して行う事業でございますので、今回の計画が全町に効果を求めるものではなく、区域内での検証となります。今後、第2期、第3期と新たな計画ができ、最終的には全町にこの計画ができれば、全町への効果はあると考えますが、現時点では今の計画を完了することが重要であり、今後の計画はこの事業がある程度完了に近づいた段階で次の計画の内容を検討していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） これで今の2番目の質問が1番目に続いてくるわけで、人口減少対策、先ほど最後に齊藤課長が言っていましたけれども、そういう点、今の答弁の中で人口減少対策のコメントとしても一緒に考えたときに、まず人口減少対策が本当に計画性がない。はっきり私が申し上げると、計画性がなく、この総合整備計画は長瀬地区、井戸地区に偏り過ぎているということで、このまちづくりプランは人口を

ふやすために、政策は雇用促進住宅が入っているだけで、あとは補助金をくれるからという話にはこのプランはつながっていかないということでいくと、企画財政課長は将来を踏まえて、目先の話ではなくて、将来を考えながらそういう町を企画したり財政のことも考えていかななくてはいけない課なのだと思います、一番重要なポストに齊藤課長はいるわけで、この質問を2つ続けてしているのですけれども、課長、今この魅力ある総合振興計画、5カ年計画、これが終わった時点で検証をして、また新たにという、もうそんな時間ないのですよ、人口減対策は。

町のアンケートももらった方から私は聞きました。人口減対策、急いだほうがいいというアンケートの中に項目があったけれども、まだこんなことやっているのですかという人がいました。皆さん本当にもう町民の方は考えているのですよ。人口減がどんどん進んでいく中で、魅力ある総合振興計画でお金がまだ今年度の決算はそんなに出ていないからいいけれども、来年度になったらもっとお金を使って負担がのしかかってくる。人口が下がっていく。誰が払うのだ。そういうことで、町民に負担がないように考えてほしいために、人口減少を早く食い止めて、人口をふやしてほしい、皆さんそういう望みがあるわけです。私がこの質問を議論した後に、もうすぐ来年度の予算の計画を齊藤課長がやるのだと思うのです。その中で今観光に非常にウエートを置いてやっている。例えば蓬莱島やったから、では井戸地区の人口がふえていく、そういう見込みはないと私は思う。そういういろんなプランをこれからやっていって、本当に長瀬町が観光で盛り上がっていくのならいいですよ。でも、このプランで人口減対策なんかもやらなくてはならない。そういう中で、その雇用促進の9区画ですか、そのぐらいでは何にもつながっていかないと思うのですよ。もうやってしまったことはしょうがないのだけれども、このプラン、本当に皆さんがいろいろ利用して喜ばれるような事業、お金を割り当てる企画財政課長が担当する課長としっかりといろいろ相談しながら、町の魅力あるまちづくりにつながるように指導してもらいたいと思うのです。

そういう中で、将来町全体を観光地にするのだということで、この5カ年計画で、さっきも言うビジョンとプロセスではないですけれども、でき上がった時点でこのぐらいこういう効果があるのだというのをもう多分持っているのだと思うのだけれども、それを発表してください。町民の方はそれを聞きたい。待っていますので、よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） ただいまの質問でございますが、この魅力あるまちづくり総合整備計画の効果について5年後では遅いのではないかとございまして、実際この計画5年間で全ての事業を完了する予定でございまして、その後に検証するしか方法はないと考えております。ただ、この事業につきましては、関口議員は観光ばかりと言っておりますが、先ほど申しましたように、観光と人口減少の抑制という2つの大きな柱で行っておりますので、蓬莱島につきましては観光の交流人口の増加ということで考えております。また、この計画をするときに目標の設定というのが必要になってきます。観光の入り込み客数につきましては、この事業を実施することにより3万人の増加ということで目標設定しております。若者の定住の増減率ということで、この指標につきましては、今回のエリアの指定区域内の人口、40歳未満の人口の増減率を比較をしまして、従前の計画の前の減少率が21.8%ということになっております。それを18.5%の減少率に抑えるということで、3.3%、40歳未満の人口を抑制するという目標で進んでおります。この3.3%というのは大体30名ぐらいの抑制ということになっております。ですから、この目標を設定した数字が達成できるように、町のほうとしましても、この事業だけではなく、いろいろな事業を組み合わせながらこの計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この5カ年計画は、5カ年たってみないと成果がどの程度になったかわからないのはわからないのですけれども、5年後、何回も私は言いますけれども、こういう事業をやっていく中で、私たちがそうなのだけれども、結果責任というものがついてきますから、しっかりとお金を使ってやっていって、将来にそういう負担を残さないようにやってもらいたいということがあります。

その中で、蓬莱島、さっき3万人見込むと言ったけれども、蓬莱島に3万人、ちょっとこれは甘過ぎると私は思いますよ。あそこは、3万人来たとしても何も無い。ドングリ拾って帰るぐらいしかないのだけれども、あそこにトイレをつくるから、今度ランニングコストがそれ以上にかかってくる。そういうことで、財政の面から見ても、齊藤課長はしっかりとそういうことを考えて事業を推し進めてもらわなくてはならないわけです。そういう中で、本当に私が心配しているのは、この魅力ある総合振興計画で人口もふえたりいろんな効果が出てくる。大丈夫なのだろうなという心配があるので、齊藤課長、いま一度、私はこの議会終了後、議会報告をしっかりと書かせていただきますので、齊藤課長が最後に答弁を。これ重要で、齊藤課長のために下線引いて出しておきますから、お答えください。よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどの3万人という数字でございますが、これは蓬莱島ではなくて観光としましてですから、例えば南桜通りの整備も含めまして、観光については3万人ということでございます。蓬莱島だけではございません。

それと、先ほど関口議員が人口からふえるということではございましたが、今のところふえるという予想はしておりません。人口の減少率をいかに抑えるかというふうな方策で進めておりますので、町としましては実際ふえていただきたいのですが、今のところそういうふうな数字が出ておりませんので、いかに減少率を食いとめるかということで考えております。

また、この魅力あるまちづくり総合整備計画につきましては、実際町の計画として推進するものでございますので、このまま平成30年度まで実施をしまして、当初の目標が達成できるように町としましても努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今齊藤課長の答弁でよく魅力ある振興計画がはっきりしたと思います。この後いろいろそれに関連する議員はしっかりと追求をしていってもらいたいと思います。

それでは、3番目に移ります。チャレンジデーの参加について健康福祉課長にお伺いをいたします。当町では、高齢化が進んでおり、高齢化率が33%を超えています。現在介護予防事業や認知症予防事業を行っていますが、町全体の健康づくりや親睦を図るために、秩父市などが参加しているチャレンジデーに町民全体の参加を推進し、健康増進を図るとともに、地域の活性化を図るよい機会だと思っておりますが、参加について伺います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

チャレンジデーは、笹川スポーツ財団が主催する住民参加型のスポーツイベントで、世界中で実施され

ております。人口規模が同程度の自治体が5月の特定日に15分間以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い、対戦相手に敗れた場合は、相手自治体の旗を庁舎のメインホールに翌日から1週間掲揚し、相手の自治体の健闘をたたえるというユニークなルールが特徴です。その目的は、住民の運動、スポーツ実施への意識の向上と習慣化や、住民の横断的な交流が町の活性化や地元への愛着心が図れると掲げられております。

また、2015年チャレンジデー募集概要によると、募集対象は笹川スポーツ財団との連携を通じてスポーツ施策の充実を図りたい自治体となっております。チャレンジデーは、市や町を挙げての一大スポーツイベントとして実施されており、区長会や町内の企業、学校などの協力が不可欠です。秩父市では、それまで実施していた市民体育祭にかわる行事として開始をしたとのこと。ご質問にありますように、町民全体の健康づくりや親睦を図る方法としてはユニークでおもしろいと思いますが、健康福祉課としては現在進めている介護予防運動や認知症予防事業を今後さらに充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の課長の答弁だと、チャレンジデーはやらないという考えのように私は聞こえました。このチャレンジデーは、無理をするわけではなく、秩父市がやっているいろんな全国同じような規模の市とスポーツを15分間何人やったかを競うということで、私は勝ち負けはどうあれ、長瀬町も町民体育祭、長瀬祭りがなくなってもうかなり経過しております。このチャレンジデーは、秩父市もそういう考えで始めたという答弁が今ありましたけれども、この長瀬町の横のつながり、いろんな団体の人が一つの目標に向かって一丸となってやるいい機会だと思うのですよね。健康福祉課長は、自分の課にこれが回ってくるとまた仕事がふえてしまうから、大変なのだろうと私は推測をします。だけれども、これは健康福祉課だけではなくて、いろんな課が持ち回りでやったっておもしろいと思うのですよ。以前町長がいろいろ挨拶する中で、沖縄の結婚式へ行ったら、沖縄の人が長瀬に来た、前の町長は、野上駅まで電車で通勤したときに若い人に声をかけたら、長瀬に移住してきますという、そういう話があったということで、PR、すごくそういう効果はあると思いますよ。だから、このチャレンジデーは、長瀬町は町の部でも相当少ない人数だから、勝ち負けはともかく、相手に負けてシンボルの旗をやってやってもいいではないですか。日本全国に長瀬というのを売っていくいいチャンスなのですけれども、健康福祉課長1人に背負わせるというのではなく、皆さんが15分間運動する。いろいろなスポーツ、お年寄りがやっているスポーツは、本当にごく一部のお年寄り、同じような人が同じところへ集まって同じようにやっているしかないの、もっとそれを広げて出やすくするために私はこのチャレンジデーを今お話しているのですけれども、課長がここで「ではやりましょう」ということは言えなくても結構ですよ。今までどおりのでやりますではなくて、もっと横のつながり、健康福祉課が1つになって、前はもっと大きかったり小さかったりいろいろしている中で、そういう横のつながりを持って、このチャレンジデー、健康のため、観光にだって、名前を売れば長瀬が売れるわけですよ。そういうところで、課長、今の二、三分で考えが変わったかどうか、もう一度お願いします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

確かに昔は町民大会だとか、そういうイベントがありまして、子供のころは楽しみに私も出ていた記憶があります。最近はそのようなものが何年かありませんが、チャレンジデーのお話をいただきまして、私も

正直知りませんでした。インターネットでいろいろ調べさせていただきましたが、負けた自治体も勝った自治体も両方旗を掲げるという市町村もあるようでございます。これを一つのきっかけとして、住民がスポーツのイベントを開催して皆さんでいろんなことをやっていくということを初めてネットで調べて知ったわけなのですが、これを最初に見たときに非常におもしろいという部分は私なりに感じております。ただ、町として組織として開催するには、いろんな部署とか、そういうところと相談が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 健康福祉課長1人では無理なのだろうと思います、決定が。この長瀨町は、おかしな話で、ある町長が例えば何かをやると言ったときに執行部がそれをやらないでいて、こちら側から何でやらないのですかという話で途切れると、数年たつと今度答えが変わっていて、今まで町長がやっていたのが急にやらない話になってくるのです。これを具体的に言うと、ゆるキャラがいい例です。町長は、ゆるキャラつくるから、インターネットで募集するから応募してくださいねで始まったら、数年たつたら、今度はゆるキャラはつくりません、風光明媚なそっちから離れてしまうからと。これ話がずれてしまうわけだけれども、同じ関連があるので、私は言うのだけれども、健康福祉課長、ここでやるやらないという話は結構です。多分持ち帰って課長会議に出して、今福田さんもおもしろいと言ったけれども、本当におもしろい事業なのですよ。やったことがない人が運動を15分間出てきてやってくればいいのだから。ラジオ体操の第一と第二をゆっくりやれば15分になってしまうのだから。そういうのでいろんなところでいろんな人が出てきてやる、そういうつながり、さっきも言うように、お年寄りが元気モリモリ体操に行くなんていうのは、いつでも同じ人なのです。だから、来ていない人を募集するために私はこれをやるので、さっきのゆるキャラの話ではないけれども、やると言ったのが急にやらない。今度は町長もやると予算も出しておいて、まだつくっていないから、まだやらないのだろうけれども、そういうことでこのチャレンジデー、町民の親睦を図ったり、皆さんだって参加できるのだから。15分続けてやらなくてもいいのだから。5分間ずつ3回やったっていいのだから。10時休み、3時休み、昼休みで5分間ちょっと体を動かして、はい、私はやりましたという報告をすれば、別に本当にやったかどうかというチェックがあるわけではなくて、これをやるという町がチーム長瀨としてやろうという気構えがあるかどうかだけの話だからね。ぜひ検討して、やったほうがいい。私が提案したのだからやらないほうがいいというのはあるでしょう、そちら側に。だから、私が提案したからではなくて、誰が提案したっていいのだから、このチャレンジデーというのは、全国で同じような規模の自治体がことしはおたくとやりましょうということで決まるのだから、課長会議で出して、今福田さんもこれはおもしろいという気持ちを持ったのだから、言ってみてくださいよ。私は今回これで質問を終わります。

○議長（新井利朗君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

野口健二君。

○6番（野口健二君） 魅力あるまちづくり総合整備計画の進捗状況について企画財政課長に伺います。

魅力あるまちづくり総合整備計画では、幹線1号線の南桜通りの整備、蓬莱島公園の整備、雇用促進住

宅野上宿舎の跡地利用や長瀬公園の整備の4つの事業が計画されていますが、事業の進捗状況についてどのようにしているかお伺いいたします。現在実施している事業の進捗状況についてもお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

魅力あるまちづくり総合整備計画の進行管理を企画財政課で行っておりますので、全体の進捗状況についてご説明いたします。本年度4つの事業を行っております。まず、幹線1号線、南桜通りの工事でございますが、昨年関係者への説明会、設計を行い、本年度は用地の購入に入っております。工事につきましては、本年度上長瀬駅前から実施をする予定で、その後長瀬駅方面へと順次工事を行う予定で進め、平成30年度に全てが完了する予定でございます。

2つ目の事業ですが、井戸地内にあります蓬莱島公園整備事業につきましては、昨年度設計と地元説明会を行いまして、本年度は工事を行います。内容につきましては、公園整備、周辺整備、トイレの設置等を行い、本年度で事業は完了する予定となっております。

3つ目の事業で、長瀬地区公園整備でございますが、当初予定箇所が相続の問題等により変更になりましたが、新たな計画地の土地所有者には内諾が得られ、用地の取得に向け事務を行っております。また、設計業者も決まり、概略設計を今実施し、工事は来年度から実施する予定でございます。工事費等につきましては、設計が確定し、どのような公園になるかが決まった段階で予算計上してまいります。

4つ目の事業としまして、旧雇用促進住宅野上宿舎跡地利用でございますが、昨年建物を解体し、現在は更地となっております。この用地は、若者定住促進を図るため、宅地分譲を予定しております。分譲するに当たり、敷地内に町道を整備するため、本年度設計を発注したところでございます。できれば本年度中に分譲販売を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 大体のお話を聞きましたけれども、これからの野上宿舎なのですけども、土地を置いておくと下がるような気がしますので、なるべく早くやっていただければと思っております。公園も少しつくるような話を聞きましたけれども、小さい公園もつくるわけですか。それとあと、長瀬に公園をつくるという話なのですけども、どんなふうな公園をつくるか早目に町民にも知らせていただければありがたいなと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひします。今計画の段階ですので、まだわからないと思っておりますけれども、でき次第町民のほうに話をさせていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、野口議員の再質問にお答えいたします。

まず、野上宿舎は早目に販売をとということでございますが、できれば町道の線が決まりまして、区画がちゃんと決まった段階で本年度中に販売できれば販売を開始したいと考えております。なるべく早目に行いたいと思います。なお、その1区画分につきましては小さい公園を予定しております。また、長瀬の公園につきましては、今詳細設計を行っておりますので、なるべく多く方からの意見を聞きながら、よりよい公園ができますように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。それでは、通告に従って質問させていただきたいと思います。

子ども医療費助成制度について町民課長に伺います。子ども医療費助成制度は、子供に対する医療費を助成することにより子供の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、子供が医療を容易に受けられるようにするため、現在当町では中学校卒業までの児童生徒の医療費が助成されております。また、平成25年4月から秩父郡市内における医療費の窓口負担が廃止されました。しかし、時代の変化とともに、さまざまなニーズもあることから、次の2点について伺います。1、医療費を助成する年齢を今後引き上げる予定はあるか。2、秩父郡市以外での窓口負担をなくすことはできるか。この2点について伺います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 岩田議員の子ども医療費助成制度についての1つ目のご質問の医療費を助成する年齢を今後引き上げる予定はあるかについてお答えいたします。

町では、現在15歳年度末までの子供さんを対象に医療費の助成制度を実施しております。本事業は、対象年齢の拡大のご要望が強かったことから、平成13年度から就学前の乳幼児までに、平成20年度には小学校6年生のお子さんまでに、平成22年度からは中学校3年生のお子さんまでを対象とするなど要望実現に努めてまいりました。支給総額は、年齢を拡大した平成13年度は1,105万6,363円、平成20年度には1,083万3,024円、平成22年度は1,387万9,019円、平成26年度には1,610万9,968円と、対象年齢の拡大に伴い、増加の傾向にあります。また、本事業は埼玉県の助成事業ですが、補助の対象は小学校就学前までの乳幼児までで、小学校就学以降のお子さんの医療費については町の単費により運営している状況で、子育て支援の観点から、福祉医療のさらなる充実を図る必要があると思われませんが、対象年齢の拡大については、恒久的な財政支出の増加を伴い、大きな負担が予想されます。また、秩父郡市の市町の対象年齢は平成27年4月1日現在では通院、入院とも15歳年度末となっている状況です。このような状況を勘案しますと、現在のところ対象年齢の拡大は予定しておりません。

2つ目の秩父郡市以外での窓口負担をなくすことはできるのかについてお答えします。現物給付は、平成25年度から秩父郡市医師会や秩父郡市内の医療機関のご協力を得まして実施しているところです。秩父郡市以外の医療機関については、一度医療機関でお支払いをいただき、後日負担分を町に申請し、窓口払いする方法となっており、平成26年度の支給状況は総件数1万429件、総支給額1,610万9,968円で、このうち窓口払いは538件、244万8,248円となっております。現物給付を進めるには、関係する医師会、また関係する医療機関のご理解を得る必要があります。このため、まずは関係機関の意向や手順の確認をするなどについて調査研究を行わせていただきたいと思います。また、埼玉県町村会を通じて埼玉県に福祉3医療の支払い方法について要望を行っているところです。今後要望結果なども踏まえ、判断させていただきたいと考えております。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 今回の2つの質問は、今後人口減少に歯どめをかける一つの手段ともなるのか、それとも支出ばかりがふえて効果がないものなのか、このあたりの判断が非常に難しいと思います。そうい

った中で、この子ども医療費助成制度について、ちょうど今月の2日にニュースで見えておりましたら、厚生労働省の有識者検討会は子供の医療費のあり方について見直しに向けた議論を始めたようです。全国の多くの自治体では、少子化対策のために無料化にしたりと自治体独自の助成を行っておりますが、独自に助成を行った場合、国から自治体への補助金が減額されるなどペナルティーが科され、無料化拡大の妨げになっていたようです。子育て支援や地方創生の観点から、自己負担や医療費助成がどうあるべきか、このペナルティー制度の見直しについても検討する一方で、医療費助成により容易な受診につながっていること、いわゆるコンビニ受診への対応策をセットで検討していくといった報道をしておりました。町としても、何十年も前から取り組んでいる助成や補助制度などもほかにもあると思いますが、時代に合ったものに改めることも必要なのではないのでしょうか。

この子ども医療費支給に関する条例は子供の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、昭和48年から長瀬町でも施行されているようです。長瀬町のホームページを見ますと、子供の医療費の一部を町が支給することにより保護者の経済的負担を軽減し、子供の福祉の増進を図ることを目的とした制度ですとあります。この条例をつくった当初は何歳までが対象だったかわかりませんが、先ほども答弁でありましたけれども、要望があるたびに年齢を引き上げていったということですが、最近では埼玉県でも越生町や滑川町、新座市などで助成する年齢を18歳までに延長しているようです。また、寄居町でも今回の議会で医療費助成を18歳までにする議案が提出され、委員会付託となったようです。

先ほど関口議員の質問の中で企画財政課長より、子ども医療費助成制度や保育医療減免制度について、人口減少対策の答弁としても出ておりました。こういった例えば18歳まで医療費無料にしていますといったことは、若者の定住促進や少子化対策にも少なからず効果はあるのかもしれませんが、しかしながら、こういった助成には町からの持ち出しも多くかかるために、前にも私も話していると思いますが、周辺自治体、特に秩父地域の市町村と競争になってしまうのはいかがなものかと思っております。

次に、2番目の医療費の窓口負担の件ですが、こちらも寄居町で見ますと、寄居町は深谷市だけで206カ所、そのほか本庄市、美里町、熊谷市、上里町、神川町の医療機関でも窓口負担はないようです。本庄市でも、児玉郡や深谷市、寄居町では負担はありません。長瀬町の住民からすると、医療機関以外のことを考えても、寄居方面に行くことも多いのではないのでしょうか。利用者のことを考えて窓口負担をなくしているのであれば、寄居方面の医療機関の窓口負担もなくすべきと考えております。

今回の一般質問では、これらの件に関して当町としてどう考えているのか、今後どう検討していくのかということを持たすために質問させていただきました。先ほども答弁をいただいておりますが、最後にもう一度、ちょっと返答は難しいかもしれませんが、2点確認させていただき、質問を終わりたいと思います。1つは、町として子供が必要とする医療を容易に受けられるよう費用負担をしているわけですが、この子供の年齢は幾つと考えているのか。現在は15歳までですが、高校生は子供と見ていないのか。もう一点、町の考えとして、窓口負担の軽減に関しましては、利用者の負担をなくすためなのか、ただ秩父郡市の市町に合わせて行っているだけなのか、こちらを伺わせていただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中健健一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子ども医療費の対象年齢が18歳が適当か15歳が適当かというようなご質問になろうかと思えます。なかなかこの辺の判断は難しいと思うのですが、この制度ができた当初の目的は、乳幼児、当時ゼロ歳から3歳までだったと思いますが、その乳幼児の方の医療費を少しでも軽減しようというこ

とが始まりだというふうに考えています。そうしますと、18歳になりますと、そこが適当かどうかということなのですけれども、この辺については、15歳から18歳までの医療費の動向ですとか、その辺を調査させていただいて適当かどうかを検討させていただきたいというふうに考えます。

また、利用者の負担を軽減することが優先されるか、もしくは郡市内の医療費制度に合わせるのかどうかというふうなご質問になろうかと思えます。これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、町独自の考えで制度が拡充できるというふうには考えておりませんで、どうしても医療機関ですとか医師会との調整が必要になってくるというふうに考えています。今のところ寄居町、大里ほかの医師会とのやりとりというのもまだ行っていない状況ですので、先にその辺のご協力していただけるかの意向を確認をさせていただいて判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君、2番に進んでください。

○4番（岩田 務君） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

保育料の減免制度について健康福祉課長に伺います。長瀬町の保育料は、保護者の所得税額または町民税課税額と入所する児童の年齢によって決定し、保育料の減免は、生活保護世帯については全額免除、子供が2人以上同時に保育所に入所している場合は、第2子が半額、第3子以降は無料となっております。しかし、第1子が小学校に上がってしまうと、第2子の減免はなくなり、第3子が半額となります。この保育料減免の制度については、どのような理由で始まったものなのか、また第1子が保育所を退所しても第2子以降の保育料の減免を継続していく考えはあるか伺います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 岩田議員の質問にお答えをいたします。

ご質問の保育料減免制度の始まりについては、平成元年の合計特殊出生率が1.57となった、いわゆる1.57ショックを契機に、出生率の低下と子供の人口が減少傾向にあることを国の問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子供を産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年12月に今後の子育て支援のための施策の基本方向について、いわゆるエンゼルプラン10年計画が策定され、同プランを実施するための緊急保育対策等5カ年事業があわせて策定されたことが保育料の減免制度の始まりであります。現在国の施策として若年子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、同一世帯から保育所等に同時入所している場合に第2子を半額、第3子を無料とする減免割合が示されており、その減免割合を県内全ての市町村が採用しております。この減免割合を採用している場合には、減免分の補填額も含まれた保育所運営費負担金が交付されているところでございます。

また、町では平成元年ごろより保育料が国が定める基準よりも減額した金額や細分化した階層区分を設定し、保護者の負担軽減を行っております。平成27年度以降の保育料は、新制度に変わり、算定基礎が世帯の所得税額から世帯の市町村民税の均等割額及び所得割額に変更になったことや、個々の所得額がそれぞれ違うために、国の定める保育料基準よりおおむね町平均で約3割から7割程度の水準になっているところでございます。よって、第2子以降の保育料減免を継続する場合には、さらに財源を確保する必要があることから、第2子以降の保育料の減免を継続していくことについては今のところ考えてはおりませんが、質問に関連する事業といたしまして、今年度中に保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料の2分の1を軽減助成し、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化の改善を図る埼玉県多子世帯保育料軽減事業の準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁をいただきましたが、いろんな部分で制度が変わってきていることもあるのかなと思います。幼保連携の観点や子ども・子育て支援法の関係でも昨年あたりから何か変わってきているものもあるというのは承知はしておりますが、まず長瀬町のホームページを見ますと、この保育料減免制度と幼稚園就園奨励費補助金制度は定住支援策の子ども・子育て支援のページに掲載されております。幼稚園の補助金のほうは、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、町の幼稚園教育の振興に資することを目的として要綱で定められております。これに対し、保育料の減免制度については、長瀬町では規則として決まっていたようですが、どこを探してもこの減免制度を始めた理由が見つからなかったもので、ちょっと伺わせていただきました。

しかしながら、定住施策の子育て支援の分野に掲載されているということは、幼稚園の補助金と同じような理由で始めたのではないかと考えます。先ほどそれは答弁いただいておりますけれども、今回の質問でどのような理由で始まったものなのかをお聞きしたのは、2つ目で質問しております。なぜ同じ時期に保育所や幼稚園に入所していないと保育料が減免できないのかを知るためでもあります。始めた理由が、先ほどもおっしゃられたように、保護者の経済的負担の軽減であるのであれば、小学校に上がったから経済的負担がそれほど減るとも思えません。文部科学省の平成24年度子供の学習費調査、学校種別の学習費を見ましても、ここでは幼稚園と比べておりますが、学校教育費は、小学校では少し下がるものの、学校外活動費、塾や習い事などの支出を入れた学習費総額は、幼稚園23万100円、小学校30万5,807円、中学校45万340円と、大学等への進学が近づくにつれて増加傾向にあります。これに衣食住を考えますと、成長するごとに食事の量もふえるでしょうし、おしゃれな服を着るようになり、生活費も上がっていくのではないのでしょうか。

今後埼玉県では、保育料無償化制度として、市町村も同額を負担することで全県的に無償化を進めるようです。国の現行制度では、3人の子供が同時に保育所に通っていなければ対象から外れますが、県は第1子、第2子が就学している場合も補助するようです。このように、県としても超少子高齢化社会を見据えた社会保障政策としてさまざまな施策を打ち出しているわけですが、単純に考えても、子供が2人、3人、4人とふえていけば、経済的負担がふえるのはおわかりいただけると思います。しかしながら、現状では、3人目ができて、上の2人が就学してしまえば全額負担になってしまいます。ちなみに高砂保育園では、3人同時に通っている子は3組、たけのこ保育園では1組だそうです。こちらに関しましても、町の持ち出しがふえる問題でございますので、隣町がこうだからといったことではなく、独自にこういった施策を考えていないのかと思い、お聞きいたしました。

最後に、2点伺って質問を終わりたいと思いますが、私は、埼玉県が第1子、第2子が就学してからも第3子以上を無償化にするといのは、就学してからも負担があることに変わりないと考えたことも理由の一つだからと思いますが、町としての推察を伺います。

また、もう一度お聞きしますが、人口減少に歯どめをかけるためにも、最近では結婚する方も減っている中、一つの手段として、新たな保育料減免制度で経済的負担をさらに減らし、安心して子育てできる環境をつくることで、1つの家族にもう一人、2人と子供を産んでいただけるかもしれません。当町独自の保育料減免制度の施策として、1人目が就学しても2人目半額、3人目以降は無償化にはやはりできないものなのか、また検討できないものなのか伺います。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、今年度中に埼玉県の子世帯保育料軽減事業の準備をしているお話ですが、この12月議会のほうで予算をお願いしようと考えているところでございます。また、平成28年度、新年度におきまして、財政の問題もありますが、この埼玉県多子世帯保育料軽減事業につきましては、2分の1は埼玉県の負担、残り2分の1は町の負担ということになっております。その2分の1の予算の手当ができますならば、来年からは無料ということになる予定で今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番です。それでは、質問させていただきます。

地方創生について。国で推進する地方創生について、当町では工夫を凝らし、町の独自性を出すように鋭意努力しているところかと思えます。そこで、その内容が住民の民意を酌み、住民の英知を出し合ったものとなるよう推進委員会を立ち上げているのだと思えます。その推進本部の委員構成と進捗状況がどのようになっているのか、またその内容を住民にいかに周知し、改善していく予定なのか伺います。

たびたび言っていますが、4項目の質問を用意していますので、手短によろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

地方創生に係る推進委員会の構成と会議の進捗状況、住民への周知についてのご質問でございますが、まず長瀬町地域創生推進会議の委員構成でございますが、議会より議長、学校関係では中学校長、第二小学校PTA会長、区長会、団体推薦で観光協会、商工会、商工会青年部、赤十字奉仕団、コミュニティ協議会、母子愛育会、シルバー人材センター、関係機関からJAちちぶ長瀬支店、秩父公共職業安定所、埼玉りそな銀行、秩父鉄道、それから6月に一般公募いたしました方3名の計18名、そのほかオブザーバーとして埼玉県秩父地域振興センターを委嘱をしております。

会議の進捗状況といたしましては、7月29日に第1回の推進会議を開催し、地方創生の概要の説明、今後のスケジュール、長瀬町の人口分析等の概要を説明いたしました。この会議は、4回の開催を予定しております。現在町民3,000名を無作為に抽出し、住民アンケートを行い、集計中でございます。また、会議の内容の周知でございますが、会議録等を町ホームページに掲載し、周知を図ってまいりたいと考えてござい

ます。会議録ができ次第、掲載したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 平成27年第2回臨時会で、地方創生に関し、町として住民の意を問うような委員会をいかに立ち上げるのか質問しました。これに対し、企画財政課長は「委員の公募を行っており、その方法は区長回覧とホームページに掲載している」と答弁し、議事録にも記載されています。ほかに「6月に推進本部を設置していきたい。スケジュール等は各議員に後日詳しい説明をする。一般の町民を含めた推進会議を年4回開催する予定である。委員会を開催する前には、必ず議会にその内容を示して、後日地方創生全体計画やスケジュールを示していきたい」これこの議事録にありますからね。議事録の24ページから25ページにその内容については記載してあります。しかし、今町長の答弁を聞くと、企画財政課長の答弁とは異なっていると思います。なぜか。その内容を議会に示してというふうな答弁があります。もう7月29日に第1回を開いたということでもありますので、これが示されていないということです。我々議員は町民の代表という立場でもあります。示すと言ったのだから、示していただかなければ困るのではないかなど。その点について企画財政課長に。そのほかに、今の人員構成ですが、年齢構成、男女比、それから原稿提出者、ホームページ等で400字詰め原稿用紙2枚以内に自分で要旨をまとめて立候補してくださいというふうなのが出ましたけれども、その原稿を出した人が一般で3名選ばれているのか。その原稿の内容はホームページで見ることもできなかったということでもあります。その点について企画財政課長に答弁をよろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、委員会にかける前に議会のほうに報告するというところでございましたが、第1回の推進会議につきましては、議員の皆様には6月4日の全員協議会で説明させていただいた内容と同等なものを7月29日の第1回の会議にはお諮りしております。この間に委託業者が決定になっておりますので、書式等はちょっと変更にはなっておりますが、説明内容につきましては全く同じものがございます。ですので、6月4日の全員協議会で説明をさせていただいているとうちのほうは認識させていただいております。第2回目以降につきましても、推進会議の前にまず町の本部会議を開催をいたしまして、町の庁舎の中にある課長会議、課長クラスが主になっております本部会議をまず開きまして、そこでたたき台をはたいて、その後議会に報告をさせていただきます。その後推進会議を開催する予定で進めさせていただいております。それと、男女比、女性の方は4名です。あとは男性の方です。それと、一般公募の方につきましては6名でございまして、そのうち選考により3名とさせていただきました。先ほどの応募に当たり各個人から出てきた私はこういうふうにやりたいというようなことにつきましては、あくまでも選考会の資料でございますので、公開をするということは現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 課長のほうに年齢構成についてちょっと触れていただけなかったのですが、申しわけないのですけれども、かなり年齢は高くなっているのではないかなと思うのですけれども、ある程度何歳から何歳ぐらいまでと。二小のPTAの会長さんなんかは若いと思いますけれども、そもそもこの内容が官民とかいろいろ多分配慮してこの19名に入っていると思います。しかし、若年層というのですか、若

い人たちという代表がどれだけ入っているのかということ、この地方創生について若い人たちの意見をどう取り入れるか、その工夫があるのかどうか、その点について1点お聞きしたいと思います。

なお、この地方創生につきましては、地域特性を把握した効果的な政策を立案するようにと国のほうで言っています。そのために、先ほど町長も述べられましたが、アンケート調査していると、多分2,000人にと書いてあったような気がします。3,000人ですか。ちょっと私2,000人と読み違えたのですけれども、3,000人にアンケートを配ったと。そのアンケートなのですけれども、例えば人口ビジョン総合戦略という言葉が載っています。これは、内容的に非常に難しいという方が多いのですよね、はっきり言って。我々多少は理解していますけれども、3,000人の人にアンケートが配られたと。ただ、地方創生について、人口ビジョン、地方版総合戦略を立案するに当たりというふうな名目で書いてあると。何なのですか、これという方が何名かいらっしゃいました。確かにこれについてももう少しその表紙のところでこういうことでという説明があっただけだっただけではないかなと。内容は見させていただきましたけれども、そういう町としての住民への配慮というのが必要だったのかなと。それが2点目。あと1点は、町長は埼玉県県男女共同参画委員になられると。この委員構成を見ると、女性が21%ということです。ちょっと努力が足りなかったのではないかなと。その若年者とその点について、企画財政課長でも町長でも結構です。お答え願います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この地方創生推進会議はこれからの長瀬町を考える会ということでございまして、私からもなるだけ若い人に出てほしいという思いがございまして、各会と申しますか、あとPTAですとか、そういうところに配慮をさせていただきました。特に本来ですと、PTA会長さんは、PTA会長さん、お願いいたしますというお話になりますと、多分ここあたりは中学校のPTA会長さんが出てこられる場面ではないかと思いますが、あえて第二小学校の会長さんが女性の若い会長さんであるということ踏まえて、ぜひこの人をお願いしたいということで、私のほうから話をさせていただきました。それからまた、観光協会、商工会ですとか、そちらに対しましても、役は持っておりますけれども、なるだけ若い人を出していただきたいということでお話をさせていただき、観光協会、それから商工会も人選をしていただきました。また、赤十字奉仕団につきましても、赤十字奉仕団をお願いいたしますということになりますと、当然これも委員長が出てくるわけでございしますが、そうではなくて、団の中からもなるだけ若い女性を出していただきたいということで、私のほうからお願いをした経緯もございします。

そういった中で、女性の人数が少ないのではないかなというようなお話でございしますが、なかなか女性が出てきていただけない。きょうもたくさんの方がおいでいただいておりますけれども、この中と同じように男女比を見ても、女性は30人きょうおいでいただいておりますかね、5名しかいらっしゃらない。これが現実かなという思いがいたしております。その中で、私も男女共同参画推進委員ということで県のほうの会議に出させていただいておりますが、やはり本音と申しますか、そういった部分で大学の女性教授となかなか女性が出てくるのは大変だという話をよくさせていただいております。そういった中で、これから私たちが、特に私が女性町長ということで、しっかり頑張っていかなければならない立場であるという思いを強くしているところでございます。

それからまた、人口ビジョン総合戦略という非常に難しい言葉というお話でございしますが、言葉としては難しかったかもしれませんが、中身は私も見させていただいておりますが、さほど難しい内容ではござ

いませので、アンケートに答えていただくのには、それほど難しくは考えなく皆さんが回答をしていただけたのではないかと考えております。その中でまた、ご自身の考えも書いていただく箇所もございました。そちらに思いのたけを書いていただけたらありがたいなと考えているところでございます。これから集計をさせていただきますので、内容につきましてはこれから出てまいります、そのようなことも踏まえながらしっかりと進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に進ませていただきますが、今の町長の答弁に対して一言、なかなか難しいことではありますが、町長が町長の部屋で大学教授と話しているとか、そういうところも私は見えますけれども、変えていくのだということ、地方創生で今までと違うのだということ、ぜひ集まった方々にそういうことで進めていただければと思います。

続いて、プレミアム商品券について。このたび政府は、地方創生の一環として地域住民生活等緊急支援のためのプレミアム商品券の発行あるいは低所得者向け賞品・サービス購入券への助成を行いました。当町では、長瀬お宝商品券プレミアムとして、地域消費の喚起を促すことを目的としてこの事業を行ったと思います。そこで、この事業の事業主体はどこか、当町として配慮した独自性はどのような点か、国の示す運用スタンスの優遇はあったのか、事後評価の公表をどのように考えているのか、国が示す低所得者への厚い支援をいかに見据え、実施したのか等について伺います。簡潔にお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

プレミアム付商品券の発行事業については、国から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）を受けて実施をしている事業でございます。1の実施主体については、長瀬町商工会でございます。商品券発行のノウハウに精通する商工会が実施主体となることが国で言う早期実施につながると考え、商工会と協議し、実施していただくことになりました。

2の町としての配慮した独自性につきましては、販売窓口を長瀬町商工会事務所内に加え、長瀬駅に隣接する長瀬町観光協会事務所内にも設けて、町外から遊びに来られた観光客の方にも購入しやすいよう配慮し、その商品券を長瀬駅周辺の商店街や観光施設等で利用していただくことによって当町での観光に消費喚起を促すよう配慮いたしました。

3の国の示す運用スタンスの優遇はあったのかとの点につきましては、当交付金の交付に際し国で示す考え方として、地域における消費喚起に直接効果がある事業に的を絞るという観点に基づき事業実施していくという考えがあります。町としましては、そうした考えに基づき実施しておりますが、事業実施を進める中で、事業概要や基本的な考え方に反するものでない限りは、地方公共団体の裁量により計画内容を自由に変更できるというものが優遇として取り上げられるかと思っております。

次に、4、事後評価の公表をどのように行うのかについてですが、事業終了後に国で示すアンケート内容による調査により事後評価を行うことが必須事項となっておりますので、それに基づき国へ報告し、国が公表することとなります。

最後に、5、国の示す低所得者への厚い支援をいかに据え、実施していくのかについてですが、国としては、消費喚起効果の高いプレミアム付商品券や旅行券などを推奨し、低所得者向け商品・サービス購入券等の発行はプレミアム付商品券の発行が困難な場合に行うこととしているため、低所得者支援のための賞品サービス購入券の発行はしておりません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 町長の今の答弁で、運用スタンスの優遇についてなのですが、私が読み取ったところによりますと、この運用スタンスの優遇については、財政力指数であるとか、人口であるとか、地域性であるとか、そういうものについて厳しいところに広く交付金で与えると、そういうふうに取り取ったのですが、今の町長の答弁ですと、ちょっと内容的に違うのではないかなと。運用スタンスがあつてこの1億2,000万円のお金が来たのかどうか、多分そういうことだと思うのですが、そういう資料出したと思いますが、続いてこの長瀬町として商工会にということで、観光協会と2カ所にと。ネット販売等を試みるということができたか。それはやらなかったのではないかなと。

もう一点、埼玉県の方で示しているこの商品券の販売についての結果ですが、そこに担当課というのがありますよね。どこが担当したかと。長瀬町を見ると、長瀬町商工会と書いてあります。秩父だけです。ほかに埼玉県全部見ましたけれども、秩父に限定して言います。役場担当課が入っていなかったのは長瀬町だけです。例えば横瀬町であれば振興課とか、全て課と商工会が入っていたりとか、この委員会であるとか並列して書いてありました。長瀬町は商工会だけしか書いていない。なぜ担当課がそこに入っていなかったのかということについて質問します。

それから、町としての工夫というのですかね、いろいろあつたかと思えます。鳥取県では旅行券を50%で出したと。これは県ですが、ネット上で販売して4分で売り切れたと。日本中で4分で売り切れたと。福島県でも旅行券50%でやったところもあります。それをやったからいいというわけではありませんけれども、30%上乘せもありましたよね。私は、この商品券販売日が月曜日であつたということ、それがやはりちょっと勤めをしている人は買えなかったのではないかということ、あと観光協会で売ったものについては上限が2万円ということであつたと。それが何か崩れて、いつの間にか売れないので、旅行者でなくてもいいというふうなことになつたというようなことで、私は一切買うつもりもなかつたし、買わなかったのですが、そういう話も聞いているのですが、それでは行けば買えたのかなという人もいたりします。その点について手短によろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ネット販売につきましては実施しておりません。それから、町の名前が入っていなかったというお話でございしますが、町の名前を入れなければいけないという、特にそういった指導は国からいただいはなかったと思ひます。しかしながら、ここまで参ります過程の中で長瀬町観光協会、それから商工会、それから産業観光課でしっかりと議論をさせていただき、最終的に商工会、そしてまた観光の町ということで観光協会でもというお話になつたわけでございます。曜日につきましては、月曜日であつたというお話でございしますが、これにつきましてはお話し合いの中でこの日を設定をしたのだと私は伺つております。

それから、観光協会が2万円であつたものがだんだん崩れていったというお話でございしますが、当初は観光協会のほうでも結構売れるのではないかというもくろみがあつたわけでございます。観光客に買つていただいて、船下りをしたり、それからお食事をしていただいたりということで、観光協会も販売をしたほうがよいだろうという話し合いになつたと伺つております。しかしながら、観光協会に来た観光客にお勤めをしますと、最低でも1万円ですから、きょう1日1万円を長瀬町で全部消費するのはどうかなというふうな方たちがたくさんいたように伺つております。そういった中で、観光協会としてはだんだんその

ような形が出てきたのだらうと思いますけれども、私の耳に入っておりますのは、あくまでも長瀬町は観光協会は2万円ということで私の耳には入っておりますので、そちらのほうは私のところには報告は受けておりません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先見の明ということがありますよね。ですから、先ほどもネット販売をというお話もしましたけれども、それだったら観光客用にネット販売もできたのではないかなと。これはやはり行政を預かる、または産業観光課の責任にしては申しわけないのですけれども、そういうことも必要だったのではないかなと思います。そのことは追求しませんけれども、では工夫ということで、いろいろあるので、近くの寄居町は子育て世帯の人については前日に発売しました、前日発売で10%上乘せしました、子育て世帯の人には。ほかに私が調べたのは、これは市なのですけれども、子育て世帯の人にはさらに20%上乘せしました。それで、売る場所も、大型小売店とか、そういうところでもやっとな。これは、期日も2日前ということで、子育て世帯だけを対象に売った。ですから、長瀬町は子育て世帯の人たちに優遇するという気持ちがあればできたのではないかなと思います。なぜそういう工夫をしなかったのだらうと。なお、県につきましても、プレミアム商品券を全部見せていただきましたが、同じですよ。もしかしたら、余り大型小売店はありませんけれども、大型小売店さんと地元の業者さんで色を分けると。これも場所によっていろいろ、40%、60%とか、20%、80%とか、その工夫をして色を変えていると。この券は大型小売店に持っていても使えないのですよと、そういう工夫がされていると。商工会の責任だけではなくて、そこまで町として深く関与するべきだったのではないかなと。もう終わったことですが、そういう工夫が今後必要だらうということでお話ししています。

あと1点、この商品券なのですけれども、このパンフレット、よく見ていただくと、パンフレットも案内パンフレットもそうです。ライン下りの船が通っていますよね。このライン下りの船のお客さんがライフジャケットをつけてません。これは、小型船舶操縦法第23条36項で国土交通省船舶職員及びという法令があります、ここに載っています。救命胴衣を着衣させること、また場合によってはそれが望ましいということがうたってあり、長瀬町ではライン下りで救命胴衣を着ていると。あのパンフレットでは着ていないのですよ。そこをチェックしたのですか。その点について伺いたいと思います。課長でもどちらでも結構です。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問に対してお答えをさせていただきます。

いろいろとよそのまちのこのたびのプレミアム付商品券についてのお話をいただきました。長瀬町は、秩父地域1市4町あるわけですけれども、1市4町の首長5名が集まりましたときに足並みをそろえましょうということで20%にさせていただいたという経緯がございます。

それから、売り場についてでございますが、議員もご承知のとおり、長瀬町は商店といひましても大型店があるわけでもございませぬし、衣料品店ですとか、そういった部分が限られてしまっているという中で、やはりそのところがちょっと寄居町さんあたりとは違ってくるかなと思っております。ちなみに長瀬町のお客さんが皆野町の商品券をたくさん買い求めたというお話、多分議員の耳にも入っていらっやると思いますが、それもやはり長瀬町の商店がちょっと少ないというような中でそのような現象が起こったのかなと思っております。

その中で、町としての工夫が何もなかったかといいますと、長瀬町といたしましては、その分商店だけではなくて、町内の大工さんですとか、それからペンキ屋さんですとか土木関係の皆さん、そのような方ですとか、あと車販売業者、いろいろなもろもろなところにお話をさせていただき、そちらでも使わせていただけるという了解をいただいた業者さんにはお願いをいたしました。ですので、町といたしましてはいろいろな職種にお願いしたという経緯がございまして、こちらは町のほうの努力があったからかなと私は思っているところでございます。

それから、ライン下りの乗船の方がライフジャケットを着用していなかったというお話でございます。これを商品券を発行いたしました商工会に確認をしましたところ、印刷会社との打ち合わせの段階で一番よいと思われる写真を使用してしまったということでございます。船下り業者からは、写真の取り扱いについて、ライフジャケット着用写真を使用することなど打ち合わせができていたのですが、町ができ上がりのポスター確認をした時点でも、平成23年以前の写真と気がつかずにライフジャケットを着用していない写真を使用してしまったということでございます。現在では、平成23年の天竜川の事故を受けて、乗船者には必ず着用していただいております。今後は細心の注意を払いまして、このようなことのないようにしてまいりたいと思っております。

また、実は昨日、二瀬ダム、それから浦山ダムのほうに用事がありまして伺いまして、こちらの4ダムの資料をいただいております。この中で長瀬町はライン下りを載せていただいておりますが、後で議員にも見ていただくとわかりますが、この写真も23年以前の写真のようでございます。ライフジャケットを着用していません。やはりそこまでなかなか気がつかないという部分もございまして、今後はしっかりと注意を払っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今の答弁に関しての簡単なコメントを言わせていただきます。

この限度額というのがわからないのですが、例えば30万円をみんなが買ったとすると400世帯しか行き渡らなかったという計算になりますよね。全部で2,908世帯ですか、今世帯数が。それを総額で割りますと1世帯当たり4万1,000円ぐらいになるわけですね。だから、そういうところも見た町政をしていただければと思います。

次に移ります。安心して暮らせるまちづくりについて。安心して暮らせるまちづくりのために最も必要なことは、住民の声に耳を傾けることではないでしょうか。町では、国の指示のもと各委員会組織等が整備されていますが、形式的な傾向が強いのではないのでしょうか。住民が安心して暮らすために何が必要なのか、不特定多数の住民が参加でき、生の声を聞くことが可能な住民協議会などを開くことが必要と考えますが、どのようにお考えか伺います。

さらに、町への提案制度は、町民が主役、そして開かれた町政を進めるためのうたい文句で実施されていると思います。しかし、その内容が公開されていないので、その概略公開の可否と施策にどのように具現化しているのか伺います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1つ目として、住民協議会の開催についてでございますが、以前の議会でも回答させていただいておりますが、いろいろな集まりを持ってもなかなか人が集まらない、集まりましても、同じような方が参加さ

れておりますので、この状況では一部の意見を持っている方のみの意見となってしまう、議員のおっしゃる町民の総意にならないのではないのでしょうか。公募についても今現在ではそのような状況になっております。また、大勢の方がいる場所では意見を言えない方も多いとも思っております。ただ、このような集まりを全否定をしているものではございません。直接お話を聞くことは大事なことであるということは十分承知をしております。町で集めるのではなく、地域や団体から話し合い等の要請があり、そこに出向いてお話をするというようなことができればとも考えております。

また、大勢の方からご意見をいただく手段としましては、住民アンケート調査が有効であると感じております。今回も地方創生総合振興計画策定に伴い、3,000名の町民の方にアンケートをさせていただいております。なかなかこれだけの方の意見を聞くことはできないと思いますので、今後もアンケートを中心に実施していきたいと考えております。このようなことから、議員ご質問の住民協議会等の開催につきましては、現段階では考えておりません。

しかしながら、先日七草寺めぐりを私バスに乗らせていただいて各お寺を回りましたならば、そのお寺の留守居役をされている方々からいろいろなご意見をいただきました。そして、女性町長で非常に話がしやすくていいやというお話もいただいております。そういった世間話の中からもいろいろなヒントもいただけているのではないかなと思っております。

続きまして、2つ目の町への提案制度による提案の公開の可否と施策をどのように具現化しているのかとのご質問でございますが、この提案制度は、よりよいまちづくりを進めていくために日ごろから思っている提言や要望などをお伺いし、まちづくりに反映しようとするもので、平成26年度は32件の提案、要望がございました。そのうち匿名が5件ありました。提案への対応につきましては、翌日から約2週間ぐらゐの間に関係課より提案者に回答をさせていただいております。回答内容につきましては、予算がかからないものやすぐにできるものにつきましては即対応させていただき、将来のことについてや予算がかかるものにつきましては検討させていただくと回答をさせていただいております。公開につきましては、現在翌年5月の広報ながとろに掲載をしております。広報紙のスペースの問題もございますので、数件の提案と回答を掲載させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） なかなか時間が気になる場所ですが、町長は「町民とともに安心して暮らせるまちづくりを目指していきます」と公約されています。もう一回言います。「町民とともに安心して暮らせるまちづくりを目指していきます」今答弁されたことを考えると、いろいろな団体とか、そういうところで話をしていると。いわば日の当たらない人が8割ですよ。その人の意見も聞かなければならないのではないかなと。公聴会をやったら出てくるとは非常に考えにくいところですけども、アンケートを実施したということには、一歩前進はあると私は思います。

さて、安心という言葉ですが、町長はその安心ということをどのように捉え、安心して暮らせるまちづくりを想定しているのか。大変抽象的になると思います。でも、それを一番メインにうたっているのですよ。これ広辞苑の安心です。安心とは、不安、心配がなく、心が安らぐ状態と。この語は否定語で曖昧さを持っていると。なお、人によって主観に左右される言葉であると、こういうことですよ。町長が思う安心で暮らせるまちづくりというのは、一体どんな状態なのかをひとつお聞かせ願いたいと思います。そのことについて今回のアンケート等からもぜひ拾い出して、そのことを町政に生かしていただきたいと。

それから、提案制度についてですが、やはり私は、その内容を公開して将来のたたき台とすべきではないかなと、そのように思っているわけですが、特によろしいですか。提案制度は、多くの自治体で公表していると。それから、提案に対し、企画委員会で審議し、回答していると。協働によるまちづくりの基本となることなので、パンフレット作成などにより住民に周知していると。こんな3点なのですけれども、全ての町ではないのですけれども、この提案について公開している。企画委員会で当然審議していると。この提案というのは、あくまでも要望とは違いますよね。そういう内容もあると思います。道路を補修してくださいとか、拡張してくださいとか、これも提案に多分出てくるのではないかなと。これは提案ですが、要望です、私が考えるに。町を将来どうしていきたいかという提案について、真剣に考えて提案されている方もいらっしゃると思います。私も何名かの方から、その提案内容について、こんな内容をしたからどうだというふうなお話はいただいています。内容についても承知しているところもあります。私が承知するのではなくて、町全体でそれを共有できるような提案制度になっていけばと思います。

なお、もう一点、町長があらゆる年代、性別の意見を取り入れるということで、子ども議会、女性議会を開くと言われていますが、この議会自身も問題あるかと思いますが、まだ開かれていないと思います。開くと言われてます。子供の意見、多くの女性の意見を吸い上げるためになぜ開催しないのか、その点につき簡潔にお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の質問にお答えさせていただきます。

安心して暮らせるまちづくりということで、安心ということ町長はどう思っているかというお話でございますが、私が考えます安心というのは、老後の安心、それから災害のないまちづくりですとか、健康で安心して暮らせるということだと私は思っております。その中でいろいろな事業を進めさせていただいております。

それから、提案につきましてでございますが、やはり議員おっしゃるとおり、提案というよりも要望が多ございます。これにつきましては、この資料を後ほど議員にお配りしたいと思っております。それと女性議会、それから子ども議会を開きますと私もマニフェストの中に載せさせていただきました。これにつきましては今検討をしております。ただ、学校の行事が多いものですから、なかなかその日程が合わないという実情がございまして、なかなかこれが実施できないでおりますが、検討させていただいております。

それから、2割の意見しか聞いていないのではないかというお話でございますが、多分議員も承知をしておっしゃっているのだと思います。なかなか自分の声を出せないという方が多いだろうと推察する中で今回実施しましたアンケート、こういうものを今後生かさせていただき、皆さんからアンケートによるご意見をいただくのが一番得策かなという思いもいたしておりますので、今後もこのような方法をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 長瀬町は8月31日現在、7,544人の住民が暮らしています。我々もそうなのですが、安全と安心は違いますよね。反意語で不安と恐怖がありますよね。不安と恐怖もまた違うと思うのですよ。町長が言われたのは安全な町ですよね。安心も一部入っていますけれども、7,544人の思いが違っていると、当然そういうことになるわけですが、例えば金銭面であるとか、精神面であるとか、老後である

とか、今生きるとか、いろいろなトラブルであるとか、そういうものがあるのですが、では具体的にこれはと出せないと思います。しかし、ある意味安全を含めて、安心な町と町民が考えられるような町政を今後も続けていっていただきたいと。そのために1つだけ、ほかの町がこうだったからとか、これがこうだったからとか、そういうものは払拭していただきたいと。町長は、女性の首長であるということを何回も言われています。女性の細やかな目であるということも言われています。それを発揮するというのが町民が期待しているのではないかと思います。だから、今までこうだったとか、先ほどの子ども議会も学校の行事があると。これ行事があつて当たり前と考えなければいけないと思います。その中で、少人数でもやってみるとか、そういう積み重ね、1回やったからいいということではないと思うのですよ。だから、そういう町政をぜひ進めていただきたいと。これは要望ですので、答弁は結構です。

次に移ります。学校教育の現状について。学校は、学校教育法で目的、目標が明示され、当町でも各学校でそれをもとに学校教育目標や目指す学校像等を掲げ、教育活動を実施しているのだと思います。教育とは、児童生徒が安心して学校に通い、人間として優しくたくましく成長する場の提供であり、その実践にはゆとりのある教師の心が必要です。しかし、日本では世界に例を見ない超超過勤務教師の実態が問題視され、当町も例外ではないのではないのでしょうか。教育委員会では、地域の将来を担う児童生徒の育成という観点でいじめ、過剰指導、不登校などの問題をどのように把握し、どのように対処しているのか伺います。できれば教育長、ごく短くお願いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 学校教育の現状についてご質問にお答えいたします。

教育委員会では、定期的に小中学校を訪問して、学校経営を充実するための指導、助言を行っておりますが、各学校の教育上の課題については、校長会議と教頭会議を毎月開催して児童生徒の生活状況や教職員の指導状況などを把握し、その対応と改善策について協議し、課題解決に努めております。また、毎月の出席状況調査やいじめ問題行動調査などの各種調査報告から状況を把握し、いじめ、不登校等の問題の早期発見、早期解決のため、さわやか相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携により迅速な対応に努めております。教職員の資質向上については、小中学校の全ての教職員を対象とした合同研修会の開催や要請訪問において指導者を派遣し、教職員の指導力、授業力の向上に努めております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、教育長に再度質問します。

人間が人間を教育する、大変難しいことだと思います。今当町の教育委員会としての役割等を簡略に述べていただきました。教育の目的というのは、生きていくのに必要なすべや知識を身につけさせることが主体だと思います。つまり人間としての自己を確立させるということだと思います。そのために学校でも先生方は努力されていて、学校を運営なされていると思います。そこで一番大事なのが教師と子供の心の通った教育の実践ということになろうかと思います。そのために、教育者は心にゆとりを持って、優しい心で子供たちと接するということが必要かと思います。

冒頭でも述べましたが、世界に類を見ない超超過勤務の実態と。平均すると日本は一月に80時間を超すと。したがって、授業日数で割ってみると、1日少なく見積もって3.5時間ぐらい、教職調整額という超超過勤務の手当は出ていますが、そういう状態であると。2回ばかり議会で私は質問しました。先生方の超

過勤務が目につき過ぎるのではないかと。これは、予算面、決算面でも言いました。太陽光余剰発電で第一小学校、第二小学校を比較しても全然額が違ふと。この目に余る超過勤務の実態が改善されないと。教育長は、校長会、教頭会等で指導されているということなのですが、やはり根底にあるのは優しい心で心の通った教育の実践、このためにぜひこのことについて再度指導をしていただけるのか、教育長にお伺いします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員の再質問にお答えしたいと思います。

学校教育について議員さんが非常に関心を寄せていただいて、子供たちのために常に学校教育のことについて心を砕いてくださっていることには感謝申し上げたいと思います。現在小学校も中学校もですが、以前と比べて全て持ち出し禁止になっております。ですので、児童生徒がいる間はそちらのほうの指導に専念して、児童生徒が帰ってから例えばノートを見るとか、テストの採点をするとか、教務日誌にきょう一日の職務のやったことを書くとかいうのがそれ以降になってしまうのですよね。昔ですと、テストの丸つけですとか、ノートですとか、もっと言えば通知表ですとか、みんな家に持って帰ってできたので、学校は大体ある程度の時間になると閉められたのですけれども、今はそれ全て持ち出し禁止になっていて、全部校内でしなければならないことになっています。

先ほど申されたように、教職員というのは勤務の特殊性に鑑みてということで、教職調整額ということを出しておりますけれども、それは単なる制度であって、議員言われるように心にゆとりを持って優しくということでもありますので、常に私のほうとしても、校長会、教頭会、また直接学校に赴いて先生方の前で、できるだけゆとりを持って、また過剰指導と言葉が書いてありますけれども、そうならないようにということはお話ししています。学校のほうもそれを気にとめて、役場もそうですけれども、水曜日はすいすい帰ろうということ今取り組んでいるところがございますし、先生方がある程度ゆとりを持ってきょうの仕事が終わらせて帰るということで、少し遅くなるということであれば、確かに電気代がかかるとか、いろんなことで経費がかかりますけれども、気持ちのゆとりというのは先生方にもあるのだろうというふうに思いますので、その辺は様子を見ながらまた指導してまいりたいと思いますので、ぜひ今後も議員さん学校を見つめていただいて、何かあればまた申し出ていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、本当に簡単に。しつけは家庭で、社会の一員たるためのすべは学校で、これが基本だと思います。教育委員会は、そのために鋭意努力されていると思います。保護者の要望、意見なのですが、多分教育委員会にもあったと思いますが、ことしの夏休み、プール開催日が5日間しかなかったと。お盆前まで非常に暑くて、この状態で何だと。日本は島国ですよ。長瀬町では、水難事故を防止するという観点もあって放送を流したりしていますよ。プールがないのですよね。これは、教職員の研修であるとか何かあると思いますが、うちの子供も泳げるようになって、もう少しやりたいのだけれども終わりだと。7月いっぱい切られてしまったと。こういうことに関して保護者の要望等を受けているのかどうか、それから申しわけないのですけれども、1学期末に学校に行きたくないとか、ういう子供さんが出たということもあったようですが、そのようなことも、定例教育委員会ではなくて、例えば臨時教育委員会を開催して、教育委員会の目的というのは、討議制とか3つの設置目的があるわけですから、全員討議とかあるわけですから、そこでどうしようとか、では実態を見てみようとか、2学期以降はそうい

うことがないようなので、安心してはいますけれども、そこですぐ対応ということも必要だったかなと思いますので、その点プール開催については特に指導できなかったのかをお願いします。

○議長（新井利朗君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） プールの開催のことをございますけれども、教育委員会の定例会でもそれを話題にしまして、回数が少ないのではないかということで学校に問い合わせましたところ、学校は回数ではなくて、要するに泳げない子のための指導と、それから全員が来て指導できるプールに入れるのを別と考えてやっているのです、回数は少なくないのですよという回答でした。保護者の方からも教育委員会のほうに問い合わせがありましたので、そのような説明をさせていただいてご理解いただいたということで、また来年その計画を立てる段階でこちらにも意見を言わせてもらいたいというふうには考えております。

1つ、こんなことで要望してはいけないかもしれないのですけれども、ぜひ議員さん方に、保護者の方から問い合わせがありましたら直接学校のほうに聞いてくださいと言ってくれたほうが話が早いかなと。失礼な言い方ですけども、なぜかという、どうしても議員さんのほうは聞いて答える形になってしまいますので、直接学校のほうに言って校長先生なり教頭先生なりとお話してくださいというほうが学校としてもありがたいのかなというふうに思います。ちょっと余計なことを申しましたけれども、ぜひよろしくお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 次に、1番、井上悟史君の質問を許します。

○1番（井上悟史君） 町道井戸9号線の改良工事と県道長瀬児玉線の安全対策について建設課長に伺います。井戸下郷区より町道井戸9号線の改良工事を要望しているところですが、その進捗状況について伺います。また、町道井戸9号線と県道長瀬児玉線との交差点付近の元気プラザ前から県道長瀬玉淀自然公園線までの間は歩道が整備されておらず、歩行者にとって危険な状態となっております。歩行者などの安全対策を図るため、町として今後どのような対応をしていくのか伺います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 井上議員のご質問にお答えいたします。

町道井戸9号線の道路改良工事、排水整備についての要望は、平成27年1月に出されております。今後道路の改良については、道路の線形、道路排水の流末等々いろいろな方向から検討してまいります。厳しい町の財政状況の中、限られた予算の中で実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、県道長瀬児玉線の元気プラザ前から県道長瀬玉淀自然公園線との交差点までの歩道未改良部についてですが、秩父県土整備事務所にお聞きしたところ、現在歩道整備の計画はないということです。今後町といたしましても、歩行者の安全安心を確保するため、埼玉県、秩父県土整備事務所へ早期に整備が図られますよう要望等を行ってまいりたいと思っております。なお、秩父県土整備事務所では、平成27年度事業で本野上地内高砂橋信号交差点から高砂橋手前の歩道未改良箇所について歩道整備の実施に向け現在用地交渉に向けた準備を進めているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 1番、井上悟史君。

○1番(井上悟史君) 近年は、七草寺めぐり、風布のミカン狩り、岩根山つつじ園など、1年を通じて町道井戸9号線と県道長瀬児玉線を通行するハイキング客などが増加しております。歩行者の安全を図るためにも、町道井戸9号線と県道長瀬児玉線をあわせて早急に整備すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長(新井利朗君) 建設課長。

○建設課長(坂上光昭君) 井上議員の再質問にお答えいたします。

風布のミカン狩り、岩根山のつつじ園、七草寺めぐり等の季節になりますと、野上駅から町道、県道を通りまして寄居方面へハイキングをされる方、観光客の方がふえております。長瀬町へ訪れたハイカーや井戸地域の方々の安全が確保できるよう、歩行者の動線等を考慮しながら井戸9号線の改良について検討してまいりたいと思いますが、先ほどもお答えしましたが、厳しい財政の中で行っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。また、県道長瀬児玉線を早急に整備すべきということですが、町といたしましても、早期に歩道整備計画が策定され、歩道工事が実施されますよう、事あるごとに埼玉県、秩父県土整備事務所のほうに要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(新井利朗君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 井上議員のご質問でございますが、私も地元でございますので、私のほうから一言お話をさせていただきたいと思っております。

この道路につきましては、県道ということで、実はあそこの橋口さんのところから高砂橋まで、そしてまた元気プラザから信号のところまで県のほうに要望をしておりました。しかしながら、なかなか用地交渉が進まなかったわけでございますが、このたび地権者のほうからいいですよというようなお話をいただいたということで、橋口さんのところから高砂橋までは県のほうで予算づけをこれからしていくというお話を伺っております。

そしてまた、元気プラザからその先の信号まで、長玉線までですね。これにつきましてはきちんと町のほうで要望書を提出してあったと私は思っておりました。前町長のときにあそこを歩道をつくらうということで県議の岩崎先生にもお願いをしたり、県土整備にもお話をさせていただきまして、もう要望書を提出してあったと私は勘違いをしておりましたところ、今回児玉で行われました県道長瀬児玉線の総会のときにここが出てこなかったものですから、秩父県土整備事務所の副所長でしたけれども、慌ててお話をしましたところ、出ていないですよというお話をいただき、また岩崎先生も出したわけだけれどもというお話になったわけですが、出ていなかったという手落ちだったようでございます。ですので、これからしっかりと町としても要望させていただき、たまたまあそこは浅見さんのところでしっかりと塀をつくっておりますので、ちょっと危ないなという思いが私もしておりますので、これから県のほうにも岩崎先生のほうからお願いをさせていただき、しっかりと進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(新井利朗君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（新井利朗君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番の田村勉です。町長に質問したいと思います。

学校給食の無料化及び滞納世帯についての問題ですが、学校給食は学校給食法で食の教育、食育として位置づけられています。つまり教育の一環でもあります。中学校までは義務教育ですので、無料化は当然目指さなければならない方向だと考えています。

町長は6月議会で給食費無料化の質問に対し「そのようになったら考えるが、現在は考えていない」という答弁をいたしました。どのような状況になったらかが不明でありました。どのようなになったら無料化を目指すのか、具体的な考えを伺いたいと思います。

さらに、現在給食費を滞納している世帯があると聞いていますけれども、どのような対応をしているのか、これを伺いたいと思います。

そして、これは事前に通告にないものなので、もしかして町長が答えられたら答えていただきたいと思う問題が1つあります。それは、今国会で大問題になっていますけれども、安全保障法案の問題です。

○議長（新井利朗君） 質問は通告したものだけにしてください。

○2番（田村 勉君） これはできないのですか。では、そういうことでお願いします。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の学校給食費の無料化及び滞納世帯についてのご質問にお答えをいたします。

私が6月定例会で学校給食費の無料化について現段階では考えていないと答弁をいたしましたのは、既に学校給食費につきましては一部を公費負担により軽減しておりますし、町では子育て支援のためのさまざまな助成を行っておりまして、これらの現行の助成制度の充実を図りたいと考えておりますことから、新たな財政負担は難しいということでございます。しかし、学校給食費に対する国の補助制度ができたとか、町の財政状況が好転してきた、あるいはほとんどの市町村で導入されてきたというような状況が変わってきた場合には、無料化の可能性も出てくるのではないかと思います、申し上げました。

また、滞納している世帯への対応につきましては、毎月納入依頼の文書や電話での催促をして、反応がなければ、担当者が直接訪問して納入のお願いをしております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今のご答弁ですけれども、無料化を周りの状況が変わったら長瀬でもやるというご答弁だったと思うのですけれども、既に小鹿野ではやっている。小鹿野でやっていて、そしてこの長瀬ではできないというふうなことはなぜなのか、そこのところがよくわからないわけなのです。平成19年に給食費未納の解消に関する決議というのが上がっていますよね。これを見ますと、財政的余裕のある人は論外ですけれども、そうではない経済的余裕のない世帯に対しては、生活保護や就学援助による救済制度など、こういうのを周知徹底して活用することにより、保護されるべき児童が安心して給食制度の恩恵を

受けるようにできるよう配慮する必要があると、こういう決議が上がっていますが、無料化すればこういうふうなこともなく、子供たちが平等に教育の一環としての給食を受けることができるし、家庭もそういう点で大変助かると思うのですけれども、この辺に対してのいわゆる展望といいますかね、どのようにこの財政的な問題も含めて考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

前議会で「小鹿野町にまねろと言うわけではないが」というお話をされております。各町によって財政状況も違いますし、またその町の政策ですとか違って来るわけでございますので、長瀬町といたしましては、今現在補助をしております、そのような方向で行きたいと思っているわけでございますが、多分田村議員もご承知だと思います。学校給食法というのがございます。その中に「学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担である」という文言があるわけございまして、その中でどうしても生活が大変な方に対しては公費で負担をいたしましよというものも載っているわけでございますので、この法律にのっとって長瀬町はやらせていただきたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 町長のそういう答弁でありますけれども、確かに国の政治、県の政治、町の政治それぞれ違いますけれども、密接な関係があると思うのですよ。今アベノミクスの問題が問われていますけれども、アベノミクスも結局格差社会を広げただけで、町民のところそういう恩恵が来ていないという事態があります。もう一方で軍事費はどんどんふえて、社会保障や何かは削られているという中で、これちょっと調べてみたのですけれども、生活保護世帯が2005年に100万世帯、この大台に乗ったわけありますけれども、2010年、わずか5年の間に141万世帯になっているのですよね。相当アベノミクスからこっちの経済も含めて大変な状況になっている中で、この長瀬町でも同じように貧困が広がっているというふうに思うのです。私たちが一斉選挙のときにやったアンケート調査でも、生活が大変になったという方が8割もいたわけなのですよね。消費税が来年4月から10%になると。こういう中で、地方自治体が国のそういう福祉切り捨ての政策に対して防波堤になる。自治体が果たせる役割だと思うのです。そういう点でぜひとも無料化の方向を検討していただきたいと思うのです。関係者の人に聞いたら、完全無料には年間1,870万円必要だと。これは町の財政からということなので、今5カ年計画がありますけれども、それとの関係も含めてバランスのいい、そういう政治調整を進めていただきたいと思っております。その点についてのご見解を伺いたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ただいま田村議員から、アベノミクス効果があらわれていないですとか、軍事費、それから消費税ですとか、いろいろな国政に対する問題点をお話いただきました。これに関しましては、田村議員も日本共産党という党を背負っているわけでございますので、その中で国政のほうにぜひお話をしていただき、町のほうにおろしていただけたらありがたいなと思っております。また、長瀬町といたしましては、平成19年3月14日の町議会で給食費未納の解消に関する決議というものを全議員さんにいただいたわけございまして、その中でしっかりとやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 学校給食費の無料化の問題、もう質問はできないのですか。

○議長（新井利朗君） 2番の問題に進んでください。

○2番（田村 勉君） それでは、2番目の問題ですけれども、署名についての基本的な考え方について伺いたいと思います。

町に対して行う住民の署名について、基本的な考えでありますけれども、憲法16条は「何人も損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」というふうになっております。住民の意思を示す署名は請願権の行使であり、住民が直接請求する手段の一つであります。

6月議会の「旧雇用促進住宅跡地に関連して、公園をつくってほしいという署名運動が始まっている。今回の計画の変更などはどうか」という私の質問に対し、町長は答弁の中で「周辺の人に聞いたら、署名活動の人が来たからしょうがない、名前は書くけれども」と答えた。署名活動について聞いたとすればどのような意図があったのか。また、地方自治体の長が主権者たる住民の権利である署名に対しその動機を聞いたとすれば、重大な問題であり、許されないことだと考えますけれども、この署名に対する基本的な考え、請願権に対する基本的な考えを伺いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の署名についての基本的な考え方についてのご質問についてお答えをいたします。

私の政治信条は、町民による町民のための政治でございまして、広く町民の声を聞き、その声を町政に生かしていくというものでございます。町民の皆様からの請願や要望につきましても、同様に真摯に受けとめ、誠意を持って対応していく所存でございます。6月議会の旧雇用促進住宅跡地に関連した署名の動機について私のほうから町民に聞いたということはございません。世間話の中で、知り合いの人が来たので、そういうようなお話を聞いたということは議会の中でお話をさせていただきましたが、議会といたしましては、もう既に旧雇用促進住宅跡地につきましては事業が進んでおります。そしてまた、長瀬町に公園を望むというお話はもう以前から出ておることございまして、その件に関しましても、長瀬町としては、町民の声に答えるために、町民が憩える公園をつくろうということで現在進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今の町長の答弁ですけれども、私の質問に答えていないのではないかというふうに思います。請願権と、それから署名に対する基本的な考えをお伺いしたわけですが、ぜひともこの問題についてどういうふうにお考えになっているのかお伺いしたいのと、今の答弁ですと、町長のほうから住民の方に署名をしたのかと聞いたのではない、向こうから出てきたと言うけれども、これはちょっと考えにくいことですね。向こうから言うということはありません。行政の当局者が尋ねているわけですから、それに対する要求ですから、その辺のところも含めてはっきり答えていただきたいなと思っております。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

私のほうからというお話でございまして、長瀬町は小さな町でございまして、大体の町民の皆さんと顔を合わせてと申しますか、いろんな方たちといろいろな世間話をする機会も多うございまして。まだ田村議員さんは長瀬町にお越しいただいて何カ月もたっていないから、多分余り町民のお知り合いがいらっしゃらないかなという思いがしておりますけれども、私も長瀬町に参りまして43年もたっておりますの

で、いろいろな方たちとお話をする機会がございます。特に女性の方たちとは立ち話をしたりですとかいろいろな会合に出たときに、先ほどもどなたの議員さんでしたか、お話の中でも私のほうからお答えをさせていただきましたが、女性の町長ということで話しやすくいいよというお話をされますけれども、そういった中で世間話をいろいろさせていただきます。そういう中でそういうお話をお聞きしたところでございます、私のほうから誘導尋問をしたというような捉え方をされているのかなと思いますけれども、そういうことではないということをごきりとして申し上げます。

それから、田村議員の質問に対しての答えになっていないというお話でございますが、私の先ほどの答弁の中で、町民の皆様からの請願や要望につきましても真摯に受けとめ、誠意を持って対応していくというご回答をさせていただきました。これで当てはまるのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） もう一回質問できるのですよね、この問題について。いずれにしろ今後町民の皆さんからいろんな署名や何か活動が起こってくると思うのです。そうした場合に行政の当局から誤解を招くような、あるいは署名をした動機を聞くとか、そういうことは絶対にやめてもらいたい。これはぜひここでもって約束をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

当然それは田村議員のおっしゃるとおりでございます、私のほうから誘導尋問をするということとはございません。それからまた、地方自治法に定められる直接請求の場合には署名の効力等に関する規定というのが設けられております。地方自治法74条の2及び74条の4で定められているわけでございまして、一方法的効果のない署名の場合は、詳細な署名数が効力を左右するものではなく、大体これだけ多数の署名があったという事実を示すことが目的であることから、本人の意思に基づくものかどうかは余り問題にはなりません。

次に、請願でございますが、請願自体は憲法上の権利ですが、地方自治法上で請願といえば、議員を通して議会に行うもので、議会においてその請願を採択するかどうかを審議し、採択された場合は、その内容が町やほかの執行機関において措置するものであれば、これを送付し、議会はその請願の処理の経過及び結果を請求することができるとされております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 3番です。旧雇用促進住宅跡地利用の経過についてなのですが、6月議会でもお伺いしましたけれども、どうも私も理解できないところがありますので、改めて質問をしたいと思います。6月議会の町長の答弁で、旧雇用促進住宅の経過説明の中で、その後専門家に見てもらったら、腐食が激しく、とても10年はもたないと言われたと。それはいつの時点か、契約した後か前か、これを伺いたいです。土地や建物を購入する場合、その建物の老朽化や耐用年数などは調べてから契約するのが当然ではないかと。町民の目線で見ると、若者定住も重要だと思いますけれども、生活品の購入に行くのが困難な高齢者も多数いると思われまますので、高齢者対策など別の選択肢もあったのではないかと。これだけの事業を行うに当たって、町民が主人公という立場に立てば、当然検討委員会だけではなく住民に対する説明会をやっぱり開く必要があるのではないかと。というふうに考えて、今後町政を進めるに当たって、町民の

代表である議員だけでなく、関係する住民に対し説明会などを積極的に開いていくつもりがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

旧雇用促進住宅野上宿舎は、平成25年3月に人口減少の抑制策で若者定住推進事業の拠点として独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から土地、建物を購入しました。購入するまでに打ち合わせを数回行いましたが、その時点で、平成16年に耐震診断とあわせ建物の検査をした結果、コンクリートの中性化は進んでいます。平成19年に耐震改修工事を行っていますので、10年間は保証しますとの説明がございました。ですので、契約以前には検査を実施し、10年間という数字は出ておりました。この計画は、魅力あるまちづくり総合整備計画として、野上宿舎跡地利用だけではなく、複数の事業を総合的に整備する計画でございますので、検討委員会で方向性を検討してもらうことが最良の方法であったと考えております。また、これからの説明会でございますが、既に宅地分譲することで進んでおりますので、改めて説明会を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） そうしますと、もう今の計画ですと雇用促進住宅の跡地については変更なく行うということでしょうか。そして、住民の皆さんの意見とか要望はもう聞くつもりもないと、こういうお考えでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、魅力あるまちづくり総合整備計画として、その中に入っておりますので、検討委員会で方向を検討してもらって現在に至っているわけございまして、既に今年度これから道路を整備し、宅地として9件ですか、これから売り出したいと考えておりますので、これから意見というのはちょっと無理だと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） まち・ひと・しごとの中に、日常生活、社会生活の基盤となるサービスについて、需要、供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者、住民の理解、協力を得ながら、現在、将来にわたる提供を確保していくと、こういうふうになってはいますが、何か町で計画をして、それを実行に移す場合、きめ細かく関係する住民や何かに聞く態度、そうすることによって住民との摩擦なんかもなくなったりして、スムーズにいろんなことが進むし、住民の皆さんの意見もそこでもって吸い上げることができるということで、今後雇用促進住宅跡地の問題だけではなくて町政の進め方としても、ぜひとも住民の皆さんの意見をよく聞いて町政を進めるというふうなことをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどもどなたかの質問の中で回答させていただきましたが、これからはアンケート方式が一番よろしいかなと私は思っておりますので、今後はそちらのほうを活用させていただきながら町民の声を広くお聞

きしたいと思っております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 質問します。

1番目に、ふるさと納税の状況について企画財政課長に伺います。今盛んに我が町へふるさと納税をしてくださいとの報道がされており、寄附をされた方には各市町村でいろいろな品物などがお礼として渡されています。当町では、寄附をされた方へのお礼として何を渡しているのか伺います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税に対するお礼の品でございますが、1万円以上ご寄附をいただいた方には船下り券4枚とポストカードをお送りしております。船下り券につきましては、長瀬観光のメインでもあります船下りをするによりまして、長瀬に来ていただき、そこでまた消費をしていただくということも考え、船下り券をお送りしております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 船下り券4枚というので、1万円以上で、10万円でも船下り券は4枚なのでしょうか。そういうことになりますか。そうしますと、随分違う町村から比べるとしみつたれという感じを受けますよね。和歌山県だとかというのは、ふるさと納税のお礼の品がどんどん拡充しているわけです。それからあと、違う町村でも、船下り券をもらったって、北海道の人が送ってくれたからって、ここまで来るまでに船下り券の四千幾らの分をもらってもしょうがねえやなということもあります。でも、ふるさと納税してもらったうちのほうはありがたいのですから、それはしてもらうのにはいいと思います。ですけども、これからふるさと納税の基本ともなるべきものというのが、指定の寄附というのもできるわけなのですか。これはやりますけれども、これはどこどこに使ってください、これは教育費のほうに使ってくださいとかということ、違う町村なんかでは指定寄附とかというのは考えているのでしょうか。そのところを聞かしてほしいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

寄附につきましては、幾つか分かれておりまして、観光に役立ててくださいとか、教育に役立ててください、あとは道路とか、そういう施設に役立ててくださいというような項目がありまして、そこに丸をつけていただきます。寄附をしていただきますと、1年間は基金に積み立てをしまして、次の年にその項目に当てはまる事業に対してその寄附金を充当させていただいております。ですので、観光に使ってくださいという寄附があれば、翌年の次の年に観光の施策のほうにその寄附金は充てています。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番(大島瑠美子君) それでは、今まで幾らふるさと納税でこちらのほうに納めていただいたか、おおよその金額でいいのですけれども、どのぐらいなのだろうなと思いますので、その金額をおおよそでいいですから、教えてほしいと思います。

○議長(新井利朗君) 企画財政課長。

○企画財政課長(齊藤英夫君) それでは、今までの寄附の状況でございますが、このふるさと納税は平成20年度から始まっておりまして、20年度に49万円、8人です。21年度が46万円10件、22年度が64万円7件、23年度が73万円8件、24年度が50万円6件、25年度が37万円12件、26年度が50万円15件、今現在ですが、平成27年度は22万円22件の方からご寄附が寄せられております。この中には、県内の方も多いのですが、東京とか神奈川、群馬、茨城とかというところから寄附がされております。

以上でございます。

○議長(新井利朗君) 8番、大島瑠美子君。

○8番(大島瑠美子君) ちょっとその前に言わせてください。寄附が少ないということは、くれるものが大したものではないからと、私はそう考えています。

次に、2の観光大使の仕事について産業観光課長にお伺いします。今売り出し中と言ってもいい本町出身の今井華さんが長瀬町の観光大使に委嘱されました。観光大使としてどのような仕事をしていただけるのか、またどの程度の宣伝効果を期待しているのか伺います。

○議長(新井利朗君) 産業観光課長。

○産業観光課長(横山和弘君) 大島議員の観光大使の仕事についてのご質問についてお答えいたします。

7月10日に今井華さんを長瀬町初の観光大使として委嘱式並びに記者発表を行い、新聞等に掲載されたことにより多くの方々に周知できたと考えております。今後の観光大使としてどのような仕事をしていただけるかのご質問ですが、10月10日に商工会青年部主催によるふれあいフェスタが開催されますので、町民の方々に長瀬町観光大使への就任披露を予定しております。また、今後は各種イベントへの参加や観光PR活動を行っていただくことを考えております。さらに、本年度は観光パンフレットの作成を行いますので、パンフレットの表紙等に今井華さんを起用する予定です。

また、どの程度の宣伝効果を期待しているかのご質問ですが、8月12日の昼の番組においても、長瀬町観光大使の今井華さんが夏の長瀬を案内するといった企画が放映されたことにより、想像以上に宣伝効果があったと考えております。これからもテレビや雑誌などで長瀬の観光についてPRしていただくことでこのような企画がふえ、新たなターゲットとして若者を中心に誘客促進を図ればと考えております。

以上です。

○議長(新井利朗君) 8番、大島瑠美子君。

○8番(大島瑠美子君) 高いお金で契約しておりますので、なるべく随分と利用して、利用したほうが得ですから、ぜひお願いしたいと思います。そうでなくても、長瀬の知名度は、いつもいつも言っているように、都内から2時間以内の田舎ですので、タレントや、それから落語家でも何でも、2時間暇があるから、どうする、では長瀬へ行って来るかというので、観光、それから食べ歩きを目的に、華ちゃんよりももっとも有名な方がいっぱい来ておりますので、華ちゃん効果だけということでもないと思いますので、華ちゃんはまだ売り出し中で、写真を見て、あれ、これがそうなのという人がいっぱいいたと思うのですよ。だから、うちのほうでもこの華ちゃんを売ってやっているのですから、少しぐらいは金額を付けてもらおうとか、そのぐらいのことは考えてやってもらったほうがいいと私は思います。

それから、町長に文句言うわけではないのですけれども、この写真を見ましたら、知らない人がどっちが今井華ちゃんなのだいと言うから、若いほうだよと言ったら、おかしいのではないか、委嘱状を持っていて、委嘱状と書いてあるほうが今井華ちゃんだろうと。白いのを持っているが、何も書いていないほうだよなと言うから、そうだよな、これはおかしいよなというわけだったのですよ。だから、写真を撮るときだとか広報に載せるときには、みんな笑いますので、そのところはちょっと考えて写真を撮ったほうがよろしいかと思います。そういうことですので、お願いいたします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 大島議員の先ほどの答弁の中で、報酬というか、高い費用ということでお話がありましたので、その点について申し上げます。報酬というか、観光大使の報酬につきましては無償でやっていただいて、観光大使の報酬については無償でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 3の熱中症対策について健康福祉課長にお願いします。

今夏も非常に気温の高い日が毎日続いておりました。当町でも熱中症などにより救急車で病院に搬送された方が何名かおりましたが、行政の指導やボランティアさんの協力により大事に至らなかったという話を聞いております。そこで、町ではどのような対策を講じたのか、また保健師さんがどのように訪問指導を行ったのか伺います。毎年このようなことを質問しておりますけれども、ご答弁ください。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の熱中症対策についてのご質問にお答えいたします。

熱中症とは、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病等に分類された、暑い環境で生じる健康障害の総称で呼ばれております。熱中症を引き起こす条件は、環境と体と行動によるものが考えられます。環境の要因は、気温が高い、湿度が高い、風が弱いなどがあります。体の要因は、激しい労働や運動によって体内に著しい熱が生じたり、暑い環境に体が十分対応できないことなどがあります。その結果、熱中症を引き起こす可能性があります。

健康福祉課では、熱中症対策を夏の重要課題として位置づけ、次のことを実施いたしました。まず、広報ながとろ7月号や町のホームページに熱中症に対する注意喚起をする記事を掲載いたしました。また、高温が予想され、熱中症の危険性が高い日には、防災行政無線により注意喚起を促す放送を11回いたしました。さらに、ちちぶ安心・安全メールでも注意喚起のメールを7回ほど送信いたしました。保健師による指導ですが、6、7月の乳幼児健診におきまして、参加者に熱中症予防のチラシを配布して注意を呼びかけました。

次に、各地区で実施しております元気モリモリ体操では、参加者に対し熱中症予防の講話を12回行い、チラシを配布して周囲の方への呼びかけを依頼いたしました。また、個別に高齢者を訪問した際に約60人にチラシを渡して熱中症への注意喚起を行いました。そのほかの対策といたしまして、元気はつらつサポーターの方に依頼して、周囲の方への呼びかけ、注意喚起を実施いたしました。なお、注意喚起のチラシにつきましては、役場健康福祉課と出納室の窓口置き、来庁者に随時配布をいたしました。

以上のように、さまざまな場所で熱中症予防の注意喚起をさせていただきました。今年度の熱中症シーズンは終了したようですが、来年に向け熱中症に対するより効果的な対策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 本当に頑張ってやってもらったので、大事に至らなかったという話を聞いて、よかったかと、そう思っています。

ところで、保健師さんは今現在何人で、そして今お勤めを産休なんかとらなくてやっている方は何人いて、それで保健師さんが一生懸命頑張ってやっているということはわかるのですけれども、長瀬町出身の保健師さんというのはいなかったような気もするのですけれども、そのところもお聞きしたいと思いますし、今現在何人かいて、毎日毎日お勤めをやっていきますということなのですね。

それで、こんなことをここで言ってもなのですけれども、よく熱中症になる要因というのが、ご夫婦で夫婦げんかをして、お父さんなんかと口ききたくないと言って、クーラーのかかっているところでいつも夫婦2人で住んでいたのに、奥さんが怒って違う部屋に行ってしまうと、そこで昼寝なんかしてしまうと熱中症になってしまうのですよね、クーラーかかっているところに行ってしまうから。ということがあるので、そういうことがないように、夫婦げんかはなるべくしないで、違うほうの部屋に行ってしまうと熱中症にならないようにクーラーかけてくださいねというご指導もしてもらったほうがいいかなと思います。そういう事例も随分聞いて、何でと言ったら、いつもお父さんと一緒だったのだけれども、この間口げんかしたからとか、そういうことを聞いておりますので、救急車で搬送されたとか、そういうのが多いということを知っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

ただいま健康福祉課では保健師が5名います。1名が産休で休んでおります。配属なのですが、健康担当が3名、包括支援センターのほうに2名います。健康担当は1名産休で、臨時職員として1名かわりに今来ていただいておりますが、10月いっぱいやめるという話になっておりまして、後任のほうを今探しているところでございます。町内の保健師は1名、あとの保健師は町外のほうから通っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（新井利朗君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第31号から議案第45号までの15件でございます。議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第31号 長瀬町歯と口の健康づくり推進条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第31号 長瀬町歯と口の健康づくり推進条例の提案理由を申し上げます。

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯と口の健康づくりに関する取り組みを推進するため、施策の基本となる事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 議案第31号 長瀬町歯と口の健康づくり推進条例について内容をご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。まずは、この条例制定の経緯から説明をさせていただきます。口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、口腔の健康を一生保つには日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが極めて有効となるため、国が歯科口腔保健の推進に関する法律を平成23年8月に公布し、埼玉県においても歯科口腔保健の推進に関する条例を平成23年10月に公布して歯科口腔保健の推進に関する取り組みを強化しているところでございます。また、本年4月には秩父郡市歯科医師会長より条例制定の要望書が提出されたところでございます。これを受け、歯と口腔の健康は、必要な栄養素の摂取だけでなく、食事や会話を楽しむなど身体や心の健康と深いつながりがあり、質の高い生活を営む上で重要な役割を果たすことから、長瀬町においても、町民が生涯にわたって健康で過ごすことができるよう、町民一人一人が歯科疾患の予防の重要性に対する理解を深め、みずから責任を持って取り組むとともに、町及び関係者がそれぞれの責務及び役割を果たしながら町民と歯と口腔の健康づくりを推進するためにこの条例を制定するものでございます。

それでは、各条文の説明をさせていただきます。第1条、目的でございますが、歯科口腔保健の推進に関する法律が制定をされまして、これに基づき、町民の歯と口の健康づくりに関する基本理念、町の施策の基本となる事項を定め、町民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とするものでございます。

第2条、基本理念でございますが、施策の基本として、第1号、町民が生涯にわたり歯と口の健康づくりに取り組み、歯と口の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること、第2号、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口及びその機能の状態並びに歯と口の疾患の特性に応じて適切かつ効果的に歯と口の健康づくりを推進すること、第3号、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、その他の関係分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て総合的に歯と口の健康づくりを推進するというものでございます。

第3条は、これらの施策を推進するための町の責務を定めるものでございます。

第4条、歯科医療等業務従事者の責務を定めるものでございます。

第5条、事業者の責務を定めるものでございます。

第6条、町民の責務を定めるものでございます。

第7条、基本的な施策でございますが、妊娠期から高齢期までそれぞれの時期に口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に実施するものでございます。第1号、妊娠期から子育て期に係る必要な施策、第2号、乳幼児期及び学齢期に必要な施策、第3号、青年期及び成人期に必要な施策、第4号、食育の推進並びに糖尿病、脳卒中、がん、その他生活習慣病対策及び喫煙による影響対策等の推進に必要な施策、第5号、高齢期に必要な施策、第6号、障害者、介護を必要とする高齢者に必要な施策、第7号、かかりつけ歯科医師等の機能を活用することにより、歯の喪失を防止し、生涯にわたり歯と口の機能を保持するために必要な施策、第8号ではこれらの施策に関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策、第9号でその他必要な施策を行うものでございます。

次に、3ページでございますが、第8条、財政上の措置でございますが、町はこれらの施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるというものでございます。

以上で議案第31号 長瀬町歯と口の健康づくり推進条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第31号 長瀬町歯と口の健康づくり推進条例を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第32号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いい

たします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） それでは、議案第32号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法とさせていただきますが、10月5日から施行されることに伴い、町が保有する特定個人情報について、適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正、その他所要の改正が生じたので、文言の修正等を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第32号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。初めに、目次中の改正でございますが、条の追加されたための改正でございます。

次に、第2条の改正内容でございますが、号の繰り下げ及び追加で、用語の意義を定義づけるものでございますが、番号法の個人情報の定義には事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれているが、長瀬町個人情報保護条例の個人情報の定義にはこれが含まれていないため、条例の個人情報の定義をこれに含めるものとするものでございます。

なお、第8号から第11号において特定個人情報及び情報提供記録についての定義を追加するものでございます。初めに、第8号、特定個人情報でございますが、個人番号、マイナンバーをその内容を含む個人情報でございます。

次に、第9号、情報提供等記録でございますが、行政機関、地方公共団体等の間での情報提供ネットワークシステムにおいてやりとりされる情報の記録でございます。これについても、個人番号を含むことから、特定個人情報になります。

次に、第10号、保有特定個人情報でございますが、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されている特定個人情報でございます。

次に、第11号、特定個人情報ファイルでございますが、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもののうち、個人番号、その内容を含むものでございます。

次に、2ページをごらんください。第8条の2の条の追加でございますが、特定個人情報保護評価に係る第三者の点検方法は審議会の意見を定めるものでございます。

なお、情報保護評価とは、番号法第15条の規定に基づき、特定個人情報ファイル、個人番号、マイナンバーをその内容を含む情報ファイルでございますが、取り扱われる前に個人プライバシー等に与える影響を予測、評価し、軽減する措置をあらかじめ講じるため、実施するものでございます。

次に、2ページから4ページにかけてごらんください。第8条の3の条の追加の改正内容でございますが、特定個人情報ファイルを保有する場合や保有しなくなった場合等に審議会への通知を定めるもの、また当該通知を対象としない事項を定めるものでございます。

次に、4ページの下段から5ページをごらんください。第8条の4の条の追加の改正内容でございますが、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表を定めるもの及び当該作成及び公表を対象としない事項を定

めるものでございます。

次に、第9条の改正内容でございますが、目的外利用及び情報提供において保有個人情報と保有特定個人情報を区分するものでございます。

次に、6ページをごらんください。第9条の2の条の追加の改正内容でございますが、保有特定個人情報の利用制限を定めるものでございます。

なお、番号法第29条において、特定個人情報を目的外使用できる場合について、通常の個人情報よりもさらに厳格に限定されており、同様の規定とするものでございます。人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意が得ることが困難である場合、また番号法第30条において、情報提供等記録の目的外使用は禁止されており、同様の規定とするものでございます。

次に、7ページをごらんください。第9条の3の条の追加の改正内容でございますが、保有特定個人情報の提供の制限を定めるものでございます。なお、番号法各号に該当する場合に提供できるように規定するものでございます。

次に、第13条の改正及び号の追加の内容でございますが、開示請求に係る代理人の範囲について、保有個人情報と保有特定個人情報を区分するものでございます。保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求は、本人のほか未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人にかわってできることとしておりますが、保有特定個人情報については、本人がより容易にすることができるよう、本人の委任による代理人もすることができることとするものでございます。次に、第14条の改正内容でございますが、第13条の改正にあわせて代理人と改正するものでございます。

次に、8ページをごらんください。第20条の改正内容でございますが、引用条文を修正するものでございます。次に、第22条の改正内容でございますが、開示決定の期限について保有個人情報と保有特定個人情報を区分するものでございます。次に、第23条の改正内容でございますが、情報提供等記録について、開示請求の事案移送の適用を受けないようにするものでございます。

次に、8ページ下段から9ページをごらんください。第25条の改正内容でございますが、情報提供等記録開示システム、マイナポータルの進展の状況等を想定して改正するものでございます。

次に、9ページの中段から10ページにかけてごらんください。第26条の改正及び項の追加でございますが、訂正請求等について保有個人情報と保有特定個人情報を区分するものでございます。また、番号法第29条において特定個人情報の利用停止等の請求が次の場合も認められており、同様の規定といたします。目的外利用の制限の規定に違反したとき、収集及び保管の制限の規定に違反したとき、特定個人情報ファイル作成の制限の規定に違反したとき、提供の制限の規定に違反したとき。なお、情報提供等記録についてはシステム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取り扱いが想定されていないため、利用停止請求は認められません。

次に、第27条の改正内容でございますが、第26条の改正に伴い、語句の追加及び引用条文を修正するものでございます。次に、第30条の2は条の追加で、内容は情報提供等記録の訂正を実施した場合の提供先への通知を定めるもので、番号法第30条において情報提供等記録に訂正した場合は総務大臣及び情報提供者または情報紹介者に対して通知することとされており、同様の規定といたします。

次に、11ページの第39条の改正内容でございますが、特定個人情報を除外するものでございます。番号法第29条及び第30条において、情報提供等記録開示システム、マイナポータルと他の制度による開示の実

施等の調整を行うことなく特定個人情報を開示するよう定められており、同様の規定といたします。

最後に、附則でございますが、議案第32号の最後の6ページをごらんください。この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございますが、第8条の2、特定個人情報保護評価、第8条の3、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、第20条第2項、開示請求に対する決定等、第27条の3、訂正請求等の方法についての改正の規定は公布の日からでございます。第9条の3の規定の特定個人情報提供の制限は10月5日から、30条の2の改正規定、情報提供等記録の提供先への通知は29年1月1日から施行するものとなっております。

最後に、今回の条例改正でございますが、番号法が25年5月に制定され、行政の効率化をし、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として、住民票を有する全ての人は1人1つの個人情報マイナンバーを持つこととなります。個人番号は、それ以外の個人情報と比べ、強力な個人識別機能を有することから、番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報について、従来よりもさらに厳格な法措置を講じることとされており、番号法第31条において、地方公共団体は保有する特定個人情報を適正な取り扱いを確保するため必要な措置を講じることとなっております。長瀬町においては、番号法の趣旨を踏まえ、その厳正な管理と適切な運用を行っていくため、長瀬町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

以上で議案第32号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 国の方針でマイナンバー制を導入するということにかかわる条例の一部改正ということだと思います。6月議会だったか、全員協議会だったか、申しわけない、ちょっと忘れてしまったのですが、齊藤課長に質問しましたよね。覚えていますかね。マイナンバー制のこの中に入るものは何なのだとということで質問しました。齊藤課長が、まず名前だと。氏名、それから生年月日、それに住所、そのくらいと考えているというようなお話だったのです。私は、いや、そんなことはないでしょうと。本籍も入るでしょうと。もう少し資料が入るのではないですかと。その時点ですから、そういうお話だったのですよ。テレビのニュース等で見ていると、なくなったようですが、例えば軽減税率、消費税がアップしますよね。その軽減税率をこのマイナンバーに戻すというような案も出ていましたよね。これはなくなったというようなニュース、きのう見たような気がするのですが、となると個人の要するに財産にかかわることとか、そういうこともこのナンバーに入ってきているのだと思いますよね。そうでないと、それができないと。そういう発想があるってことだね。

では、このマイナンバー制でいくと、今の条例改正でいくと、例えば代理人もできると。後見人とか、そういうことですよ。どこまでできるのかとか、またはこのマイナンバーに再発行したとき800円とか500円とかいろいろありますけれども、そういうことはいいのですが、では私個人として、どこまでその情報が入っているのだということについて誰もなかなか……誰もではない。私だけ知らないのかもしれない。わかっていないのではないかなと。そのことがわかってなくて、例えば役場に来たときに私はマイナンバー持ちませんよと。だめですよ、拒否しますよということで、役場に例えば戸籍抄本をとりに来たと。これできるのですか、できないのですかということがまずあります。

あと、その中に本籍も入っているのかとか、家族構成とか入っているのかとか、前科が入っているのかとか、わからないけれども、そういうものについて知らないですよ。それについて、今ここでなくても

いいですが、マイナンバーのカードを発行するときに、そういうものについてはこういう情報があるのですよ、こういう使い方があるのですよということは当然あってしかるべきだと思うのです。いきなりカードが来てちょっと理解しがたいと思いますので、その大事な個人の情報にかかわる条例改正だと私は認識しています。これ難しい文面がいっぱい書いてありますけれども、そのそもそもの基本的なことについてわかっている範囲で、今の時点で結構ですが、よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

個人情報保護法の場合、まず確かに村田議員のおっしゃる対象、齊藤課長のほうから言いましたが、最初は住所から名前だけだと思うのですけれども、ただそのデータを利用して、税務なら税務で所得情報、国保なら国保の国保情報といいます。戸籍については、ただ単独にその機関が持っているだけで、その取り扱いを自由にできるような方法は、ここのところにありますけれども、審議会等で固く禁じられています。その辺の関係で、多分この後出てくると思うのですけれども、今回の番号法については、私が聞いている範囲だと、税と国保ですか。ただし、先ほどから質問の出ている子供医療だとか、これについては今後出てくる情報次第と。多分この番号法自体の情報が使えないと思うのですよね。だから、当然これについては情報化してくるので、それについての個人情報の取り扱いとして、今までの個人情報保護法とは違って、今回番号法が変わるので、特定、こういう項目を入れたと。

あと、先ほど代理人というお話がありましたけれども、未成年者とか、そういう人に、今までのとおりの個人情報ですと、法定外、普通の代理人が認められていなかったのです。だから、司法書士とか弁護士を使う場合についても、今度は代理人だとか、そういうふうに使えるということなのです。そのかわり使う本人がいいと言っても目的外使用は禁止されていますので、私が代理人でこれがとりたいたいと言ってもとれないというものもあるわけです。だから、今までと違って、代理人で私が全部もらえるということはないです。

あと最後に、マイナポータルということで、村田議員が29年1月1日って最後のことを言っていましたよね。それについては、28年1月1日から始まるので、この1年間の情報で、もし村田議員の情報を使うとしたら、29年1月1日にこういう情報が使われていますよということが今度は個人で見られると。今までの段階ですと、どういう情報ができて、もらうだけだとか、そういうことであれば、余りそういう情報がどういう展開をしたというのがわからないと思うのですけれども、今回この法制とかこういう縛りを加えることによってその使い方がわかるということになっております。

それと、拒否というお話が出たのですけれども、マイナンバーは個人で番号をつけてしまいますので、当然それはとりに来て、その人が来なくても、極端な話、その情報は使うべきところでは情報が使われているということになると思います。そうでないと、個人のほうに多分不利益がかかると思うのですよね。あくまでも特定個人情報というのは、マイナンバーが全部ついたものが特定個人情報で、マイナンバーがついていない情報については、法的に意味がないというのではないのですけれども、ほとんど使えないと思うのですよね、今後は。

私が知っている限りでは以上なのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 課長の言われることは、ある程度はわかるのですけれども、マイナンバーカードとこの番号制の実態自身、町民に一応カードを配るわけですよね。そういう際に、多分住民

もそのカードの重要性と申しますか、そういうことについて認識していない方が多いと思うのですよ。ですから、そこは申しわけないのですけれども、条例を並べてもしようがないと思うのですけれども、個人にかかわるこういう情報が入っていると。これは、いわば保険証を持っていないと……お医者さんにかかって、その保険証を出さなければですよね。だから、ある意味そういうのと同じような、それで下手をすればお金を借りることもできるというようなものですよね。保険証1枚にしてみれば、身分を証明して、だからその配布するときによほど注意してというか、住民にそれを、これから今後の話になりますが、もう来年の1月ですから、この条例改正のこととはちょっとずれてきますけれども、特にわかりやすいようにぜひ説明と申しますか、わかるように配布していただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、通知カードの配布のご質問の内容だったものですから、町民課で配布を予定しておりますので、お答えさせていただきます。

通知カードの配布は、この10月5日から配布を予定しております。ただ、皆さんのお宅に配布するのは5日からということではなくて、全国的に行うものですから、多少時間の差がありますので、聞くところによりますと、1カ月後ぐらいに発送がありますよというようなこともありますので、一応5日以降配布があるということでご承知おきいただきたいと思います。

あと、通知カードは10月5日からですけれども、個人番号カードにつきましては28年の1月1日から交付を行う予定になっております。個人番号カードについては、通知カードが配布されました後にご本人さんの希望で申し込みをしていただきます。申し込み方法は、通知カードの中に申し込み方法が案内されていますので、それに沿って申し込んでいただくようにならうかと思っております。一つの方法は、スマートフォン等で直接申し込む方法もございますし、役場に届けていただく方法もございますし、個人的に郵送で申し込んでいただく方法があるかと思っておりますので、その方法によって申し込みをいただきたいと思っております。申し込んでもらった後に通知カードを作成して、その後に個人のお宅に配布するようになります。この時期については、今のところ把握しておりません。

個人番号カードの配布については、今のところ2種類方法がありまして、役場にとりに来ていただいてご本人さんを確認させていただいてカードをお渡しする方法と、もう一つは直接カードを簡易書留で送られる方法がありますので、それについても申し込むときの案内の方法によりまして2種類の方法があるということでご承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 重要なことなので、もう一回だけお話しさせていただきます。

車で出かけたときに、車を置いておいてちょっと山に入っていったと。そうしたら、私の女房の勤め先に電話が入ったと。あなたのだんなさんの車が置いてあったと。実は死亡事故が起こったので、おたくのだんなさんではないですかと秩父警察から電話が入ったと。これは、私の車のナンバーだけです。私の車のナンバーだけで私の妻の勤め先がわかると。そこまで電話が入ったという状況なのです。車のナンバーだけですよね。個人情報というのは、結構情報というのは出るところには出ていると。当然年金手帳なんかでも、年金で流出とかいろいろありましたけれども、町当局としてもやはりある程度これはまずかった悪かったということにならないように。これ町だけではないですよ。委託会社になってしまうと思うけ

れども、そういうところに預けてということなのですから、ぜひ慎重を期して、今町民課長からお話しただきましたけれども、町民に大切な情報が入っているのだというふうなことを周知して、とりに行ったりとか使用したりとかということができるような案内をぜひということです。答弁いただかなくても結構ですが、それは心得ているかどうか。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 通知カードと個人番号カードの取り扱いについては、慎重に取り扱わせていただきたいと思います。その検討も今実施しているところです。この事業については、不安なところもあるというふうなご指摘もございました。町民課では、10月の下旬になるのですけれども、今のところ10月20日を予定しているのですけれども、マイナンバーカードについての説明会というのですか、講演会を行う予定であります。町民の皆さんにもご案内をする予定でありますので、ぜひそれを見て理解を深めていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） このマイナンバー制度ですけれども、その中身は、国民の資産とか、そういうものを全部管理しようと、こういうのがマイナンバー制度の狙いではないかということが言われています。国のほうで進めているのも非常に慌ただしく進めて、周知徹底が図られていないというふうなことが報道されています。これは、埼玉新聞の9月13日付ですけれども、国民に番号を割り当てるマイナンバー制度で10月からの番号通知や情報管理を担う全国の市町村に共同通信社がアンケートをしたと。60%の自治体が安全対策に不安を感じているということがわかったと、こういうふうになっています。この埼玉県内でも63自治体のうち61自治体がそういうセキュリティーなどについて不安があると。やや不安がある、不安があるを合わせると、これは59%という状況だったのです。これは、国が決めたからといって、自治体が即これに対応する必要があるのかと。もう少し全体の様子を見ながら進めてもいいのではないかと。ここでもって議決しなくてもいいのではないかと思うのですけれども、そういう中でこの長瀬町では、このセキュリティーの問題について、この共同通信のアンケートについてどう答えたのか。それから、もう一つはここで決めなくてもいいのではないかと。国の言っている方針をそのまま下でもって今やらなくてもいいのではないかと。この2つの問題について質問したいと思います。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 田村議員からのご質問にお答えします。

まず、この個人情報保護条例というのは一般法で、今度の番号法というのは特別法ですよね。特別法で法律で完全に縛りを加えているわけです。今回の個人情報保護条例に関してのお話をします。今回の保護条例は、今までの個人情報保護条例では守れないので、もう少し保護を強化して、皆さんの情報を守るという条例改正なのです。だから、今までの個人情報で今回の番号法等が入ってしまったら、極端な話、皆さんの個人情報を守れないから、より一層保護措置を強くしようということで今回の条例改正をしているのです。ましてや埼玉県だけではなく全国でこの番号法の特定の動きをするのに、この長瀬町だけしないなんてまず当然考えられないですよ。先ほどの憲法、法律、条例と行くのですから、それで皆さんに逆に不便が生じると思うのですよ。各連携がとれなければ、皆さんの情報が長瀬の役場へ行ったら最初からやらなくてはいけないということになると思います。今後については、今回は個人情報保護制度の条例

改正なので、詳しいあれはないのですけれども、今回これを改正しろというのも、このままでいいのだったら私は一部改正もしませんよ。ただ、これをしないと今後の皆さんの保護ができないということで、より一層の枠をはめるということでお願いしているわけなのです。

それともう一点、自治体からのお話も出ていますけれども、今後皆さんにも気をつけてもらいたいのが各アンケート、署名等に絶対個人番号を入れないということをお願いしたいと思います。こちらの行政側が幾らこういう保護措置を持って、皆さん方が個人番号を誰かに教えたりしてしまうと、極端な話その情報というのは一挙に流れますので、自治体が信用できないと先ほどから言われていますけれども、実際よく新聞報道を見ていますと、年金の問題は確かに自治体ですけれども、特別自治体のほうで年金についてはちょっと考えられない。市町村についても、個人的に人が情報を盗み出すだとか、そういうことはありますけれども、それについても扱う人や扱う物件については厳格にするという番号法の趣旨がありますので、そういうことで自治体側から漏れるということは少ないと思うのですよ。逆にそれを利用して、一般の民間のベネッセとか、いろいろ民間が出ますよね。皆さんが今度アンケートや何かで景品もらうとか、そのときに名前の横に個人番号を書いてくださいなんていうのが入ってしまったら、実質それが極端な話どんどん延びて、今みたいな悪用も当然されるということなので、自治体側だけではなく、皆さん方のほうにも十分今後番号を振る以上は番号を教えないということをお願いしたいと思います。

先ほどの質問は、改めて言いますけれども、法律で改正しなさいということなので、当然条例はその枠の下にありますので、その特別法を無視して個人で行くわけにはいきませんし、皆さんを守るためにも今回の条例改正は必要でございますので、そうさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ご答弁がありましたけれども、1つ抜けたのは、このセキュリティにやや不安があるという県内の59%の中に長瀬町では何と答えたのかと。どういうふうに答えたのかという問題です。それからもう一つ、先ほどの問題で言うと、憲法、法律、条例と、こう言っていますけれども、全国でこの問題についていろいろと議会で議論して、自治体の中で進まなかったら、このマイナンバー制度自身も進まないわけですよ。そういう意味で考えれば、地方自治というのは、国に対して相対的に自立して自分たちで考えると、こういうふうになっているわけですから、上から言われたからといって何でもかんでも唯々諾々と従う必要はないだろうというふうに思うのです。どうしても必要だとすれば、少しおくれてやったっていいわけですよ。そういう点で見れば、今考えてみてもいいのではないかとということです。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 共同通信のアンケートについては、私は存じてございません。知りません、そういうアンケートに答えたかどうか。それは不安ということで、ただ不安といっても、条例改正は多分今回の9月の条例改正でほとんどの市町村は行うと思います。それと、先ほどから言っていますけれども、平成25年法律第27号で番号法というのはもう成立しているのですよ。その間に今後心配されるから、ここ2年間の議論を経てどういうことをしたらいいかということを入れてきて、27年の10月5日、この10月5日についても番号法の準備行為ということで、行政がその番号を使うのに必要であるから10月5日という日にちが入っているのですよ。だから、10月5日にやるというのは、これからこれが結局1月1日といっても、その個人を扱うには、その以前から審議とかいろいろどういう情報をどういうものに使うかということをしなくてははいけませんから、その準備行為を含めて10月5日から施行されてしまうのですよ。法律で10月5日から施行されるものについて施行しないと長瀬町でしなかったら、どれだけの不利益というの

ではないですけども、どれだけのものが損害が出るかもわかりませんし、どれだけの被害が出るかもわかりません。ましてや法律でもう番号法というのが決まっているのになぜ改正しないのだということになると思いますので、そういう考えはございません。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今10月5日の日に間に合わせなかったらどれだけの損害が出るかわからないということなのですけども、具体的にはどんな損害が出るのでしょうか。それからもう一つは、総務課長が言うように、これは承知していないと。では、これに対して誰が答えたのですか、この共同通信のアンケートに。どういう中身で答えたのですか。わからないということはないでしょう。その2つについてお願いします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 個人情報保護条例の議案を出しているのです、それについてマイナンバー反対だからという質問を受けても、それが不安だったら当然その町は否決しているわけですよ。どういう趣旨で今の質問を。今個人情報保護条例の一部改正をお願いしているのですよ。マイナンバーについては、マイナンバーで今後こういうことが想定されるから、個人情報保護条例ではこれほど皆さんを守りましょうという条例をつくっているのですよ。その辺については、どういう不安を持っているとか、その市町村で私が答えたわけでもございませんし、マイナポータルが、今回の条例改正が多分9月に上げているので、その条例改正をしている自治体については、ほとんどそういうことがあっても条例改正するのであれば、個人情報保護条例については多分ほとんどの市町村が改正すると思いますので、私のほうからはそれぐらいしか言えません。ただ、その自治体がどういう不安を持っていて、そういう答えをしたということについてはお答えできません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 説明を聞いていると、この条例案は私はわかったと理解を示すのですけれども、よくわからなくなってくるのが、説明を聞いているとよくわからなくなつて、何か非常に怖そうな言い方で聞こえるわけです。先ほど説明会をやるというお話が町民課長からありましたけれども、その説明会というのは1回しかやらないのか、あるいは今聞いていると、私は単に身分証明がわりにそれがなるのかを聞こうと思ったのだけれども、今こういう議論を聞いていると、だんだん、だんだん怖そうな話だなとなってくるのだけれども、その説明会をやるという話があったので、それだけの必要があるのだったら、もうちょっと説明責任を果たさなくてはいけないから、説明会という話が出てきたので、いろんな場所でその説明会をやるのかどうか、その2点を伺います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 説明会の回数を何回やるかということなのですけども、今のところ1回だけでございます。もう一点につきましては、身分証明にはなります。例えば戸籍をとるような場合に、今ですと公的な免許証等でご本人さんを確認する必要があります。高齢の方で免許証を返されたとか、免許証をお持ちでない方、この方は今度申し込んでいただきます個人番号カードによりましてご本人さんを確認することができますので、身分証明書のかわりになると考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今言うように説明会は1回だけというのと、よくわかる人は説明会に来なくてもわかるのだけれども、先ほど番号を何かに入れてはいけませんよとか、そういう説明を、説明会をどこかで1カ所やるのであれば、もうちょっと回数をふやして、説明会に来やすいように。これ本当に大事なことだと思うのです。1回だけそういうふうにするのではなくて、数カ所で説明会を開くような考えを持ってほしいと。大分聞いていて怖そうなので、私はそう感じたので、いま一度お願いいたします。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 説明会の回数のご質問ですけれども、今のところ1回という予定で、特に地区に出向いて行くとか、そういうことは考えておりません。講師の方の都合もありまして、その日であれば都合がいいということで予定を聞いておりますので、先ほどの説明のとおり1回を予定しております。ただ、案内をするには、町民の方も当然必要ですし、担当レベルで心配しているのは、高齢者の方もいらっしゃるというようなことで、例えばケアマネジャーの事務所の方に案内をするとか、そういうところもちょっと配慮して事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第32号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時55分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第33号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第33号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（中畝健一君） それでは、議案第33号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、この改正の概要は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。お手元にご配付してあります参考資料、長瀬町手数料徴収条例新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。第2条第1項第17号では、廃止されます住民基本台帳カードに関する規定を削除し、個人番号カードの再交付に係る規定に改めるものでございます。第18号では、通知カードの再交付の規定を新たに設けようとするものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、附則をごらんください。この条例の施行期日を定めるもので、この条例は平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条第1項第17号の規定は平成28年1月1日から施行するとするものでございます。

以上でございます。

- 議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

- 2番（田村 勉君） この800円、500円、何で800円、500円なのか、なぜこういう金額が出てきたのかお伺いしたいと思います。

- 議長（新井利朗君） 町民課長。

- 町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

通知カード及び個人番号カードの手数料の経費の算出でございますが、それぞれ原紙、ICカードの購入原価等を考慮しまして、通知カード500円、個人番号カード800円ということで通知も来ておりますので、それに倣いまして手数料の額を算定させていただきました。

以上でございます。

- 議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

- 2番（田村 勉君） 先ほどの議案第32号とも関連してはいますが、総務課長の話だと、セキュリティを高めるためのものだけというのだけれども、結局これは番号制を実行するための補強条例ですね。この番号の手数料等も含めてみんなそれぞれ番号制を実行しようというものになるわけですね。そういう点で考えると、これを町民に負担をさせるということ自身も私はやめたほうがいいのではないかとどうふうに思っていますけれども、この辺について例えばこれを無料にするとかということは考えないかどうか

か。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

カードに係る必要経費は個人でご負担していただくのが適当かというふうに考えます。有料にすることによりまして、しっかりと保管ができるというような意味合いもありまして、予防的なことから有料が適当かというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第33号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号～議案第37号の説明

○議長（新井利朗君） 日程第8、議案第34号 平成26年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第35号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第36号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第37号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号から議案第37号まで、平成26年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月15日、会計管理者から各会計の決算書が関係書類を添えて提出され、同法同条第2項の規定によりまして、監査委員に決算審査の依頼をし、9月1日に意見書が提出されましたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございま

す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、各会計の歳入歳出決算概要について会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） それでは、平成26年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして、各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明いたします。

こちらの冊子になりますが、こちらを見ていただきたいと思います。こちらの表紙、目次の次のクリーム色のページをごらんください。平成26年度長瀬町一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額は34億6,811万8,187円、歳出決算額は33億7,646万8,975円、歳入歳出差し引き残額は9,164万9,212円でございます。

次に、1ページ、2ページの一般会計歳入歳出決算書をごらんください。歳入決算は、表の一番上の欄にありますように、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較で調製してございます。なお、各特別会計の歳入決算につきましても同様に調製してございます。

3ページ、4ページをごらんください。表の一番下の歳入合計欄でございます。予算現額36億4,079万4,461円、調定額35億3,427万258円、収入済額34億6,811万8,187円、不納欠損額147万1,093円、収入未済額6,468万978円、予算現額と収入済額との比較は1億7,267万6,274円でございます。

収入済額の主なものでございますが、1、2ページに戻っていただきまして、まず第1款町税の8億5,898万1,216円、第10款地方交付税の11億7,841万3,000円、3、4ページに移りまして、第14款国庫支出金の2億4,798万3,297円、第15款県支出金の2億37万4,989円、第18款繰越金の1億9,289万104円、第20款町債の2億2,058万5,000円、第21款繰入金の2億9,703万9,000円となっております。

不納欠損額は、1、2ページに戻っていただき、第1款町税の147万1,093円でございます。

収入未済額でございますが、第1款町税の6,300万491円、第12款分担金及び負担金の56万2,595円、3、4ページの第19款諸収入の第3項貸付金元利収入110万円と第5項雑入の1万7,892円を合わせた111万7,892円となっております。

続きまして、歳出決算でございます。5ページ、6ページをごらんください。歳出決算額でございますが、表の一番上の欄にありますように、歳出決算につきましては、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。なお、特別会計の歳出も同様に調製してございます。

7ページ、8ページをごらんください。表の一番下の歳出合計欄でございますが、予算現額36億4,079万4,461円、支出済額33億7,646万8,975円、翌年度繰越額1億6,809万5,072円、不用額9,623万414円、予算現額と支出済額との比較は2億6,432万5,486円となっております。

次に、支出済額の主なものでございますが、5ページ、6ページに戻っていただきまして、第2款総務費の9億7,236万7,262円、第3款民生費の8億4,201万1,618円、第4款衛生費の4億5,088万1,253円、第8款土木費の2億3,254万5,437円、7ページ、8ページに移りまして、第9款消防費の1億5,639万5,766円、第10款教育費の2億6,714万386円、第12款公債費の3億1,202万281円となっております。

なお、翌年度繰越額の内訳でございますが、5、6ページに戻っていただきまして、第2款総務費、第2項企画費の363万1,000円、第6款農林水産業費、第1項農業費の2,000万2,072円、第7款第1項商工費の5,446万2,000円、7、8ページをごらんください。第8款土木費、第4項都市再生整備計画事業費の

9,000万円でございます。

次に、少し飛びまして、108ページをごらんいただきたいと思います。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は34億6,811万8,187円、歳出総額は33億7,646万8,975円、歳入歳出差引額は9,164万9,212円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額の3,284万5,545円で、実質収支額は5,880万3,667円となっております。

続きまして、右のページの国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額は10億6,133万4,396円、歳出決算額は9億4,419万1,540円、歳入歳出差し引き残額は1億1,714万2,856円となっております。

歳入決算についてご説明いたします。111ページ、112ページをごらんください。歳入合計欄でございますが、予算現額は9億8,894万4,000円、調定額は10億9,882万6,839円、収入済額は10億6,133万4,396円、不納欠損額は国民健康保険税の134万9,309円で、収入未済額の3,614万3,134円も国民健康保険税でございます。予算現額と収入未済額との比較でございますが、マイナスの7,239万396円となっております。

収入未済額の主なものでございますが、戻って109、110ページをごらんください。第1款国民健康保険税の1億6,299万9,774円、第5款国庫支出金の2億4,028万6,730円、第7款前期高齢者交付金の2億143万1,741円、第9款共同事業交付金の1億1,251万869円、第11款繰入金の1億1,635万2,419円、第12款繰越金の1億1,284万4,072円となっております。

続きまして、歳出決算についてご説明いたします。115ページ、116ページをごらんください。歳出合計欄でございますが、予算現額9億8,894万4,000円、支出済額9億4,419万1,540円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の4,475万2,460円となっております。

支出済額の主なものでございますが、113、114ページに戻っていただき、第2款保険給付費の6億1,484万3,849円、第3款後期高齢者支援金等1億2,681万5,532円、第6款介護納付金の5,390万2,576円、第7款共同事業拠出金の9,740万2,272円となっております。

また少し飛んでいただきまして、142ページをごらんください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は10億6,133万4,396円、歳出総額は9億4,419万1,540円、歳入歳出差引額は1億1,714万2,856円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1億1,714万2,856円でございます。

次に、右のページの介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入決算額7億1,017万5,032円、歳出決算額6億8,450万8,259円、歳入歳出差し引き残額は2,566万6,773円でございます。

143ページ、144ページをごらんください。歳入決算についてご説明いたします。一番下の歳入合計欄でございますが、予算現額7億1,331万3,000円、調定額7億1,203万1,934円、収入済額7億1,017万5,032円、不納欠損額は介護保険料の6万700円、収入未済額も介護保険料の179万6,202円となっております。予算現額と収入済額との比較でございますが、313万7,968円となっております。

収入済額の主なものでございますが、第1款保険料の1億3,336万458円、第3款国庫支出金の1億5,928万4,324円、第4款支払基金交付金の1億8,518万6,000円、第5款県支出金の1億197万5,417円、第7款繰入金の9,474万7,000円となっております。

145、146ページをごらんください。歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額は7億1,331万3,000円、支出済額は6億8,450万8,259円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の2,880万4,741円となっております。支出済額の主なものでございますが、

第2款保険給付費の6億3,748万7,068円でございます。

少し飛びまして、168ページをごらんください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は7億1,017万5,032円、歳出総額は6億8,450万8,259円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の2,566万773円となっております。

右のページをごらんください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。歳入決算額は8,877万1,582円、歳出決算額は8,714万2,029円、歳入歳出差し引き残額は162万9,553円となっております。

169ページ、170ページをごらんください。歳入決算についてご説明いたします。歳入合計欄の予算現額は8,866万6,000円、調定額8,920万6,782円、収入済額8,877万1,582円、不納欠損額は後期高齢者医療保険料の4,180円、それから収入未済額も後期高齢者医療保険料の43万1,020円でございます。予算現額と収入済額との比較は、マイナス10万5,582円となっております。収入済額の主なものでございますが、第1款後期高齢者医療保険料の6,567万4,990円、第3款繰入金の2,114万9,833円でございます。

続きまして、下の歳出決算についてご説明いたします。歳出合計欄の予算現額8,866万6,000円、支出済額8,714万2,029円、翌年度繰越額はございませんので、不用額及び予算現額と支出済額との比較は同額の152万3,971円となっております。支出済額の主なものでございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の8,565万3,143円でございます。

180ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額は8,877万1,582円、歳出総額は8,714万2,029円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の162万9,553円となっております。

以上で平成26年度一般会計、各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（新井利朗君） 次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

最初に、企画財政課長、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは最初に、平成26年度の一般会計全般の決算状況につきましてご説明いたします。

歳入歳出の決算概要につきましては会計管理者から申し上げましたが、私からは補足も含めまして、公有財産の状況、歳入歳出決算の対前年度比較、基金の状況等を最初に行政報告書によりご説明申し上げます。こちらの青い冊子をごらんいただきたいと思います。4ページをお開きください。（2）の行政財産の状況でございますが、平成26年度末の公有財産、行政財産と普通財産を合わせてでございますが、まことに申しわけありませんが、数字の訂正をお願いいたします。土地18万4,934平米を18万5,088平米、建物3万4,962平米を3万2,888平米にご訂正をお願いいたします。まことに申しわけございません。

①の土地につきましては、行政財産と普通財産を合わせて、皆野・長瀬上下水道組合より譲渡された用地204平米、水路の用途廃止に伴い、14.11平米の増加はありましたが、旧日産ディーゼル保養所と土地と道路用地の交換等によりまして、平成26年度末は80平米の減となりました。

②の建物につきましては、行政財産、普通財産を合わせまして、長瀬駅横にサイクルステーションを建設し、33平米の増加はありましたが、町営住宅根岸団地3棟の解体や旧雇用促進住宅野上宿舍の解体によりまして、平成26年度末は2,073.3平米の減少となりました。公有財産の説明につきましては以上でござ

います。

続きまして、(3)の基金の状況につきましてご説明いたします。5ページの中ほどの表をごらんいただきたいと思います。各基金の運用状況を表にしてございますが、下の合計欄をごらんいただきたいと思います。平成25年度末現在高の合計は6億558万8,000円でしたが、平成26年度中に財政調整基金などを2億6,892万8,000円積み立て、また財政調整基金などを2億9,703万9,000円を繰り入れしておりますので、6つの基金の平成26年度末現在高の合計は5億7,747万7,000円となっております。

なお、平成26年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書では、財産に関する調書につきましては181ページ以降、こちらの白い決算書のほうには181ページ以降に掲載しておりますので、後でごらんいただきたいと思います。

次に、6ページをごらんください。この表は、平成26年度一般会計の歳入決算と対前年度比との比較でございます。主な科目の収入額や内容につきましてご説明申し上げます。なお、1,000円単位でまとめてございますので、ご了承ください。

まず、町税は8億5,898万1,000円で、歳入全体の24.8%を占めており、対前年度比0.1%の増となっております。

次に、地方譲与税から表の中ほどの交通安全対策特別交付金までは、国の客観的基準により配分されたものでございます。そのうち表の中ほどの地方交付税は11億7,841万3,000円で、歳入全体の34%を占めており、前年比0.2%の減となっております。

次に、分担金及び負担金は5,933万円で、学校給食費が諸収入に入っておりましたが、負担金に変更になったため、前年比86.5%の大幅な増となっております。

次に、国庫支出金は2億4,798万3,000円で、臨時福祉給付金給付事業や社会資本総合整備事業などの実施により前年比3.9%の増となっております。

次に、県支出金は2億37万5,000円で、里山・平地林再生事業や経営体育成整備事業などの増により前年比21.5%の増となっております。

次に、財産収入は199万1,000円で、26年度は大きな収入がなかったため、前年比0.9%の減となりました。

次に、諸収入は4,626万7,000円で、先ほど負担金で説明いたしましたが、学校給食費が諸収入に入っていましたが、負担金に変更したため、その分が減額となっており、前年比33.2%の減となっております。

次に、町債は2億2,058万5,000円で、ほぼ前年並みの借り入れを行いました。

次に、繰入金は財政調整基金等の繰り入れで2億9,703万9,000円となり、前年比103.1%の大幅な増加となっております。

以上が歳入の主なもので、合計では34億6,811万8,000円で、前年比4.6%の増となっております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。歳出決算の説明をいたします。この表は、平成26年度の一般会計目的別歳出決算と25年度との比較でございます。内容につきましては、決算書の事項別明細書により各担当課から説明があると思しますので、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、議会費は4,137万5,000円で、共済組合負担金等の減額等により前年比2.9%の減となっております。

次に、総務費は9億7,236万7,000円で、財政調整基金の増額や固定資産税評価がえ委託事業の実施により前年比21.2%の増となっております。

次に、民生費は8億4,201万2,000円で、高齢者・障害者共生施設整備事業の減額がありましたが、臨時福祉給付金給付事業や国保会計への繰り出しの増額により前年比3.6%の増加となっております。

次に、衛生費は4億5,088万1,000円で、電気自動車急速充電器設置工事はありましたが、上水道高料金対策補助金の減額により前年比6.5%の減となっております。

1つ飛びまして、農林水産業費は6,588万5,000円で、里山・平地林再生事業や農業振興対策事業により前年比55.5%の増となっております。

次に、商工費は3,515万円で、サイクルステーションの建設等により前年比6.4%の増となっております。

次に、土木費は2億3,254万5,000円で、道路新設改良工事や魅力あるまちづくり総合整備計画事業の実施により前年比32.2%の増となっております。

次に、消防費は1億5,639万6,000円で、消防施設の整備や大雪被害住宅助成事業等により前年比3.1%の増となっております。

次に、教育費は2億6,714万円で、総合グラウンド整備工事等の減額等により前年比7.9%の減となっております。

次に、公債費は3億1,202万円で、償還金が増加したため、前年比5.8%の増加となっております。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。この表は、歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものにつきまして説明させていただきます。まず、人件費は6億8,107万8,000円で、退職手当組合負担金等の減額により前年比0.1%の減少となっております。

次に、普通建設事業費は2億1,590万2,000円で、南桜通りの整備事業や雇用促進住宅解体事業は実施しておりますが、高齢者・障害者共生施設の建設などの完了により前年比19.7%の減少となっております。

次に、補助費は7億3,541万5,000円で、上水道高料金対策補助金等の減額により前年比5.7%の減となっております。

次に、積立金は2億6,892万8,000円で、財政調整基金の増額により前年比214.9%の大幅な増額となっております。

公債費は、目的別の説明のときに説明申し上げましたとおりでございます。

次に、物件費は4億418万2,000円で、里山・平地林再生事業や白地図作成業務等により増額になり、前年比22.5%の増加となっております。

次に、扶助費は4億1,147万6,000円で、臨時福祉給付金給付事業、それと児童保育委託料等の増額により前年比10.3%の増となっております。

次に、繰出金は3億2,011万2,000円で、国保会計や介護保険特別会計への繰出金等の増額により前年比25.5%の増となっております。

次に、維持補修費は2,417万6,000円で、昨年2月の大雪に伴う除雪作業委託等の減額によりまして、前年比51.1%の減となっております。

これらの歳出を合計いたしますと33億7,646万9,000円で、前年比8.1%の増となっております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。町債の状況についてご説明いたします。(1)の一般会計債の一番下の合計欄をごらんいただきますと、平成25年度末の現在高は32億2,675万3,000円でしたが、平成26年度中に2億2,058万5,000円を借り入れ、2億7,845万6,000円を元金償還いたしました。このため、平成26年度末の現在高は31億6,888万2,000円となり、前年比5,787万1,000円の減額となっております。

なお、欄外にもございますが、9番の減税補填債、10番の臨時税收補填債、11番の臨時財政対策債の元利償還につきましては、その全額が普通交付税の基準財政需要額に算定されるものでございます。また、5の(2)辺地債、6番、消防債、8番、災害復旧債などはその一部が算入されるものでございます。一般会計全般の概要の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、企画財政課の決算概要につきまして、平成26年度一般会計歳入歳出決算書に基づき、主なものについてご説明申し上げます。こちらの白い決算書をごらんいただきたいと思います。まず、決算書38ページ、39ページをごらんいただきたいと思います。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費につきましては広報ながとろの発行に係る費用で、予算現額251万6,000円に対しまして240万7,104円を支出いたしました。

第3目財政管理費でございますが、予算現額23万1,000円の予算に対しまして、予算書の印刷代などで19万9,341円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費でございますが、財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条の規定による積立金で2億6,842万5,000円を積み立ていたしました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費、次のページにまたがっておりますが、予算現額2,658万7,000円で、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などの経費で2,483万9,742円を支出いたしました。具体的には、第11節の需要費では消耗品として事務用品の購入、光熱費では庁舎の光熱費、修繕費につきましては庁舎の施設修繕でございます。

次のページでございますが、第12節役務費につきましては、電話やファクス等の通信費、公有建物の火災保険料、消防施設等の法定点検手数料でございます。

第13節の委託料につきましては、庁舎の設備機器等の保守管理に伴う委託料でございます。

第14節使用料、借上料につきましては、コピー機の借上料や庁舎監視システムのリース料で、第18節の備品購入費は、庁舎2階の給湯機が壊れたため、入れかえをしたものでございます。

第19節負担金補助及び交付金につきましては、電子入札参加資格共同システムの負担金などがございます。

前のページに戻っていただきまして、財産管理費の不用額が174万7,258円となっておりますが、下から3段目の一番右の数字、不用額174万7,258円となっておりますが、これは諸事業の積み上げによるものでございますが、大きなものとしましては、庁舎管理の修繕費が予想より少なく、95万9,520円の不用額となっております。不測の事態に備え、減額補正を行わなかったものでございます。

次に、42、43ページをごらんください。第11目減債基金費は、減債基金条例に基づき、運用利子1万3,000円を積み立ていたしました。

第12目ふるさと長瀬応援基金は、49万円の寄付が寄せられ、基金に積み立てをしました。

次に、第2項企画費、第1目の企画総務費で、次のページにかけてでございますが、予算現額5,695万8,000円で、5,166万8,864円を支出いたしました。主な内容でございますが、内部情報系システムの運用管理、また住民、税務、財務の基幹系システムの管理を行う費用、それとちちぶ定住自立圏の負担金や各種負担金で、具体的には、第1節報酬39万1,000円は地方創生先行型の事業で、人口ビジョン、総合戦略の策定に伴います地域創生推進会議の委員報酬で、平成27年度へ繰り越したものでございます。

第12節役務費では、システム等の通信経費384万193円、13節の委託料では、システムのハードウェア、ソフトウェアなどの保守委託、次のページになりますが、一番上で社会保障・税番号制度に伴いますシス

テムの改修、ホームページ運営管理委託などでございます。

前のページに戻っていただきまして、委託料の繰越明許費324万円につきましては、人口ビジョン策定の委託料で、平成27年度に繰り越しをしたものでございます。

また戻っていただきまして、右上ですが、第14節使用料及び賃借料では、基幹系情報系システムのハードウェア、ソフトウェアなどのリース料や使用料で、第19節負担金補助及び交付金では、秩父鉄道の安全対策に対する沿線自治体の負担金、ちちぶ定住自立圏包括支援分の負担金、また市町村情報システム共同化推進協議会への負担金、社会保障・税番号制度による中間サーバー、プラットフォーム設置に伴う負担金などでございます。

第14節使用料及び賃借料の不用額65万7,711円につきましては、情報系システムで生じた不用額の積み上げで、主にグループウェアのソフト更新を予定しておりましたが、再リースに変更したことによりまして54万1,000円の減額となりましたが、3月に事業が確定したことにより、減額補正ができず、不用額となりました。

次に、50、51ページをごらんください。中ほどでございますが、第6款統計調査費は、予算現額163万5,000円で、91万4,466円を支出いたしました。内容は、通常の統計事務のほか、第3目経済統計調査では89万9,730円、これは農林業センサス等の調査を実施し、主に調査員の報酬となっております。

また、少し飛びまして、80、81ページをごらんください。80、81ページの真ん中より下でございますが、ここは第8款土木費、第1項道路橋梁総務費で、第4目のまちづくり推進費でございますが、第19節負担金補助及び交付金1,005万7,000円の支出のうち備考欄の定住促進事業住宅取得奨励補助金1,005万円でございますが、マイホームを取得し、長瀨町に定住を考えている新婚世帯、子育て世帯、新規転入者を支援するための補助金で、26年度につきましては16件補助をいたしました。

ここで不用額が605万円となっておりますが、住宅取得奨励補助金の不用額は555万円となっております。事業認定をいたしました件数を勘案し、補正予算を計上いたしましたのですが、年度内に完了できなくなったことによりまして、減額補正をすることができず、555万円の不用額となっております。

続きまして、次のページをごらんください。82、83ページの下の方でございますが、第4項都市再生整備計画事業費でございますが、進行管理を企画財政課で行っておりますので、決算の概要について説明を申し上げます。個々の事業につきましては担当課より説明があると思いますが、全体経費で予算現額1億9,713万6,000円で、1億412万1,537円の支出、内容としましては、道路整備費では南桜通りの設計、それと不動産鑑定、公園整備費では蓬莱島公園の測量設計等を実施しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。住宅等整備費では、旧雇用促進住宅野上宿舎の解体設計、解体工事を実施しております。

また、少し飛びまして、106、107ページをごらんいただきたいと思います。第12款公債費、第1項公債費は、予算現額3億1,228万円でございますが、町債の元金及び利子の償還費としまして、備考欄のとおり返済し、3億1,202万281円を返済いたしました。

第14款予備費、予算現額500万円で、24万1,000円を観光費へ充用しております。内容は、大正館脇でございます観光トイレの配水管の修理で、3月補正には間に合わず、6月補正では観光シーズンを迎えてしまうということで、緊急に修繕する必要があり、予備費より充用いたしました。

以上で平成26年度一般会計の歳入歳出決算の概要と企画財政課関係の決算概要を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 次に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 続きまして、総務課関係につきましてご説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算事項別明細書においてご説明申し上げます。最初に、歳出の34、35ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費は予算現額8億6,861万4,000円で、8億6,090万1,104円を支出いたしました。そのうち第1目一般管理費は予算現額5億5,587万5,000円で、支出額は5億5,144万3,359円でございます。

第2節の給料と第3節の職員手当等、1枚めくっていただきまして、36ページ、37ページの第4節の共済費は、町長、副町長及び一般職員62分の給与や共済費関係などの人件費で、特別会計、農業委員会、教育委員会の職員の給与は別会計、別科目となっております。

第10節公債費は、町政の円滑な運営を図るため、町政関係者に対するの弔意やお見舞い、また外部の会議、会合への会費などに使用する経費で、第11節需要費は、職員研修経費、公用車19台の管理として燃料代、車の修理代などがございます。

第12節役務費は、行政文書の郵送経費、職員健康診断や公用車の車検、点検の手数料、車の保険代のほか、町が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上過失に起因する事故について法律上の損害賠償責任を負う場合の損害などに支払う総合賠償補償保険などがございます。

第13節委託料の主なものは、例規システムの運用経費としてデータの更新委託、公用車の運転管理業務委託、マイナンバー制度導入に伴う個人情報保護制度再構築業務委託料でございます。番号法や新しい個人情報保護制度の要求事項を整理し、新しい個人情報保護措置を確立させるためのものがございます。

第14節使用料及び賃借料の主なものは、例規システムのソフトの使用料などがございます。

第18節備品購入費は、公用車1台の購入費用などがございます。

第19節負担金補助及び交付金は、一部治部組合への負担金として、職員の退職手当負担金や秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などがございます。

次に、40、41ページをごらんください。第7目公平委員会費は、予算現額1万7,000円ですが、委員会開催はございませんでした。

第8目交通安全対策費でございますが、予算現額166万3,000円で、交通指導員への報酬、費用弁償、被服代などの経費のほか、交通安全対策を実施するに際して、事務用品、啓発用品代や交通関係団体などへの負担金などで151万7,657円を支出いたしました。

第9目自治振興対策費でございますが、予算現額397万円で、331万3,526円を支出いたしました。

第11節需要費は、防犯灯の維持管理経費は電気代の支出が主なもので、光熱水費158万1,826円、26年度末現在893基の防犯灯がございます。

次に、1枚めくっていただきまして42、43ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金は、コミュニティ協議会へ運営補助を行いました。また、地域振興対策事業に対して、行政区に対する補助金は6つの地区、辻区、五区、宮沢区、井戸下郷区、上袋区、井戸上郷区の地域振興対策事業に対して補助を行いました。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額777万9,000円で、支出済額726万9,826円でございますが、第1節報酬費は円滑な行政事務を推進するための行政区長等への報酬、第12節役務費は区長回覧等に対する手数料でございます。

第13節委託料は法律相談に対する委託料、第11節の需要費は人権啓発品等、研修会資料代等で、第19節負担金は人権同和問題に係る負担金でございます。

次に、48、49ページをごらんください。第5項の選挙費でございますが、第1目選挙管理委員会費は予算現額69万3,000円で、支出済額53万8,460円でございますが、通常選挙管理委員会の委員報酬や定時登録の際の選挙人名簿を作成する際の選挙システムソフト使用料でございます。

第2目県議会議員選挙費は、平成27年4月12日執行の県議会議員選挙の執行に際したもので、予算現額325万3,000円で、63万9,779円を支出いたしました。そのうち県からの委託金は154万6,000円でございます。

第1節の報酬は選挙管理委員報酬、第8節の報償費は事務従事者への手当、第11節需要費は公営ポスター掲示場の経費でございます。第13節委託料は、入場券の作成のための電算処理委託料や公営ポスター掲示場の設置撤去費用でございます。

続いて、第3目農業委員会委員選挙費は平成26年7月6日執行に際してのもので、予算現額29万8,000円で、11万3,765円を支出いたしました。

次に、50、51ページをごらんください。第4目衆議院議員選挙費は、平成26年12月14日執行に際してのもので、予算現額903万5,000円で、691万1,513円を支出いたしました。そのうち県からの委託金は670万1,009円でございます。選挙長、投票管理者、立会人報酬、事務従事者への手当、投票用紙や諸用紙、公営ポスター掲示場の板と設置撤去費用、事務従事者等の食事代、入場券の郵送経費及び入場券の作成として電算処理委託料などがございます。

第18節備品購入費につきましては、投票用紙読み取り分類機の天地表裏反転ユニット代155万5,200円でございます。

次に、ページが飛びますが、84、85ページをごらんください。第9款消防費、第1項消防費は、予算現額1億6,022万9,000円で、1億5,639万5,766円を支出いたしました。そのうち第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合の負担金と秩父消防署北分署の敷地負担金、合わせて1億2,767万8,059円の支出でございます。北分署の敷地につきましては、関係する町が対応することとなっており、皆野町と協定を交わし、皆野町に負担金として支出しております。

次に、第2目非常備消防費は、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための事業で、非常備消防事業のほか、平成26年8月23日開催の埼玉県消防操法大会の訓練経費など1,866万2,927円を支出いたしました。具体的には、第1節報酬と第9節旅費は消防団員への報酬や費用弁償、第8節の報償費は退職消防団員への退職報奨金や記念品代など、第11節需要費は団運営に際して消耗品や消防車の燃料代、消防資機材、車両の修繕費、団員へのTシャツなどの被服費代でございます。

第12節手数料は、消防車の定期点検、車検費用、車の保険代でございます。第18節の備品購入費は、消防ホースなど消防資機材や団員用制服や活動服などの被服費、第19節は消防団員への退職報奨金への負担金、公務災害の負担金、消防関係団体への負担金、交付金でございます。

次に、86、87ページをごらんください。第3目消防施設費は、予算現額264万2,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で、234万8,694円を支払いました。具体的には、第1節需要費は電気水道代の光熱水費、第12節の役務費は消防施設の浄化槽の維持管理手数料、第19節の負担金補助及び交付金は消火栓維持管理のための負担金でございます。

第4目防災対策費は、予算現額938万円で、町の防災行政無線の保守委託、秩父消防署との遠隔制御装

置移設業務、県防災情報システムの維持管理のほか備蓄品の購入などの経費で、770万6,086円を支出いたしました。

第11節需要費は、防災備蓄品として飲料水や保存食の購入、災害対策用消耗品、町防災無線の子局の電気料、第12節の役務費は、県防災行政無線、町と消防署との火災放送等の連動、町防災無線のフリーアクセスの通話料、災害時優先電話への通信電話料、防災行政無線の個別受信機の据えつけ調整費などでございます。

第13節委託料は、町の防災行政無線の保守点検料で、固定系無線設備の親局の操作、移動系基地局、移動局の無線設備、Jアラート装置の点検委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は、防災行政無線の固定局、再送信子局、中継局、移動局の電波使用料でございます。

第19節負担金補助及び交付金は、大雪被害住宅助成金88件、294万円でございます。

以上で総務課関係の決算説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、税務課長、お願いします。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 続きまして、税務課関係につきまして、一般会計歳入歳出事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

事項別明細書の10、11ページをごらんいただきたいと存じます。歳入の町税につきましてご説明申し上げます。第1款町税、第1項町民税、第1目町民税の個人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3億2,967万3,149円で、個人所得の増加等によりまして、前年対比0.2%の増額となっております。これに対します収入済額は3億2,799万4,023円で、収納率は99.5%となっております。

第2節滞納繰り越し分の調定額は3,026万5,679円で、前年対比14.3%の減額となっております。これに対します収入済額は420万1,735円で、収納率は13.9%となっております。

第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,834万3,300円で、景気の回復に伴い、企業の業績が上昇したことにより前年対比16.2%の増額となっております。これに対します収入済額は3,816万3,300円で、収納率は99.5%となっております。

第2節滞納繰り越し分の調定額は46万4,710円で、前年対比73.7%の減額となっております。これに対します収入済額は15万円で、収納率は32.3%となっております。

第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は3億9,874万6,838円、収入済額は3億7,050万9,058円となっております。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は4億2,302万4,800円で、前年対比0.7%の減額となっております。固定資産税は、平成26年度が評価がえの第3年度に当たりまして、土地につきましては、引き続き地価が下落傾向にあり、前年対比3.1%の減額、家屋につきましては、新築や増築家屋が増加したことによりまして、前年対比1.7%の増額となっております。

償却資産につきましても、減価償却による評価額の減少により0.8%の減額となりまして、固定資産税全体では前年対比0.7%の減額となっております。これに対します収入済額は4億1,845万870円で、収納率は98.9%となっております。

第2節滞納繰り越し分の調定額は3,929万9,267円で、前年対比11.6%の減額となっております。これに対します収入済額は872万1,253円で、収納率は22.2%となっております。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、調定額は106万4,500円、収入済額も同額の106万4,500円で、収納率は100%となっております。

第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交納付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は4億6,338万8,567円、収入済額は4億2,823万6,623円となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、第1節現年課税分の調定額は1,856万9,900円で、軽乗用車の登録台数の増加等により前年対比1.4%の増額となっております。これに対します収入済額は1,842万9,600円で、収納率は99.2%となっております。

第2節滞納繰り越し分の調定額は112万5,380円で、前年対比9.6%の減額となっております。これに対します収入済額は18万3,820円で、収納率は16.4%となっております。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、調定額は4,162万2,115円で、健康保持増進による喫煙減少によりまして、前年対比4.4%の減額となっております。これに対します収入済額でございますが、4,162万2,115円で、収納率は100%となっております。

ページの一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。第1款町税の調定額は9億2,345万2,800円で、前年対比1.1%の減額となっております。これに対します収入済額は8億5,898万1,216円で、収納率は93.0%となっております。

次に、不納欠損の内容につきまして税目ごとにご説明申し上げます。個人町民税でございますが、28件、6人で30万1,040円、法人町民税が5件、2社、11万4,710円、固定資産税が70件、19人、100万9,743円のうち、現年課税分が4件、1人6万7,000円、滞納繰り越し分が66件、18人、94万2,743円でございます。軽自動車税が15件、8人、4万5,600円、4税を合計いたしまして、118件、35人、147万1,093円を法律に基づき不納欠損として処分させていただきました。

現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました町税全体の調定額9億2,345万2,800円から収入済額8億5,898万1,216円と不納欠損額147万1,093円を差し引いた収入未済額6,300万491円が平成27年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。事項別明細書の44、45ページ中段をごらんいただきたいと存じます。第3項徴税费でございますが、この項は第1目税務総務費と第2目賦課徴收費の合計でございます。予算現額は4,126万3,000円に対しまして、支出済額は3,973万852円で、不用額は153万2,148円となっております。

第1目税務総務費でございますが、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価員の設置等を行うもので、第1節の報酬はこれらの報酬でございます。

第4節共済費は、町税等徴収嘱託員の社会保険料でございます。

第9節旅費は職員の出張旅費で、第11節需要費は追録代や参考図書代でございます。

第19節負担金補助及び交付金は、埼玉県や秩父地区税務協議会、地方税電子化協議会会費等の負担金でございます。

第2目賦課徴收費は、町税の適正、公平な課税と徴収管理を行い、自主財源の確保を図るためのものがございます。

第11節需要費は、徴収事務に使用する消耗品費、印刷製本費でございます。

第12節役務費は、納税環境の整備を図るためのコンビニ収納に係る通信運搬費や口座振替手数料等でございます。

次の46、47ページをごらんいただきたいと存じます。第13節委託料でございますが、電算業務委託料や町税の収納率を向上させ、自主財源を確保するため、納税推進コールセンター委託料、平成27年度の評価がえに伴います航空写真撮影、土地家屋現況図等修正業務委託料等でございます。

第14節使用料及び賃借料は、納税者の利便性を図るためのコンビニ収納に係るソフトレンタル料、地方税電子申告支援サービス利用料等でございます。

第18節備品購入費は、土地家屋現況図等の修正業務用パソコンの買いかえを行ったものでございます。

第23節償還金利子及び割引料は、過年度町税過誤納還付金及び還付加算金でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（中畝健一君） 町民課関係につきましてご説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。最初に、46、47ページをごらんください。第2款総務費、第1項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費は、予算現額が1,048万5,000円、支出済額が1,034万1,259円で、主な事業は戸籍法に基づく業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく業務などでございます。内訳は、第13節の委託料では戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークなどの各種システムの保守委託料、48、49ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金のうち旅券発給事務負担金はパスポートの発給業務に係る負担金でございます。

次に、56、57ページの中段をごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費は、予算現額が1億2,726万7,000円、支出済額が1億2,580万7,477円で、主な事業は国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者やその家庭の経済的負担の軽減を図る重度心身障害者医療費支給事業、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を支給するひとり親家庭等医療費支給事業でございます。内訳は、第20節扶助費では、重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療の給付費に要した費用で、第28節繰出金は国保特別会計へお示ししてあります内容の繰出金を繰り出したものでございます。

次に、下の段の老人保険費は、予算現額が1億287万9,000円、支出済額が1億189万9,181円で、主な事業は後期高齢者医療制度の一般会計分の負担を行う後期高齢者医療事業でございます。内訳は、次のページ、58、59ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ医療給付費などに係る負担金として、また第28節繰出金は後期高齢者医療制度に必要な経費として特別会計へ繰り出したものでございます。

次に、60、61ページの中段をごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費は、予算現額が1,866万6,000円、支出済額が1,751万4,299円で、主な事業は中学卒業までの子供に医療費の一部を支給する子ども医療費支給事業でございます。内訳は、第20節扶助費では子ども医療給付費に要した費用となっております。

次に、62、63ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費は、予算現額が291万1,000円、支出済額が263万2,459円で、主な事業は犬の登録や狂犬病予防注射などの衛生一般事業、散乱ごみのパトロールや撤去などを行っている廃棄物一般事業などでございます。内訳は、第8節報償費は有価物を回収した団体に対して報奨金を交付いたしました。

第2目環境衛生費は、予算現額が1,688万4,000円、支給済額が1,463万8,714円で、主な事業は公害防止を推進している環境衛生事業、太陽光発電システムなどへの補助や急速充電施設の整備を行った温暖化対

策事業などでございます。内訳は、第15節工事請負費では、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金を活用しまして、役場庁舎前駐車場に急速充電機の施設を整備したもので、第19節負担金補助及び交付金では、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている斎場費分の負担金のほか、住宅用太陽光発電システムや住宅用高効率給湯器の設置に伴う助成を行ったものです。

次に、64、65ページをごらんください。下の段の第2項清掃費は、予算現額が3億7,045万5,000円、支出済額が3億6,976万3,200円で、主な事業は秩父広域市町村圏組合が共同処理を行っている清掃事業、皆野・長瀬上下水道組合が行っている下水道事業、し尿処理事業、合併処理浄化槽設置整備事業でございます。内訳は、それぞれの第19節負担金補助及び交付金のとおりで、次の67、68ページをごらんください。浄化槽市町村整備型につきましては、平成24年度から実施しております合併処理浄化槽市町村整備型事業に係る負担金でございます。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費は、予算現額1,151万1,000円、支出済額が1,033万9,897円で、主な事業は上水の安定安全な供給を行っている上水道事業でございます。内訳は、第19節負担金補助及び交付金のとおりで、組合の財政基盤の安定を図るため、それぞれの負担を行ったものでございます。一般会計分につきましては、以上でございます。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。初めに、平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計を歳入歳出決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。118ページ、119ページをごらんください。歳入につきましては、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は、予算現額1億6,254万円、調定額2億49万2,217円、収入済額1億6,299万9,774円、不納欠損額134万9,309円でございます。現年度分の収納率は97.1%で、25年度の96.7%と比べまして0.4%上昇いたしました。

次に、120、121ページをごらんください。第5款国庫支出金、第1項国庫負担金は、予算現額1億7,553万1,000円、調定額1億8,064万8,730円、収入済額も同額で、保険給付費の合算額などに一定割合に応じた額が、また第2項国庫補助金については、予算現額3,547万1,000円、調定額5,963万8,000円、収入済額も同額で、財政力の不均衡の解消のため、ともに国から交付されたものでございます。

第6款第1項療養給付費交付金は、予算現額4,348万4,000円、調定額4,285万1,000円、収入済額も同額で、退職被保険者等に係る療養給付費に要する費用として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、122、123ページをごらんください。第7款第1項前期高齢者交付金は予算現額2億143万1,000円、調定額2億143万1,741円、収入済額も同額で、65歳から74歳の前期高齢者が国保への加入数が多く、保険者間の医療費負担の不均衡の解消をするため、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

第8款県支出金、第2項県補助金は、予算現額2,607万5,000円、調定額6,527万4,000円、収入済額も同額で、医療給付費の定率国庫負担金減少相当分や財政調整及び事業の取り組み分について県から交付されたものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金は、予算現額1億855万1,000円、調定額1億1,251万869円、収入済額も同額で、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するため、また市町村国保間の保険税の平準化や財政の安定を図るため、埼玉県国民健康保険団体連合会から交付されたものです。

続いて、第11款繰入金は予算現額1億1,635万3,000円、調定額1億1,635万2,419円、収入済額も同額で、安定した国保運営を図るため一般会計から繰り入れたもので、詳細につきましては次のページ、124、125ページ

ージにお示ししてあるとおりです。

続きまして、歳出は130ページ、131ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額2,788万9,000円、支出済額2,641万7,425円、主な事業は国民健康保険事業に従事する職員に係る一般管理事業などとなっております。内訳は、職員の給料のほか、第12節役務費は、被保険者証の郵送料のほか、国保連合会電算処理に係る手数料、第13節委託料は、医療機関から請求されるレセプトの内容点検の業務委託の経費などとなっております。

次に、132、133ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項療養諸費は、予算現額5億7,704万4,000円、支出済額5億4,614万5,675円で、療養諸費は、一般被保険者、退職被保険者等に係る医療費に要する保険者負担分として、第2項高額療養費は、予算現額7,010万1,000円、支出済額6,544万7,334円でした。高額療養費は、1カ月の一部負担金が一定の自己負担限度額を超える場合、その超えた額を給付したものでございます。

次に、第3款第1項後期高齢者支援金等は、予算現額1億2,682万2,000円、支出済額1億2,681万5,532円でした。後期高齢者支援金は、後期高齢者交付金の費用に充てているため、社会保険診療報酬支払基金に支払ったものでございます。

次に、136、137ページの中段をごらんください。第6款第1項介護納付金は、予算現額5,390万3,000円、支出済額5,390万2,576円で、介護納付費納付金は介護保険の費用に充てるため社会保険診療報酬支払基金に支払ったものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金は、予算現額9,740万4,000円、支出済額9,740万2,272円でした。高額医療費共同事業拠出金は、高額医療費が発生した市町村に対して交付金を交付する事業の拠出金として、138、130ページをごらんください。保険財政共同安定化事業拠出金は、県内の国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため交付金を交付する事業の拠出金として、ともに埼玉県国保連合会に支払ったものでございます。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費は、予算現額982万6,000円、支出済額726万9,204円でした。特定健康診査や特定保健指導に用意した費用で、第13節委託料は秩父分市医師会など個別や集団の健診に要した特定健康診査委託料や医療機関で人間ドックに要した生活習慣病予防健診の委託料となっております。なお、実質収支に関する調書については、会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、ページが飛びますが、185ページをごらんください。5の国民健康保険の基金の運用状況でありますが、(1) 保険給付費支払基金は、前年度末現在高は4,634万6,000円で、支払金の不足に充当、また積み立てを行った結果、決算年度末現在高は3,231万円でございます。(2) 高額療養費支払資金貸付基金は、決算年度末現在高は100万円ちょうどとなっております。以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計を歳入歳出決算事項別明細書に沿いましてご説明申し上げます。172、173ページをごらんください。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料は、予算現額6,577万3,000円、調定額6,611万190円、収入済額6,567万4,990円でした。収納状況につきましては、現年課税分が99.7%、特別徴収は100%、普通徴収は98.8%で、滞納繰り越し分の徴収率は29.9%で、現年、繰り越しを合わせまして、収納率は99.3%でございました。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、予算現額2,115万円、調定額2,114万9,833円、収入済額も同額でございました。保健基盤安定繰入金は、保険料の減額課税に基づき、減額した額の総額を基礎に算出した額を繰り入れたものでございます。

歳出でございますが、176、177ページをごらんください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額8,569万7,000円、支出済額8,565万3,143円で、後期高齢者医療広域連合納付金は町が徴収した保険料を保険料負担金として埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。なお、実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明しておりますので、割愛させていただきます。

以上で町民課関係の決算の説明を終わらせていただきます。



◎延会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（新井利朗君） 次回の日程をご報告いたします。

あす17日午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（新井利朗君） 以上をもちまして本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

延会 午後4時54分

平成27年第4回長瀬町議会定例会 第2日

平成27年9月17日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第34号～議案第37号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君	会計 管理 者	大	澤	彰	一	君
総務課長	野	原	寿	彦	君	企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君	町民 課長	中	畝	健	一	君
健康福祉 課長	福	田	光	宏	君	産業 観光 課長	横	山	和	弘	君
建設課長	坂	上	光	昭	君	教育 次長	若	林		実	君
代表 監査委員	柳		繁	夫	君						

事務局職員出席者

事務局長	福	島	基	之	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(新井利朗君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(新井利朗君) 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(新井利朗君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第34号～議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長(新井利朗君) 日程第1、議案第34号 平成26年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第35号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第36号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第37号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

最初に、健康福祉課長、お願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田光宏君) それでは、平成26年度の一般会計決算、健康福祉課関係の事業につきまして、決算書事項別明細書に基づき、説明をさせていただきます。

初めに、民生費関係についてご説明をいたします。決算書の52、53ページをお開きいただき、中ほどをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額2億2,863万7,000円で、支出済額は2億1,266万9,218円でございます。

主な内容についてご説明をいたします。第13節委託料2,014万632円でございますが、平成26年4月1日

に開所した高齢者と障害者の共生施設の運営を委託している社会福祉法人清心会に指定管理委託料として支払う費用でございます。

次に、関係法令の規定に基づき、長瀬町子ども・子育て支援事業計画、第6期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、長瀬町障がい者計画・第4期障がい福祉計画の福祉関係3計画の策定に伴うものでございます。

次に、新たに臨時福祉給付金を支払うために臨時福祉給付金給付事業システム改修委託に伴う経費や新たに施行される子ども・子育て新制度に伴うシステム改修業務委託料に伴う経費でございます。

続きまして、第19節負担金補助及び交付金でございますが、1億7,459万464円の支出となっております。内容といたしまして、障害者福祉関係では、障害者自立支援法に基づく各種障害者サービス費用として、在宅や施設入所者に対し、障害者自立支援給付事業として各種の負担金や補助金を交付いたしました。その他、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど関係団体へ補助金を交付し、円滑な運営に努めました。

次に、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対し制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金の交付を行いました。また、平成23年度より開始した小さな困り事や頼み事を行う元気と安心お助け隊に3年間の県補助金の交付が終了したために、引き続き事業の継続を行うため、商工会に町補助金の交付を行いました。

次に、第20節扶助費589万1,821円の支出でございますが、在宅で生活している重度心身障害者の方への手当の支給や日常生活用具に対する給付などを実施してまいりました。

次に、56、57ページ上段の第2目老人福祉費でございますが、予算現額1,813万5,600円で、支出済額は1,631万5,893円となっております。執行された事業の主な内容は、第13節委託料655万7,585円でございますが、措置を必要とする高齢者を養護老人ホームに入所させるために必要な経費や緊急通報システム情報管理委託料となっております。

続きまして、第14節使用料及び賃借料でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑の円滑な運営を図るため、土地借上料が主なものとなっております。

次に、第15節工事請負費396万3,600円でございますが、高齢者・障害者共生施設いきいき館の附帯する駐車場工事費用でございます。

第19節負担金補助及び交付金128万4,550円でございますが、老人クラブ活動促進のため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブへ補助金の交付を行いました。

次に、58、59ページの中段をごらんください。第5目の介護保険費でございますが、予算現額9,608万3,000円で、支出済額は9,529万8,145円となっております。主な内容は、第28節繰出金欄の介護保険特別会計繰出金9,474万7,000円は、町が法定負担分として介護保険特別会計に繰り出すものでございます。また、事務費等繰出金は認定事務など介護保険の事業運営に要する経費を繰り出しているものでございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額2億7,367万円で、支出済額は2億7,218万7,275円となっております。

次に、第7節賃金1,105万9,664円でございますが、核家族化や経済的理由により共働き家庭が増加しているため、子育て環境の充実を図る必要があることから、放課後児童クラブ2カ所の運営に際しての賃金等でございます。

第8節報償費254万4,884円でございますが、児童虐待防止推進事業や子育て相談事業で児童虐待相談員

や臨床心理士などの専門職での相談をするための費用に充てさせていただきました。

次に、60、61ページをごらんください。続きまして、第13節委託料1億2,883万5,789円でございますが、保育所運営委託料の経費や保護者の保育を支援するため、延長保育、一時保育、障害児保育等の事業を実施している保育園への委託料等でございます。

第19節負担金補助及び交付金2,250万6,700円でございますが、保育対策等促進事業費、保育サービス支援事業費等の助成を行いました。

第20節扶助費1億488万円でございますが、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童等を養育する保護者に対し児童手当を支給し、出生児の子育ての支援のための出生児1人につき2万円の子育て支援金の支給をいたしました。

次に、62、63ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額2,591万6,000円で、支出済額は2,548万7,976円でございます。

次に、64ページ、65ページをごらんください。具体的な内容は、保健事業の拠点となっている保健センターの敷地の借上料や保守点検に係る維持管理を実施いたしました。

第19節負担金補助及び交付金1,660万3,000円でございますが、各種の負担金の支払いを初め秩父広域市町村圏組合へ救急医療施設費分の負担金や1市4町で構成している秩父医療協議会への負担金の支出を行いました。また、小川赤十字病院建替整備計画促進協議会へ支援金の支出をいたしました。

次に、66ページ、67ページをごらんください。第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額3,149万7,000円で、支出済額は2,801万9,007円でございます。事業の内容としまして、健康の保持増進や各種疾患の予防のための事業を実施してまいりました。具体的には、予防接種や各種健診事業に係る医師、歯科医師や看護師などへの費用でございます。

第8節報償費254万8,200円、第11節需用費85万5,352円は、予防接種に係る医薬材料費などでございます。第13節委託料2,153万1,264円でございますが、各種がん検診や妊婦健診、各種予防接種、人間ドック、各種事業への参加を促進するための送迎業務委託料などの事業を実施いたしました。

次に、68ページ、69ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金173万7,120円でございますが、秩父広域市町村圏組合で共同処理しています結核予防事業に係る負担金等の支出でございます。以上で一般会計分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計についての説明に移らせていただきます。少し飛びますが、決算書の148ページ、149ページをごらんください。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、内訳は、第1節現年課税分、第2節滞納繰り越し分で、調定額は1億3,521万7,360円、収入済額は1億3,336万458円で、収納率は98.6%でございます。不納欠損額につきましては6万700円で、内訳は19件、3人でございます。また、理由につきましては、介護保険法に基づき、不納欠損として処分させていただいたものでございます。収入未済額は179万6,202円となっております。

次に、第3款国庫支出金は、介護給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業としてそれぞれ法定割合分に応じて交付されるもので、調定額、収入額ともに1億5,928万4,324円でございます。

次に、第4款支払基金交付金は、第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給

付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたもので、調定額、収入済額とも1億8,518万6,000円でした。

次に、150ページ、151ページをごらんください。次の第5款県支出金は、保険給付費や介護予防や任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じ県から交付されたもので、調定額、収入済額とも1億197万5,417円でした。

次に、第7款繰入金は、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れるもので、調定額、収入済額とも9,474万7,000円でした。

続きまして、歳出でございますが、156ページ、157ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額388万5,000円で、支出済額が380万2,413円でした。具体的には、介護保険システム改修業務委託料やリース料が主なものとなっております。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額110万2,000円で、支出済額が98万6,683円で、具体的には保険料賦課徴収のための諸費用となっております。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額530万円で、支出済額が411万9,665円で、内容は介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料や訪問調査の費用となっております。

第2目認定審査会共同設置負担金は、予算現額545万6,000円で、支出済額は同額の545万6,000円で、秩父広域市町村圏組合に共同設置しています介護認定審査会負担金となっております。

158、159ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護保険サービス等諸費は、要介護者の皆さん方が介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。

説明は、重立った目のみとさせていただきます。第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額2億3,992万3,000円で、支出済額が2億3,472万9,612円でした。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額2億7,207万1,000円で、支出済額が2億6,625万4,733円でした。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付される費用で、予算現額2,826万1,000円で、支出済額が2,754万4,559円でした。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の皆様方が介護予防サービスを受けた場合に係る給付費となっております。

これについても、説明は重立った目のみとさせていただきます。第1目介護予防サービス給付費は、通所介護予防などを利用した場合の費用で、予算現額4,138万9,000円で、支出済額が3,980万3,148円でした。

次に、160ページ、161ページをごらんください。第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に支給される費用で、予算現額552万6,000円で、支出済額が423万9,100円でした。

第4項高額介護サービス等費については、要介護者や要支援者が支払った額が世帯合計で一定額を超えた場合、高額介護サービス費として超えた分が払い戻される費用で、予算現額1,078万1,000円で、支出済額が1,000万6,917円でした。

第6項特定入所者介護サービス等費については、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サー

ビスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額を支給するもので、予算現額2,454万5,000円で、支出済額が2,291万1,830円で行いました。

次に、162、163ページをごらんください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目2次予防事業費ですが、65歳以上の高齢者で要介護状態になるおそれのある方を把握し、保健センター等で通所や訪問等による運動、栄養改善や口腔の事業に要した委託料が主なものとなっております。予算現額443万4,000円で、支出済額が421万4,257円で行いました。

第2目の1次予防事業費ですが、65歳以上の高齢者を対象に、健康維持のため、痴呆症等の講演会や元気モリモリ教室の実施に要した費用となっております。予算現額457万円で、支出済額が330万1,629円で行いました。

第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターに配置している職員経費やシステム借上料で、予算現額842万8,000円で、支出済額が790万2,006円で行いました。

第2目の任意事業費は、予算現額225万4,000円で、支出済額が123万3,771円で行いました。高齢者の交流を図るため、ひのくち館に相談員を配置しておりますが、その賃金と紙おむつ支給事業に係る委託料が主なもので行いました。

次に、164ページ、165ページをごらんください。第5款の基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金の状況でございますが、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるために設置している基金であり、159万6,000円の積み立て、平成26年度末現在6,054万8,000円でございます。

なお、168ページの実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明しておりますので、ここでは割愛をさせていただきます。

以上で健康福祉課関係の決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 次に、産業観光課長、お願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 続きまして、産業観光課関係につきまして、決算書に基づき、ご説明申し上げます。

68、69ページをごらんください。中段の第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費、予算現額59万円で、支出済額51万530円でございます。事業の内容は、雇用の拡大や労働の安定など円滑な遂行を図るため、第19節負担金補助及び交付金の備考欄にありますとおり、関係機関や団体への負担金、補助金でございます。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、予算現額1,312万5,000円、支出済額は1,288万5,268円でございます。事業の内容は、農業委員会の運営全般の経費で、主に事務局人件費、年12回行われる会議等に要した費用でございます。

70、71ページをごらんください。主な支出といたしまして、第13節委託料222万4,800円のうち、主には備考欄にあります農地台帳システム整備に伴うシステム改修業務委託料183万6,000円でございます。

第2目農業総務費につきましては、予算現額75万5,000円で、支出済額は72万8,000円でございます。

次の72、73ページをごらんください。主な事業の内容は、農業団体の構成員としての負担金や補助金で、交付先は備考欄に記載されております団体や協議会でございます。

次に、第3目農業振興費、予算現額3,811万9,000円、支出済額1,676万9,546円でございます。事業の内容は、有害鳥獣駆除、生産団体の育成支援、種苗購入や農業施設への助成、集落農業センターの管理等に要した経費となっております。

主なものといたしまして、第13節委託料40万円は有害鳥獣捕獲事業委託料で、長瀬狩猟クラブへ有害鳥獣駆除の委託をしたものでございます。

第19節負担金補助及び交付金は、備考欄の中ほどの経営体育成条件整備事業助成金は、平成26年2月の大雪により被災した営農者を対象に、営農再開を支援することを目的に農業施設の解体撤去及び再建費用の一部を補助したものでございます。繰越明許費2,000万2,072円につきましては、年度内に農業用施設の再建が改良しなかった農家2件分の助成金を繰り越したものでございます。

次の第4目緑の村管理費につきましては、予算現額724万5,000円で、支出済額708万2,406円でございます。事業の内容は、緑の村管理、花の里管理運営を行いました。

主なものといたしまして、第13節委託料150万円は、緑の村施設周辺の環境を保全するため、除草作業をシルバー人材センターへ委託したものでございます。

第14節使用料及び賃借料449万9,034円は、緑の村の土地借上料で、地権者8名、面積2万5,000平方メートルの土地借上料でございます。

第19節負担金補助及び交付金100万円は、長瀬町花の里づくり実行委員会への運営費補助金でございます。

次の74、75ページをごらんください。第2項林業費、第1目林業総務費につきましては予算現額2,756万3,000円で、支出済額は2,748万4,020円でございます。事業の内容は、緑の少年団を初め関係機関や団体への負担金、補助金の助成事業や園地「四季の丘」の管理、里山・平地林再生事業を行いました。

主なものといたしましては、第13節委託料2,688万8,120円のうち備考欄の里山・平地林再生事業業務委託料2,675万円は、県の補助金の補助率10分の10を活用いたしまして、森林の景観向上や生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能を回復させるとともに、観光資源としての価値を高めるため、中野上から長瀬までの長瀬アルプス周辺の枯損木の除去及び除伐と下草刈りを実施いたしました。

第2目林業振興費につきましては、予算現額64万5,000円、支出済額40万7,160円でございます。事業の内容は、松くい虫予防対策事業として、松枯れを予防し、野土山周辺の景観維持に努めたもので、全額予防薬剤を注入するための業務委託料でございます。

第3目林業費につきましては、予算現額96万7,000円で、支出済額は52万8,749円でございます。事業の内容は、林道管理や補修に要した経費となっております。

第13節委託料14万8,399円は、備考欄にお示ししてありますとおり、葉原林道除草作業、榎峠線、本山根線の側溝の土砂上げ作業などを実施いたしました。

次の76、77ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、予算現額3,645万1,000円、支出済額992万561円でございます。事業の内容は、消費生活相談、長瀬町商工会への助成、利子補給、町内小規模事業者の振興を図る住宅リフォーム等資金助成事業を実施いたしました。

主なものといたしまして、第19節負担金補助及び交付金982万3,541円につきましては、備考欄にあります長瀬町小規模事業者指導費補助金500万円は長瀬町商工会への補助金で、このほか長瀬町中小企業融資制度資金借入利子補給金として316万6,374円、住宅リフォーム等資金助成事業補助金40万円、また中小企業雪害対策利子補給金110万7,167円を支出いたしました。

繰越明許費2,600万円につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を長瀬町プレミアム商品券事業として繰り越したものでございます。

次の第2目観光費につきましては、予算現額5,392万5,000円で、支出済額は2,522万8,876円でございます。事業の内容は、観光地としてのイメージアップを図り、魅力ある観光地づくりの推進を図るため、観光一般事業、観光施設管理事業、魅力ある観光地づくり推進事業、インフォメーション事業、花いっぱい推進事業、長瀬八景管理事業、桜管理事業、長瀬町観光振興支援事業を行いました。

第11節需用費452万5,140円のうち備考欄の光熱水費277万3,411円は、観光トイレや観光情報館等に要したものでございます。

第13節委託料758万6,400円のうち備考欄の観光用公衆トイレ清掃業務委託料240万8,400円は、町内8カ所の観光トイレの清掃費で、長瀬町観光情報館指定管理委託料350万円は、観光情報館の指定管理の費用として、桜管理業務委託料100万円は、町内に点在している桜の維持管理をそれぞれ長瀬町観光協会に委託したものでございます。

第14節使用料及び賃借料42万6,240円は、観光情報館及び観光広告塔3基の敷地借上料でございます。

第15節工事請負費431万1,900円のうち主な支出につきましては、秩父地域でレンタサイクル事業開始により長瀬サイクルステーションを整備した工事費345万6,000円でございます。

第19節負担金補助及び交付金806万8,000円につきましては、79ページをごらんください。備考欄にありますように、構成員としての負担金や長瀬町観光協会補助金、長瀬船玉まつり実行委員会補助金でございます。

76、77ページに戻っていただきまして、第2目観光費、繰越明許費2,846万2,000円につきましては、3月補正でお認めいただいた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金における観光事業で、第13節委託料346万2,000円、第15節工事請負費2,500万円は、観光トイレ2棟の建築と長瀬駐在所跡地整備の設計・監理及び工事費を繰り越したものでございますが、その後国の見解が示され、交付金の用途として基本的にソフト事業を想定しており、よって当該事業における交付金充当額のうちハード事業が占める割合を5割未満に設定する必要があるとあり、事業に対する予算のとおり執行できなくなったため、6月4日に全員協議会を開催し、議員の皆様にご説明したとおりでございます。

次に、少し飛んで、82、83ページ、このページの最下段をごらんください。第8款土木費の第4項都市再生整備計画事業費、第2目公園整備費でございますが、予算現額2,017万3,000円、支出済額1,753万3,379円でございます。

主なものとしたしまして、第13節委託料は、蓬莱島を新たな観光資源として整備するため、測量及び詳細設計業務委託料1,676万3,760円と次の85ページ、備考欄の分筆登記等業務委託料26万6,969円を実施したものでございます。

以上で産業観光課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、建設課長、お願いします。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 続きまして、建設課関係の説明を申し上げます。

歳入歳出決算書の78、79ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費、予算現額551万1,000円、支出済額540万7,911円でございます。道路橋梁総務事業、道路照明灯事業を行いました。

主な支出といたしまして、第11節需用費362万7,745円のうち光熱水費287万3,713円は、道路照明灯138基分の電気料でございます。

第14節使用料及び賃借料54万2,952円のうち土木積算システムリース料50万1,480円につきましては、道路工事等に必要の積算システムのリース料でございます。

続きまして、第2目道路維持費、予算現額2,116万3,861円、支出済額1,786万2,599円でございます。道路維持管理事業、原材料支給事業、道路維持補修事業、交通安全施設整備事業、道路台帳整備事業、道路愛護保全管理事業を行いました。

主な支出としまして、第11節需用費157万9,646円のうち施設修繕費116万8,280円は、本中21号線ほか8カ所の道路の修繕を行いました。

第12節役務費21万9,400円は、風布16号線ほか2カ所の災害等による倒木、土砂等の処理費、手数料でございます。

第13節委託料817万8,927円のうち主なものは、次のページの80、81ページをごらんください。道路台帳補正委託料302万6,260円で、平成25年度に実施いたしました道路改良工事箇所等の補正を実施いたしました。また、道路愛護保全管理業務委託料177万8,700円は、町道の草刈り、舗装の穴埋め、小規模な修繕等をシルバー人材センターに委託し、町道の維持管理を実施いたしました。

第15節工事請負費627万4,800円のうち429万8,400円は、道路補修工事といたしまして、岩田23号線ほか5カ所を行いました。交通安全施設整備工事194万9,400円は、区画線、滑りどめ舗装、グリーンベルトの設置を行いました。

第16節原材料費163万424円のうち主な支出といたしまして、原材料支給事業で10の行政区から12件、砕石等8件、生コン2件、グレーチング1件、トラロープ1件の申請があり、支給をいたしました。

続きまして、第3目道路新設改良費、予算現額6,287万7,000円で、支出済額5,758万4,574円で、道路新設改良事業を実施いたしました。

第13節委託料608万2,560円は、道路改良工事に伴う測量設計監理委託料で、野上下郷13号線道路測量設計用地調査を初め2路線の委託を行いました。

第15節工事請負費4,414万9,680円は、町道新設改良工事9路線で、本中9号線、幹線34号線、野上下郷13号線、認定外道路の側溝整備工事、風布1号線の舗装工事、幹線8号線、野上下郷54号線、矢那瀬12・44号線、長瀬23・50・53号線、矢那瀬44号線の第2工区の道路改良工事を行いました。

第17節公有財産購入費441万2,379円、第22節補償補填及び賠償金293万9,955円は、道路新設改良工事に伴う用地買収費、物件補償費でございます。

続きまして、第4目まちづくり推進費、予算現額3,176万6,000円、支出済額2,396万5,912円で、建築行政事務事業、地図作成事業、定住促進対策事業、道路後退部分整備事業を実施いたしました。

主なものといたしまして、第13節委託料1,322万575円のうち白地図及び路線網図作成業務委託料1,240万9,200円で、現況に合った白地図、道路路線網図を作成いたしました。

第17節公有財産購入費61万7,886円は、道路後退部分の土地の購入費でございます。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費、予算現額383万円、支出済額307万8,327円で、河川総務事業、河川改修事業を行いました。

第19節負担金及び交付金307万8,327円のうち主なものは、埼玉県で実施いたしました井戸地内の急傾斜地崩落対策事業工事の負担金295万5,327円でございます。

続きまして、82、83ページをごらんください。第3項住宅費、第1目住宅管理費、予算現額2,247万6,000円、支出済額2,052万4,577円でございます。住宅管理事業、住宅取り壊し事業、町営住宅長寿命化改善事業を実施いたしました。

第11節需用費345万207円のうち施設修繕費256万7,535円は、主なものといたしまして、建築後年数がたっております塚越団地の修繕や退去後の各部屋の床、壁の張りかえ、袋団地の給湯器等の修繕を行いました。

第14節使用料及び賃借料548万3,132円は、町営住宅塚越団地及び県営白鳥団地の敷地賃借料です。民地4件、国有地1件と県営白鳥団地の敷地賃借料1件でございます。

第15節工事請負費、923万9,400円で、主なものといたしまして、塚越団地5棟、10戸の外壁等の改修工事を648万6,480円で行いました。

次に、第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費、予算現額1億2,780万7,000円、支出済額3,777万4,738円で、幹線1号線南桜通りの整備事業を行いました。

主なものといたしまして、第13節委託料3,777万4,738円で、幹線1号線の路線用地測量業務委託、道路詳細設計業務委託及び土地鑑定評価業務委託を行いました。

なお、繰越明許費9,000万円につきましては幹線1号線南桜通りの用地購入費でございます。今議会で議決をいただきました後、締結をする予定です。

続きまして、84、85ページをごらんください。第3目住宅等整備費、予算現額4,915万6,000円、支出済額4,881万3,430円でございます。若者定住促進住宅整備事業を実施いたしました。

主なものといたしまして、第15節工事請負費4,315万6,800円で、旧雇用促進住宅野上宿舍の解体工事を行いました。

以上で建設課関係の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 次に、教育次長、お願いします。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） 続きまして、教育委員会関係についてご説明申し上げます。

平成26年度の決算書の86、87ページをお開きください。第10款の教育費でございますが、全体で2億7,952万3,000円の予算額に対しまして、支出済額は2億6,714万386円で、1,238万2,614円の不用額となっております。この不用額でございますが、事業執行後の残金が積み上がったものでございます。

それでは、第1項教育総務費の第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、教育委員の報酬や旅費、交際費など総額で67万9,036円を支出いたしました。

次の88、89ページの第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節の報酬は就学支援委員会委員への報酬で、第2節の給料から第4節の共済費までは職員の給与関係でございます。

第7節の賃金でございますが、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導ができる体制を図るため各学校へ配置しておりますさわやか相談員、特別支援教育支援員の賃金で701万5,400円を支出いたしました。さわやか相談員は中学校へ1名、特別支援教育支援員は第一小学校へ4名、第二小学校と中学校へ各1名の総数で7名を配置いたしました。

次に、第11節の需用費はコピー用紙やインクなどの消耗品の購入と小中学校の排水設備や遊具などの施設設備の修繕で162万3,268円を支出いたしました。

第13節の委託料は、備考欄にありますように、学校職員の健康診査や中学校校務員業務、英語講師派遣事業などの学校運営に必要な業務を委託し、653万7,054円を支出いたしました。

次の第14節使用料及び賃借料は、小中学校にコンピューターを整備する経費が主なもので、情報活用能力を育てる学習に資するため、5年リースを基本に児童生徒用と教師用に整備しているものでございます。

次の90、91ページの第15節工事請負費でございますが、小中学校施設の改修工事で、備考欄にありますように、第一小学校校舎誘導灯改修工事から中学校自転車駐輪場照明設置工事まで6カ所の工事を実施いたしました。

次の第19節負担金補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金などの支出と小中学校修学旅行補助金38万8,000円、町内4園への国際理解教育費補助金32万円を交付したものでございます。

次の第20節の扶助費は、就学が困難な児童生徒の保護者に対して要保護・準要保護児童生徒援助費として給食費や学用品費など177万7,724円と小中学校入学祝金を小学生49人、中学生83人に合計298万円を支出いたしました。

次の第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与事業で、平成26年度は育英奨学資金の新規分が4名で120万円、継続分が7名で198万円の合計で318万円を貸与いたしました。

次の第2項の第一小学校費、第3項の第二小学校費及び第4項の中学校費は、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品や光熱水費を初め施設管理のための業務委託や学校備品の購入、各種加盟団体への負担金等を支出したもので、第2項の第一小学校費は1,138万7,000円の予算額に対しまして1,101万1,098円の支出済額となっております。

次の92、93ページ、第3項の第二小学校費は722万9,000円の予算額に対して670万6,156円の支出済額となっております。

次の94、95ページ、第4項の中学校費は1,451万7,000円の予算額に対して1,318万4,404円の支出済額となっております。

次に、96、97ページ、第5項の幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減する私立幼稚園就園奨励費補助金で41件の568万1,600円を交付いたしました。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や人権教育事業、成人式祝賀会事業、家庭教育学級事業の実施に伴う報償費や需用費などの支出と、第19節にありますように、人権教育研修会への負担金の支出や文化団体連合会と人権教育推進協議会への補助金を交付したものでございます。

次に、98、99ページをごらんください。第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンターそれぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料などで1,242万8,467円の支出済額となっております。

次に、第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員への報酬を初め次のページになりますが、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のために必要な需用費や委託料など629万4,092円を支出したものでございます。

第4目の青少年健全育成費は、非行防止夜間パトロールなどを行う青少年育成推進委員4名への報償費と青少年健全成長瀬町民会議へ4万8,000円及び青少年育成会連絡協議会へ38万円の補助金を交付いたしました。

次に、第7項保健体育費の第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポー

ツ推進委員への報酬や各種スポーツ教室の開催に伴う報償費や需用費などの支出と、次のページの第19節負担金補助及び交付金にありますように、体育協会へ130万円とスポーツ少年団へ25万5,000円の補助金を交付いたしました。

次の第2目の体育施設費は、総合グラウンドと塚越グラウンドの維持管理を行ったもので、99万2,802円の支出済額となっております。

次に、第3目の学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員の社会保険料や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料などでございますが、第11節需用費、次のページになりますが、一番上にごございます賄材料費2,899万7,908円は学校給食の食材購入費で、児童生徒及び教職員638人に対して年間12万385食の給食を供給いたしました。

第18節の備品購入費199万8,000円は、調理環境の向上を図るため、ドライ仕様の2層シンクを4台と炊飯ほぐし台を購入したものでございます。

次の第4目の町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プールの土地借上料で10万3,600円を支出したものでございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（新井利朗君） 以上で各課長、教育次長の説明は終了しました。

ここで決算審査報告を代表監査委員、柳繁夫君にお願いいたします。

監査委員。

○代表監査委員（柳 繁夫君） 監査委員の柳でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成26年度長瀬町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表し、ご報告を申し上げます。審査は、去る8月4日から9月1日までの間、岩田務監査委員と一緒に実施をいたしました。その結果を平成26年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書としてお手元にお配りしてございます。この決算審査意見書に沿いまして、順次ご報告を申し上げます。

まず、決算審査意見書の1ページの2、審査の結果をごらんください。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されており、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿っておおむね適正に行われているものと認められました。各会計の歳入歳出決算は、表1、会計別歳入歳出一覧にごございますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた額は黒字となっております。

次に、2ページをごらんください。（2）一般会計のア、決算収支でございますが、表2、決算収支比率等前年度比較にごございますとおり、歳入34億6,811万8,187円から歳出33億7,646万8,975円を差し引いた形式収支は9,164万9,212円となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源3,284万5,545円を差し引いた実質収支は5,880万3,667円の黒字となっております。また、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億2,467万1,976円の赤字となっております。さらに、実質単年度収支につきましては、財政調整基金における2億6,842万5,000円の積み立て及び2億6,646万9,000円の取り崩しがあった結果、1億2,271万5,976円の赤字となっております。

次に、イの予算の執行状況でございますが、3ページの表3、歳入執行状況一覧もあわせてごらんいただきたいと存じます。まず、歳入につきましては、予算現額に対する歳入決算額の割合である歳入予算の執行率は95.3%、また調定額に対する歳入決算額の割合である歳入予算の収入率は98.1%となっております。

す。収入未済額は6,468万978円で、前年度に比べ870万4,894円の減となっております。このうち町税の収入状況は、執行率が101.5%、収入率は93.0%となっております。

なお、現年課税分の収入率は99.2%でございますが、滞納繰り越し分の収入率は18.6%と低率になっております。町税における不納欠損額は147万1,093円で、これは時効の成立、滞納処分の執行停止により権利義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。

3ページをごらんください。町税の収入未済額は6,300万491円となっております。負担の公平性あるいは自主財源である町税収入の確保は重要な課題であり、積極的な徴収活動を展開するとともに、未納者に対しましては、法に基づく適時適切な措置を講ずるなど滞納整理の強化を図り、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強めていくことが必要でございます。引き続き実効性のある町税確保対策を展開されることを強く望むものでございます。

次に、歳入の内訳でございますが、7ページの別表1、平成26年度一般会計予算執行状況（歳入）のとおりでございますが、金額あるいは前年度比で増減率の大きいものについてのみ申し上げます。10の地方交付税は11億7,841万3,000円で、前年度比0.2%の減、12の分担金及び負担金は前年度より2,700万円余増加しておりますが、これは学校給食費を諸収入から組みかえたことによるものでございます。また、21の繰入金は前年度比で1億5,081万円増の2億9,703万9,000円となっております。

3ページの中段にお戻りいただきたいと存じます。歳出決算額でございますが、33億7,646万8,975円で、予算現額36億4,079万4,461円に対する執行率は92.7%となっております。

なお、不用額は9,623万414円で、前年度より4,275万1,541円減少し、予算現額に対する割合は2.6%となっております。この不用額は、事務事業の執行に支障を生じたというようなものではございませんが、今後の予算編成においては、さらに積算の精度を高め、財源を有効に活用されることが望まれます。

次に、エ、財政の構造でございますが、4ページ中段の表4、主要財務指標一覧をごらんいただきたいと存じます。平成26年度の財政力指数は0.421、経常収支比率は92.0%、経常一般財源比率は93.8%となっております。これらの数値が示しておりますことは、決して財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるとは言いがたいものでございます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページ中段から6ページにかけて記載してまいります。まず、アの国民健康保険特別会計でございますが、財政収支の状況につきましては、形式収支、実質収支及び単年度収支とも黒字となっております。

次に、予算の執行状況のうち、国民健康保険税の収入状況でございますが、現年度課税分の収入率は97.1%ですが、滞納繰り越し分の収入率は16.7%と低率となっております。国民健康保険税の不納欠損額は134万9,309円で、これは時効の成立、滞納処分の執行停止により権利義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。また、収入未済額は3,614万3,134円となっております。負担の公平性や財源確保の観点から、今後も引き続き収入未済額の縮減、解消に向けて、より一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、5ページ、イの介護保険特別会計でございますが、財政収支の状況といたしましては、形式収支、実質収支は黒字となっておりますが、単年度収支は赤字となっております。また、予算の執行状況につきましては、介護保険料の収入未済額が179万6,202円となっております。税同様、負担の公平性の観点から、納付意識のさらなる向上に努められ、収入未済の解消に向けて、より一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

次に、ウの後期高齢者医療特別会計でございますが、財政収支の状況といたしましては、形式収支、実質収支は黒字となっておりますが、単年度収支は赤字となっております。予算の執行状況につきましては、5ページの下段から6ページにかけて記載してありますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして決算審査結果の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質問者はいませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 何点か質問させていただきます。

行政報告書の1ページに、総論の中に「実質公債率、経常収支比率は前年度より低下したものの、将来負担比率は悪化しており、財政の硬直化が進んでいる」というふうにもう執行部のほうで行政報告書の中でしっかりと書いてあったり、先ほどの監査委員の柳さんからの報告も財政に余裕があるわけではない。そういう中での決算審議でありますので、私は何点か質問をしながら、執行部の皆さんがしっかり来年度の予算に反映できるように何点か質問をさせていただきます。

初めに、県の消防大会のときのバスの借り上げ方法、ページ数を言いませんので、担当課長はそれなりにそのページを見つけ、お話をしてください。私がこの県の消防大会に役場の前に集まるようにということで集まったところ、乗車が5人で、バスはかなり大きいバス。こういうバスの借上料、氷山の一角かこれ1つなのかわかりませんが、借り上げ方法についてお答えをお願いいたします。

また、備蓄品の管理方法についてお伺いをいたします。備蓄品は、私はずっと議会の一般質問で質問をさせていただきました。その中で執行部のほうからは、集中管理が一番いいのだという話をさせていただきました。結果この長瀬町役場の3階に備蓄品は配備してあるのだと思うのです。災害時には、ここから役場の職員が持っていくという、これが一番いいのだというお話をしてもらったのですけれども、魅力ある総合まちづくり計画の中に、幾つも公園をつくる中に備蓄庫という話が出てきたりしているので、その備蓄品の管理方法、私が言うように分散備蓄がやっぱりよかったのだなというのであれば、それにしっかりお答えをお願いしたいと思います。

それから、人口対策できのう私は一般質問をいたしました。そのときにはかなり転入者がいるという報告でありましたけれども、この行政報告書の中でマイナスの76人になっている。これは、亡くなる方がいたりして、差し引きでということなのだろうとは思いますが、きのうの一般質問で効果があるように聞こえたのですけれども、このご説明もお願いいたします。

続いて、緑の村開発、これは以前の一般質問でもやりましたけれども、緑の村開発はかなりのお金が毎年かかっているだけで何の策もない。執行部のほうから私に言われたのは、いなくなった職員に策を預け

てあったので、その方がやめてしまったので、そのままになっているということで、またことしも1年間放っというところがある。これをどう打破していくのか、お聞かせをお願いいたします。

続いて、先ほど監査委員、教育次長も説明をしている中で不用額というのが出て、しっかり説明をされているところはそれでいいのだらうと思いますけれども、この不用額が大変多くなっている。この不用額を有効に活用して欲しいということで、不用額について、どの方でも結構ですよ、お願いをいたします。不用額で住民のニーズや地域の課題にしっかりと財政が厳しい中で取り組んでもらいたいという気持ちで私は不用額を質問いたします。

それから、ゆるキャラについて予算が去年の3月議会でとられました。そのゆるキャラは、どの予算書を見ても、ゆるキャラ、あるいは着ぐるみ、私は着ぐるみだのゆるキャラは英語で書いてあるとわからないのだけれども、どこにも入っていない。予算をとって、当時町長はこの予算をお認めいただければ使わない方向で検討していますという話があった中で、大勢の議員の方がゆるキャラは無駄遣いだという話で町長はお認めだけくださいと議会で答弁しているので、いつゆるキャラが減額補正が出てきて、補正予算を組んで、そのお金で住民の方の道路を直してほしい、側溝にふたをしてほしいと。私がこういうふたをしてほしいと言うと、町長はあなたの思いでというような文言が会議録にもありますので、本当に住民の方はここを直してほしいというんがあるので、ゆるキャラはどこへ行ってしまったのか。歩いているのか、全然どこにも書いていないので、この説明をお願いいたします。

それから、観光情報館の指定管理について収支を発表してください。それから、いきいきセンターの指定管理者の収支もここで発表をしていただきたいと思います。

次に、蓬莱島測量設計ですか、1,600万円という金額があるのだけれども、こんなにお金がかかるのかなという思いが私にありますので、内容を説明してください。

それから、若者定住事業で雇用促進住宅、以前私は聞きました。当時の数字とまた違っていると思いますので、決算でしっかり出てきているのだと思うので、きのうの話では、9区画でどれだけの広さがあるのか、公園もやると言ったけれども、もう大体決算が出てきて、9区画という区画もはっきり言っているのだから、その収支状況もしっかりここでお示しをしていただきたいと思います。

それから、これは建設課長の説明のときにあったので、ちょっと私がわからないので、お聞きをしますけれども、河川の直しですか、ページがさっき80ページだと思ったのですけれども、その河川の修理の内容を教えてください。

それから、南桜通りについても、この総論にも書いてあるとおり、監査委員からの報告も財政が厳しいと。私も県のホームページから調べてきて、将来負担比率、今回の長瀬町だけ3桁です。ほかの町村と比べっとするわけではないですけれども、秩父郡市内、同じような町があるけれども、大体高いところで46.4%、長瀬は128%、これは25年の発表であって、ここに書いてありましたよね、将来負担比率も悪化していると。だから、これよりもまだ悪化しているのだと思うのです。そういう中で、南桜通りは両方の踏切が広がらない中で、あそこにあんなにいい応急道路と。あれが応急道路なのだったら、南桜通りにお金をかけないように。今回この決算で出てきているけれども、私はなぜこれを言うかということ、来年予算をなるべくつけないように、縮小ができるように考え直して、皆さんがしっかり我々の税金を正しく使ってほしい。小さなお金をかけたら、それなりの見返りがある事業をしてほしいということで、この南桜通りも取り上げて質問をいたしますので、今ばらばらで言うてありますけれども、自分が担当する部署のことは皆さんわかっていると思うので、順番はどうあれ発表をお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君の質疑に対し、各課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員のご質問にお答えします。

最初に、備蓄で集中か分散かというお話でしたが、私は一応集中型という引き継ぎを受けていますが、各公園について給水所だとか備品的に見ていても、食べ物についてはまだ大分少ないと思うのです。だから、分散するにしても、缶入りパン240食、アルファ米300食、これを分散してもまだ少ないので、とりあえず一番大切な水を公園等で給水ができて、給水車が来ても、結局一人一人が蛇口をとるような方法ですと時間的にかかるから、次に行けないということがあるので、そのようなものについて給水所で、今川口のほうをちょっと見ているのですけれども、段ボールで1トンのタンクに水を入れて、そのまま給水車が向こうに行ける方法等があるらしいのですよね。それについて、そういう品物とか、どうしてもそういう備品ですね。最低水は必ず集中というわけにいきません。必ず近くの給水所に行かないと水がとれないので、それについて、今までは結構鋳鉄製の高いものだったらしいのですけれども、今は段ボールで意外と川口なんかでやっている。それを各そういう場所、とりあえず消防詰所の消防団員が扱えるようにしていくために段ボールのことを今考えております。段ボールですと3分の1ぐらいできて、住民の方がその場で蛇口でそのままできるので、給水車がその次に行けるということなので、まず水の確保というのが重要と考えていますので、水の確保がちゃんとできるよう、そういうことを考えております。備品については、食べ物とか、そういうものがあるので、まずは水の確保とか応急的なものができるよう、その場所ではなくてはならないものをよく検討しまして、そのものについて収納庫なり、そういう各地区に置いていきたいと思えます。その後だんだん整備されましたら、当然食料だとかそういうものもだんだん入ってくると思えますけれども、現在のところだと、そういう考えでおります。

2点目のバスの借上料の関係なのですが、5人しか乗っていなかったということなので、そのバスの人数まで把握しておらなかったのも、また担当のほうに聞きまして、どういう状況だったのかお聞きしますが、バスを予算的には2台予定していたのだと思うのですけれども、その1台のほうに乗ってったのか、バスで行くと言ったにもかかわらず自家用車でいったのか、その辺のことについてはちょっとわかりかねますので、後ほど担当のほうに聞きまして、ご答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少に伴って住宅の取得、補助金等の効果につきましてでございますが、確かに全体の人口は長瀬町は減っております。しかし、何もしなければもっと人口減少が起こるということで、平成25年から住宅取得の補助金を行いまして、昨日も申し上げましたが、町外から30件、74名の方が長瀬町に転居していただいております。何もしなければ、こういうのもっと減っているのではないかと思いますので、この事業につきましては効果が出ているものと考えております。

続きまして、不用額がまだ多いので、もっと減らせないかということでございますが、先ほど監査委員さんからもありましたが、不用額につきましては昨年度に比べて4,200万円ちょっと減っております。予算のときになるべく減額できるものについては減額し、見積もりについてもなるべく厳しい見積りをしろということで、各課長等にも話をした効果だと思います。ただ、これでいいということではございませんので、今後も引き続きこの不用額が少なくなるようまた努めてまいりたいと考えております。

それと、野上宿舎の分譲について、収支状況ということでございますが、まだ分譲価格等の決定もされ

ておりません。若者に対する優遇措置についてもまだ今検討中でございますので、この販売価格の金額や優遇策、どのくらい優遇をするのかということが決定になりましたら、そこで初めて正式な収支状況というのが出てくるとお思いますので、今の段階ではまだ収支は未定でございます。

それと、南桜通りの整備についてでございますが、この計画につきましては、議員もご承知のとおり、魅力あるまちづくり総合整備計画の5カ年計画ということで行っておりますので、予算もそれを見越して計画をしておりますので、この計画に基づき実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の質問にお答えいたします。

長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター、昨年の平成26年度にオープンいたしまして、ちょうど1年が過ぎたところでございます。利用者の数なのですが、高齢者福祉施設と障害者福祉施設の合計の利用人数は6,412人ございました。収支につきましては、就労支援事業活動による収入557万6,326円、支出557万326円でございます。その中の福祉事業活動による収入は1,435万1,290円、支出につきましても同額でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、緑の村の利用方法についてでございますが、議員のご指摘のとおり、緑の村については現在地権者2名の方からお借りしてございまして、プールを設置しております。現在のところ、確かに目に見えた対応ができていないのが実情でございます。毎年高額な支出をしているということは心苦しい点もあるわけなのですが、プールの償還の状況についてですが、平成30年度までが補助事業によります貸与期間となっております。現在地権者の方の事業が何かできないかということで地権者のほうにも投げかけて、検討いただいているところでございます。現在検討中ですので、ご理解をいただければと思います。

それから、2点目のゆるキャラについてでございますが、着ぐるみ製作委託料は平成26年度当初予算で129万6,000円を計上しております。製作はしないということで、3月補正で81万1,000円を減額しております。この差額につきましては、年度途中で急遽おもてなし観光公社でふるさと創造資金、広域連携支援事業を活用して、郡市1市4町で広域観光レンタサイクル事業を実施することがまとまったことから、繰り越しができない事業であったため、年度内に自転車保管庫を建築する必要が生じました。12月補正で設計委託料を計上した場合には3月中の工事の関係が危ぶまれたために、節内流用の手続をとりまして、レンタサイクルステーションの設計額48万5,000円ということで使用させていただいたものでございます。

それから、3点目の観光情報館の収支ということでご質問でございますが、観光情報館の管理の収支状況は、収入が指定管理委託料収入ということで、モニュメント、観光案内業務ということで、主なものといたしましては、この観光案内業務の246万円の収入、それからロケーションサービスという業務も行っております。それらの収入が48万円、それらを含めまして350万円、それから会議室の利用収入ということで2,000円、その他収入ということで51万2,300円、それから観光協会よりの収入ということで295万4,097円、収入合計は696万8,397円でございます。

これに対して支出のほうですが、人件費が観光案内業務やロケーションの管理とパンフレット作成ということで、支出が443万4,728円、事業費ということで、通信運搬費、電話代やパンフレットの発送料とい

うことで52万3,335円、それとパンフレットの作成料ということで57万4,000円であります。それから、管理費で電気使用料、ガス、水道代ということで60万8,136円、事務費が12万9,836円、支出合計が収入との合計同額の696万8,397円となっております。

それから、最後になりますが、蓬莱島の測量業務委託ということで1,676万3,760円、これが非常に高額ではないかということのご指摘でございます。この内容が蓬莱島及び周辺区域の全筆測量、設計業務だけではなくて測量業務を行いました。広大な面積の測量を行ったために、その測量設計委託料、それから公園整備としての今後の公園の整備ということで、トイレを含めた地域の内容ということで、柵の設置や刈り払いから管理用道路の設計とかをいろいろ含めまして、この金額になったものでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 関口議員の質問にお答えいたします。

河川事業について何を行ったかということでしたので、お答えいたします。埼玉県が実施いたしました長瀬町大字井戸地内、井戸上郷区で実施しました急傾斜地崩落対策事業、この負担金を町のほうから支払っております。一部負担金として町のほうから県のほうに支払いをしております。

以上です。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） もう一回聞かないとあれなのです。県の消防大会に行ったときのバスの借り上げ方法が、バスの借上料がいろんなところを出るけれども、私がかたま乗ったバスの借り上げ方法だけがそういうのであったらということで私はやっているのですけれども、総務課長、これは会議録にも載せておかないと。後でやるのではなくて、会議録に載るように午後からでもいいから調べて、どこかで発表しておいてくださいね。

備蓄品の管理方法について、集中管理がいいという引き継ぎをしてあると。今災害のニュースでそれを見ますよね。そういう新しく出てくるいいものがあつたら、取り上げるのは私はいいと思うのです。これをなぜ言うかということ、これから先そんなに大きくもない公園を数カ所につけていくお金の中に備蓄品の倉庫、貯水池をつくるのは私はもう別に無駄遣いとは言わないけれども、集中管理がいいので、集中管理で役場の職員が持っているって言ったのだから、そういうところにも来年度の予算をつけるときに今まで自分たちが発言していた内容がもし変わったのであれば、間違いだったとか変わったとかはっきり言ってもらわないと私も困るのです。今までずっと私が備蓄品は分散備蓄がいいと言っていたら、集中管理がいいのだと言って押し通してきて、今度公園つくるときにあちこちに備蓄品の倉庫をつくると言うから私は聞いているのであって、反対しているわけではないのです。予算をつけるときに、先ほども言ったように、人口減少がこれから進んでいく中で将来負担比率だけがどんどん上がっていったのでは、私たちの時代はいいけれども、子供たち、孫のときにそういう負担を押しつけないように今できることをやる。備蓄品の関係は、そういうことでやってもらうと。

次に、人口減少対策で企画財政課長の話と私は真っ向から考え方が違うのだけれども、齊藤課長は人口減少を食いとめるために補助金を使って、ある程度で食いとめる策、これも1つでしょう。私が本当に言いたいのは、これから人口減少が進んでいくのは、齊藤課長も消滅地域ということで長瀬町がどうやって下がっていくかというシミュレーションをしている中で、これから人口減少が進んでいく。食いとめられ

るのなら今のやり方でいいけれども、私も嵐山町を勉強させてもらいました。もう嵐山町はこれは食いとめられないと。人口減少は食いとめられない。だったら先に人口が減った考え方で行こうということで、公民館も今まで幾つもあったのを集中にしている策をやっている。私はそれを齊藤課長に言いたくて人口減少対策を言っているのであって、この長瀬町もあのシミュレーションから見たり、私もこの前第二小学校の統廃合を考えたほうがいいと言ったときに、町長は考えていない、私の任期中にはさせないと。こんな考え方で行ったのではもう目に見えているのだ。あと10年先に行ったら本当に少人数になってしまふ。齊藤課長が言う策で第二小学校区へふやせるのだったらそれでいいけれども、ふやせなかったら、マギー司郎の手品であしたから「はい、こっちの学校ね」というような状況になってしまう可能性があるから、私は今から言っているのであって、人口減少対策、これをいま一度よく考えたほうがいいと思いますよ。長瀬町は食いとめられるのだったらいいと。絶対に人口減少は進んでしまうのだから、まだ絶対進みますよ。そういうことで、齊藤課長にもう一回この人口減少対策をお聞きをしたいと思います。

続いて、緑の村開発、これは課長もお認めになった。大きな予算を使っているだけで何もしない、本当に心苦しいというお話があったから、平成30年ですか、あと少しという話だけれども、あと少しだつてそこまで行くにはやはりお金がかかってしまうのだから、何か早く策を考えてやってほしいと。雇用促進に小さい公園つくれとか、そういう話も希望があるのだからいい。私は、前に言った新井家のところも、ハナビソウやそういうのではなくて公園、あるいはドッグランをつくったほうがいいという対案を出しているのであって、もう一度答弁をお願いいたします。

それから、不用額については、なるべく補正が組めるのであれば組んで、有効に町民ニーズに使ってもらいたい。これはお願いをしたいと思います、特に。

それと、ゆるキャラの問題は、ゆるキャラの予算をとっておいて、レンタサイクルが忙しくなっちゃったから、そっちへ回してしまったと。どっちを皆さんは見ているのか。きちんと町民の人は納税でお金を払って、うちの道路を直してほしい、側溝にふたをしてほしいとか、例えば風布の公民館なんか屋根の塗料を直してほしいと、もう一年よりかかっているのですよ。総額、修理3万円。この3万円の修理代がちょっと待て、ちょっと待てで、もう一年以上過ぎていっているのですよ。そういうニーズがあるのだから、そういうゆるキャラ、減額になったのだったら、そういうほうに何とか回す方法を頭を使って考えてもらいたいと思います。

それから観光情報館の収支、六百何万という話があったけれども、これは観光協会の運営のほうであつて、観光情報館にお金をやっているのに対して、さっき言った貸した使用料が2,000円とかとなっていたのだけれども、私は以前から言っているように、この観光情報館は観光協会に無料で貸与すれば、観光情報館の指定管理料が浮くのだから、そういうのを考えてほしいということでこの質問をしたので、もう一度お答えをお願いいたします。

続いて、いきいきセンターの収支についても、私はいきいきセンターをもうけろとか損をしたからだめだとかというのではなくて、あの建物をあそこの団体で使って、使いやすいように使わせてやったほうがいいのではないですかということで収支を発表してもらったと。だから、健康福祉課長も今の収支でいったら、いきいきセンターも指定管理者制度をなくして全て自由に使わせてやって、その団体で心身障害者だとかお年寄りに使い勝手がいいように使わせてあげたほうが税金を使う必要ないということ言っているの、そこをもう一度考えてお答えをお願いします。

蓬萊島1,600万円の測量設計は、広大な土地だからこれだけかかるという話で、そんなに広いからそん

なにかかるので済ませてしまうと、蓬莱島は私たちが年間3万円で今まで年2回掃除に行っ、ツツジも本当にきれいに咲くようにしてきているのであって、本当にこんなにお金かけて効果が出てくるのだろうかということがあるので、この1,600万円、高くないですかというので聞いているのですよ。だから、来年度の予算を組むときに縮小ができれば縮小していく、そういう方向に切りかえなければ、もう本当に財政が硬直化しているので、私たちよりも皆さんが本当に我々住民代表の気持ちになって税金を使ってもらわないと。この将来負担比率も長瀬だけダントツ3桁、ほかは大体50%以下、そういうことから、この蓬莱島を言いました。若者定住促進の収支はわからないと言ったけれども、私は何回も言いますけれども、行政には結果責任がついてくる。この蓬莱島だって、古い話をすれば、上田知事が水辺再生事業で県でやってくれる、だから長瀬、手を挙げろと言ったときに、もっと簡単な補助金でやるからいいと断ったのは長瀬町の執行部側ですから。私は、上田知事から土木事務所の部長を通して、インターネットで簡単に長瀬町がクリックすれば水辺再生事業をやってあげるよ。今熊谷の星川なんかきれいではないですか、たらい舟が浮かんで、コイが泳いで。それを県内100カ所やっているのですよ。だから、私はこの蓬莱島も今質問をさせてもらっているのです。

若者定住促進住宅については、私は手を挙げないほうがいいと。1,300万円、安いかもしれないけれども、手を挙げないほうがいいと。厚生労働省で壊して更地にして分譲地にして売ってしまうのだったら、固定資産税だけ長瀬町はもらえばいいのだからと言ったときに、今の町長はこの同じ議員席にいて、安い買い物だったけれども、その収支を教えてほしいというのだけれども、今までかかったお金でもいいからちょっと言ってください。安い買い物だったのか、そうではないのか。それによって、私もついていけないのですよ。私がいつまでもあのときこう言った、こう言ったで、事業だけどんどん、どんどん膨らんでいったのでは、全然何も私はできないのですよ、自分が言ったことを打ち消してしまうようになってしまいうから、そっちを手伝うと。そういうことでお願いします。

さっき建設課長が言った河川の修理は、急傾斜地という話なので、あれ急傾斜地なのでしょう、河川の手直しということで。それだったらそれでいいのです。私は、河川を手直しするという話が出たのは、何で聞いたかという、占有権の問題で河川を直す費用を長瀬町が出しているのかどうかを聞きたくて聞いたので、急傾斜地だったら、あそこも河川なんかで済むので、そこをちょっとお聞きをいたします。

南桜通りも、さっき私も言いましたとおり、両方の踏切が広がらないのに真ん中だけ広げたら、今度交通安全が危なくなりますよ。だから、思い直したほうがいい。縮小ができるのなら縮小していく。できないならできないで、そういう結果責任があるのですから、しっかりそれを発表していただきたいということで、課長には申しわけありませんが、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の再質問にお答えします。

先ほどの関係なのですけれども、役場で現在持っているものは食料品を庁舎内で集中管理ということでございます。私がちょっと申し上げましたのは、今後対応される水が一番大切ということなので、そういう備品庫に應急的な……給水所って今ないのですよね。ここのところに持ってくれば、近くの人がみんな来て水を入れられる方法というので、強化ダンボール製貯水槽というので、組み立てれば安価で、実際川口の場合ですと1カ所8万4,000円ぐらいなので、それを組み立ててもらって、そこに水を入れて、そこから地元の人水を持っていってもらうということを考えております。それらの機器で、その中でどうしても対応できないものというのは当然出てくると思うのですよね。そういうものを倉庫に保管しておこう

という考え方でございます。

以上でございます。

〔「バスは」と言う人あり〕

○総務課長（野原寿彦君） バスにつきましては、調べまして、午後一番にお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の人口減少につきましてですが、先ほど私が説明したのは、人口減少は長瀬町も確実に来ます。その減少率を下げるために何をするかということで始まったものがこの住宅取得でございます。何もしなければ今よりもっと急激に人口減少が起こるということを守るためにもこういう事業を実施しております。きのうもお話ししましたが、今人口ビジョンとか総合戦略とかを策定している途中でございまして、その策定の結果も見ながら、これからの人口減少対策につきましてはしっかりとやっていきたいと考えております。人口減少につきましては、町でも重要な課題でございますので、それに取り組みたいと考えております。それと、野上宿舎につきましては、今ちょっと資料がなくて、全体でどのくらいかかったかというのがまだ把握しておりませんので、総務課長と同じように午後一番で数字はお示ししたいと思います。また、南桜通りの整備につきましては、先ほど申しましたとおり5カ年計画の中でなっているものでございまして、この計画どおり進めていく考えでおります。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 関口議員のご質問ですが、緑の村の利用方法ということなのですが、先ほどもお答えしましたが、現時点ではなかなか新たな具体的な施策の案が出てきておりません。関口議員の先ほどおっしゃられた案も含めて、地権者の方々と今後の利用方法についてまた検討していきたいと思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それから、ゆるキャラの着ぐるみの製作費ということなのですが、先ほど申し上げましたように差額分をサイクルステーションの設計のほうに回させていただいたものでございます。ただ、その設計と工事に関しましては補助金ということで、県のふるさと創造資金、広域連携支援県補助金ということで、事業費の2分の1の190万円、それとおもてなし観光公社のほうからサイクルステーション建設協力金ということで、設計と工事費を含めた額398万4,000円、10分の10ということで、補助金として全額収入されておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それから、観光情報館の収支ということなのですが、内容は先ほども申し上げましたが、町のほうの支出で観光費の委託料ということで、長瀬町観光情報館指定管理料ということで350万円出しております。その350万円のほかに、先ほど申し上げた利用料金収入とかの収入合計で約690万円ということになっております。それから、支出のほうにつきましては、観光情報館の支出ですが、町のほうに入ってくるお金として、電気使用料金ということで29万6,323円、先ほど申し上げた額が歳入として町のほうに電気使用料ということで入っております。

それから、蓬莱島の設計につきましては、昨年度この金額をかけて測量設計を実施したわけですがけれども、27年度事業ということで現在工事を実施中でございます。公園整備という形と、あと公衆トイレの建設ということで現在実施中で、この事業は27年度で終了する予定でございます。よろしくお願ひいたしま

す。

以上です。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

高齢者障がい者いきいきセンターにつきましては、平成26年度より指定管理者として町のほうでお願いをいたしました。主な業務なのですが、建物の管理、高齢者介護予防事業の実施、就労継続支援B型の障害福祉サービスの事業運営が主なものになっております。就労継続支援B型の内容につきましては、ふらわあ事業所で行っているラスクの製造を行うことで、ぽっぽ長瀬店をオープンしてパンやラスクの販売を行っております。就労支援B型の事業所につきましては、利用者にラスクの製造を中心とした活動に取り組んでいただきまして、利用者にいろんな過程でかかわっていただき、その人に合った作業を担当してもらっております。製造が多くなった際は、本店と連携をして対応しております。その人の能力に応じて仕事をさせていただいている状況でございます。

職員が4名おりまして、管理者、所長が1名、サービス管理者が1名、支援員が1名、送迎担当が1名の合計4名で運営をさせていただいております。先ほど言いましたように、年間6,500名余りの方が施設の利用をしているところでございます。町のほうで390万円の指定管理料ということでお金を支払っておりますので、障害者の方を対象にいろいろそういう事業等をお願いしておりますので、先ほど言いましたように、税金でいろんな方が気軽に利用できるようなというご質問だったかとは思いますが、施設の利用をするのは申請をすればできるということでございます。金額につきましては、先ほど言いましたけれども、就労支援活動の部ということで、これはラスクだとかの販売の収入が約557万6,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 先ほどの野上宿舎のかかった経費がわかりましたので、ご報告させていただきます。土地購入代が万単位でまとめてございますが、1,350万円、それと既存の建物の解体につきましては4,540万円、これ設計費も含めてでございます。まだ支払っておりませんが、ここに違約金として254万円ですから、6,144万円が今かかっている経費でございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 関口議員の質問にお答えします。

この事業は、埼玉県で行われているわけですが、埼玉県の予算自体が河川砂防費になっていまして、県道整備事務所の担当自体も河川砂防事業担当が事業を行っておりますので、町のほうも河川費のほうから負担金という形で支払っております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今再質問で私は、責任問題をもし感じたら、それを発表してもらいたいという質問を中に入れておきましたが、雇用促進にしても、ゆるキャラにしても、そういう文言、言葉はなかったということでありますので、これ決算審議だから、これで今どうこう言っても、お金を使ってしまって、きちんと決算書ができていくということなので、特に私の質問で、皆さんが心の中で、来年の予算をしっか

りとったり予算を配分するのは、住民のニーズや地域の課題に対して財政が厳しいという話で後回しにするのではなく、来年度の予算にしっかり組んでいただければと思います。

最後に、この決算の認定に当たり、最初に言わなかったのだけれども、出納室長は訂正というのはもうないと。議運で私は話しておいたのだけれども、それをしっかり最後に、出納室長、答弁の中に入れておいてください。申しわけないのだけれども、訂正がないということで。

○議長（新井利朗君） 会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） 関口議員の質問にお答えしたいと思います。

昨年度、平成25年度の決算書上、決算の参考資料上、実質収支のところの金額が決算認定後に判明いたしまして、その後にご報告させていただいた関係が昨年ありました。ことしにつきましては、その辺は再度確認して、そういうことがないようにしまして、ないはずでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2点についてお伺いします。

よく理解していないから、誤解もあるかもしれませんが、この決算書の103ページ、学校給食費の問題なのですが、不用額というのが432万6,143円出ているのです。これというのは、無償化するとなると、これだけではとても足りないのですけれども、この不用額というのはまた精査して、来年度はまたもっと少なくするということなのでしょうけれども、給食費としてこれだけ出ているということは、これを段階的にでも無償化しようとするれば、充てることは可能かどうかということをお伺いしたい。これが第1点です。

それから、第2点は、79ページなのですけれども、これは建設課なのでしょう。建設課の不用額というのが300万円以上ありますよね。たしかちょうど一斉選挙のときだったと思いますけれども、矢那瀬の一番南側のところで側溝が詰まって大変だということでもって、側溝のふたかけの要望書が出ていたと思うのです。秋になって落ち葉が落ちて、側溝の中に全部入ってしまって、水と一緒に下に流れて、住民の人たちから文句が来るようなこともあって、要望書を出したのですけれども、この間行ってみたら、途中まででふたかけが終わっているのです。最後までやれるのにこれだけ300万円不用額が残っているというのは、この整合性がよくわからないのですけれども、ぜひその辺のところを理由があったりなんかすれば聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 田村議員のご質問にお答えをいたします。

学校給食費の需用費の320万6,088円、不用額が出ておりますけれども、これにつきましては消耗品ですとか施設修繕費などの執行残の積み上げということになるわけでございますが、このうち主なものが賄材料費でございます。平成26年4月から消費税が8%に増税されましたので、支払いの増額分を見込みまして、当初抑え気味に増額部分を見込みまして、予算を抑え気味に執行してきましたけれども、後半に入って、調整はいたしましたけれども、結果的に246万4,000円が不用額として残ったわけでございます。また、給食費の無料化の考えにつきましては、昨日町長が申し上げたとおり、教育委員会としても考え方は同じでございます。この不用額につきましては、たまたま平成26年度が246万4,000円残ったということでございます。原則はいただいた給食費全額を食材費に充てるというのがそもそものことでございませ

て、例年これだけの金額が不用額として残るというわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 道路維持費の不用額ということで、330万円あるのではないかとありますが、これは各項目の積み上げで来たものでございます。不用額が出た主な要因としましては、第13節の委託料でございます。こちらについては、町道の除雪業務の執行残が主な原因でございます。前年度大雪が降りましたので、当初予算的に例年より多くとっておりまして。これについては、雪ですので、いつ降るかわかりませんので、補正等により減額等ではできませんでしたので、そのまま不用額として残ったものでございます。

それと、矢那瀬の側溝のふたですが、今年度要望がありまして、またその後区長さんから原材料支給ということで建設課のほうに申請がありまして、とりあえず予算があるというか、そこだけに全部入れてしまうことはできませんので、できる範囲で一応今年度できるところは幾らかやらせていただいたという現状でございます。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 先ほど緑の村ということで関口議員も質問しましたが、これは私が聞いておる話でございますが、私も前の議員のときにこのことで聞いたことがあるのですが、あれは黒澤孟文さんが町長のときに始まったことなのですよ。それで、朽原敬助という議員さんがいた、俺より2期上で。敬助さんもまめな人だったから、あの近所でも炭焼きする人も少なくなったし、いい山の形をしているのだよね。それで、緑の村というのを孟文さんがつくったと思うのだよね。その当時は、いろいろ補助金くれるからつくれというような時代だったから、それでつくったと思います。それで、私が議員になったとき朽原敬助さんが桃なんかくれたのだよ。議員になるとこういうものをもらえるのかなと思った。それで、補助金をもらってやったことで気になっているのですよ。秩父鉄道に委託したということで、それで期限というのはあるのですか。いろいろこれを見ても、電話代まで町から出したりして、幾らか気にしていたのですよ、私も。それで、30年間とか何年かの補助金をもらったのは、この長瀬町でそういうのをはつきりとわかるならば教えてもらいたい。あのプールもそうでしょう。2月の節分のときにやるあの駐車場も一緒なのですか、借りているのは。緑の村の中に入っているの。どうですか。

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 入っていない。それでは、こっちのプールのところからなのだね。

プールは今やっているのかい。

〔「やっていない」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） やっていない。そういう何でもいからつくれつくれと言ってつくった時代の変な遺物なのだ。だから、困っているのは困っていると思います。もう30年たつと思います。

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） まだ30年たっていない。わかりました。冗談ではなく、そういうものに対して関口君も気にするのはわかります、細かいところに気がつく人だから。だから、ひとつ本当に真剣に取り組んでもらいたい、これは。本当なのだよ。秩父鉄道に委嘱しましたと言って、電話代から何からこうだああ

だとやって、もう貸したのだから秩父鉄道に任せておけばよかったのだよね。そうではないですか。ちょっとそれを聞きたい。

○議長（新井利朗君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 染野議員の質問にお答えさせていただきます。

プールについては、プールの上にあるお祭り広場というのが芝生がずっと生けてあると思うのですけれども、そこから下側が全部借りています。染野議員が言っているのは、委託という話が出ているので、多分プールをやっているときに秩父鉄道に管理委託をお願いしていたと。それを多分言っているのだと思うのですよ。あとは、秩父鉄道に委託しているところが緑の村ではありませんから、プールをやっている最中に秩父鉄道に委託をしてプールの維持管理をしていただいたと。年間幾らという金額は覚えていませんけれども、売り上げについては町に全額入れてもらうと、このような契約で、プールそのものについての委託契約を秩父鉄道とはしていたような記憶がありますので、そのプールを廃止してからはどこかと委託しているというようなことは今一切ありませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） わかりました。

それで、あそこに古い汽車のあれがあったよね、民宿だなんて。あれも終わったのね。

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） そうかい。俺も余り長瀨のほうへ行かないから、最近は。わかりました。

それで、相当の面積で、時代も相当、何人もの地主がいると思うのだよね。またそのところに何かつくる計画みたいなのはあるのですか。それをお伺いすれば結構です。何かその今借りているところに計画みたいなのはあるの。そのまま借りているだけ。桃も終わってしまったのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 染野議員のご質問にお答えします。

今後の計画ということなのですが、先ほど関口議員からの質問にもお答えさせていただいたのですが、今現在、地権者等も含めて、今後のよりよいあり方をプールの跡地というか、旧流水プールですね。そこに関しては、今後のよりよい利用方法について地権者の方々と検討しているところです。ほかにいっぱい地権者がいるというのは、恐らく旧新井家住宅とか郷土資料館、それからSLホテルの跡地というようなことも含めると、全体を含めて緑の村ということで整備したのだと思うのですが、そちらはそのまま現在のSL跡地は郷土資料館の駐車場というような形で利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 言おうと思ったのだけれども、ちょっと忘れてしまって、蓬莱島なのです。蓬莱島も一千幾万かかって、せっかく井戸のほうにあるのだから、蓬莱島に観光客を呼ぶならば、観光客というのは船で行くのかい。道路ができるのかい。それをちょっと聞きたい、高い安いはともかく。

〔「まずいんじゃないですか、一般質問ではないから」と言う人あり〕

○10番（染野光谷君） では、いいです。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 財政が厳しい厳しいと言って、財政を少しでも黒字にするよという話が出てい

ますけれども、この間うちなんかは、自分のことを言って申しわけないのですけれども、銀行から自動車税はどうしたのですかという話が出て、そのときに私は長瀬町に自動車税は払っているのですよと。町がたとえどれだけでもよくなればいいと思って、そういうふうにやっています。10年もうやっているのですけれども、長瀬も自動車税は2年に1回車検するわけですよ、乗用車を。そういう自動車税を銀行へ入れてもらわないで町にもらうという、全面的にそんなようなことでやれば、県から補助が来るわけですよ。車検するのに税金を払うでしょう。税金を払わないと車検を受けられないのですよ。

〔「証明書か」と言う人あり〕

○6番（野口健二君） うん。それを町で入れてもらって、県から還付金をもらえば多少でもいいのかなという考えがしていますけれども、そんなふうな形でやっていけば幾らかでも足しになるかなという感じがしますので、質問させていただきましたけれども、町でその辺を考えているかどうかなのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（新井利朗君） 会計管理者。

○会計管理者（大澤彰一君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

埼玉県から依頼を受けまして、年1回、5月1日から末日までの期間なのですが、末日が休みの場合は納期ということで翌営業日までとなっておりますが、その間長瀬町の出納室の窓口で県自動車税の納付を毎年いただいております。そのことに関しましては、この場をおかりして御礼申し上げたいと思います。これが毎年広報でも載せていただいております。それで、ことしにつきましては雑入のところ100万円ちょっと。26年度の決算書の雑入のところ101万円ぐらいだったでしょうか。その額が県のほうからいただいております。それにつきましては、取り扱った金額の2%の部分でございます。それで引き続きやっていきたいと思っております。来年度以降もぜひよろしくお願いいたします。ただ、県のほうからはこの制度がなくなるような話も伺っております。そうしましたらまた話は別になりますが、それまでは行うことになると思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） すごく細かいことをお聞きしたいと思っております。まず、22ページ、町民ギャラリーなのですけれども、今ここに書いてありますように13団体が参加し、各種作品を展示したと書いてあります。ですけれども、団体に所属していない者たちが利用するための決まりというのは、人数は3人以上なら使っても結構ですよとかというようなことができるのでしょうか。

それから、24ページ、15の情報化推進事業のところ、庁内LANの管理というのがあるのですけれども、LANが始まってきますと口数が少なくてということで、これには関係なく簡素化を図るため、職員全員にパソコンを配備するとともにということがあるのですけれども、各課内の連絡がありますよね。いろいろ今度何があるからというのもパソコンに入れたからというので、そういうようなことをやっています。頼むねというときの顔色でこいつ俺に頼まれて嫌なのだというのがわかるのですけれども、LANでいろんなことの連絡をしているというような話もお聞きするのですけれども、そのところLANを使わないでなるべくコミュニケーションをとるということで、そうでないときしぎしすることもありますので、そのところをこれからは、回答はいいですから、各課長さんをお願いします。なるべく課内のコミュニケーションだとか柔和作戦だとかをつくっていただいて、和やかに仕事できて、それで退

職者をなるべく少なくするように努力してほしいなと思います。

次に、29ページの商工会助成事業の地域支え合い事業、元気と安心お助け隊、やっていただいているのはすごくありがたいことだと思います。それで、平成26年度でこのお助け隊は1時間当たり幾らで利用できるのでしょうか。それから、町からの補助金は1時間当たり幾らの助成金を出しているのでしょうか。それから、26年度中で結構なのですけれども、延べではなくて、利用する方というのは、同じ方が何人も何人もずっとやっているのが多いので、何人ぐらいの人が利用しているのか。商工会で助成事業でやっていますので把握できませんではなくて、わかる範囲で結構ですので、教えてください。

それから、その同じページの10、障がい者いきいきセンターですけれども、いきいき館で延べ約3,000人の参加があり、パラパラダンス、手芸教室だとかいろいろ元気モリモリ教室でやっていますけれども、これで3,000人ということは、3,000人を200日やることになると1日15人ということになるのですけれども、そんなにうんと利用しているようなふうでもなくって、いろいろ情報が入っていますけれども、そんなにはしていないので、この延べ約3,000人というのは少し含みがあるのかな、どうかなと思いますので、お聞きしました。

それから、53ページの(3)里山・平地林再生事業なのですけれども、実施面積40.48ヘクタールで事業費2,675万円なのですけれども、これをやったのはシルバーなのでしょうか。それとも、どこかの会社に頼んでやったのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、54ページ、有害鳥獣対策事業で、補助金だとか何かでというので、捕獲数を鹿が13とイノシシ14とアライグマ、いろいろとあって、延べ573人の方にやっていただきましたけれども、これをもしもしとめたときには、鹿が1頭幾らとか、イノシシが1頭幾らとかという金額が出ているのでしょうか。お支払いしているのでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思います。

それから、今警察のほうの猟銃とか何かというのですごく難しいということなのですけれども、今持っている方というのが、まだ元気はつらつのお年寄りがいっぱい持っていて、一所懸命頑張ってやっていただいていると思いますけれども、この従事者の資格をとっていただくにつきましては、長瀬町でも農作物を荒らすのを射とめてもらうためには、補助額をもう少しいっぱい出してでも持っていつてもらったほうがよろしいかと思しますので、そこのところはどうなのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、午前中の7番議員への回答補足を総務課長よりいたします。

総務課長。

○総務課長（野原寿彦君） 関口議員の消防操法大会の借り上げバスについてのご質問についてでございますが、事前に秩父鉄道、彩甲斐バスの2台を予約し、平成26年8月23日の操法大会のためにバスを押さえておりました。1台が先発隊で、2台目が後発隊でございます。1台目が消防関係者、2台目が関口議員

ご乗車の20名程度の乗車の予定でございましたが、自家用車で出向いた人や都合のつかない方が10名程度おりまして、当初より少ない事態となりました。今後はこのようなことにならないよう、よく確認して指導してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（新井利朗君） 次に、8番議員への回答を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、町民ギャラリー、個人では借りられないのかということでございますが、長瀬町町民ギャラリー管理運営規程というのがございまして、ここで利用者の範囲が町民が所属する団体、それと町長が認めた団体ということで、団体となっておりますので、個人への貸し出しについてはやっております。ただ、規程では団体についての細かい規定がございませんので、町民ギャラリーをより多くの方に利用していただくほうがよいと思いますので、もし二、三名の方がいるのであれば、団体をつくっていただいて、代表者を決めていただいて、申請をしていただければ利用が可能かと思えます。その場合、団体の規程とか、そういうものの提出を求めているものではございませんので、団体代表者、責任者の方が決まっていれば大丈夫かなと思いますので、もし利用したい希望がある場合は一度担当に話をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 大島議員の質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、まず最初に商工会の助成事業の利用状況を発表します。平成26年度、商品券の販売枚数は788枚です。商品券の利用店舗数は53件、協力会員登録者数は68人、利用会員登録者数は123人、利用件数は186件、利用時間は307時間、以上でございます。

続きまして、高齢者障がい者いきいきセンターの利用状況なのですが、平成26年4月から平成27年3月の1年間なのですが、高齢者福祉施設の延べ人数は3,783人です。もう一つ、障害者福祉施設が2,629人で、合計で6,412人になっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政報告書53ページの（3）里山・平地林再生事業でございますが、委託先は秩父広域森林組合でございます。次に、54ページの有害鳥獣対策事業でございますが、長瀬狩猟クラブへの委託料は40万円でございます。次に、有害鳥獣駆除のため狩猟免許の取得でございますが、町が委託する捕獲業務に継続的に従事していただくことを誓約していただいて新たに狩猟免許を取得した方には、講習会や受験費用等の諸費用を補助金として交付している状況でございます。そういう制度がございます。

以上でございます。

〔「鹿1頭しとめたら幾らもらえるの」と言う人あり〕

○産業観光課長（横山和弘君） 頭数ではないです。年間委託料ということで40万円支出しております。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、質問の前に議長に一言。先ほど午前中の議会において、役場、前に座ら

れている方が何かこんなことやっている、こんなことやっているとか、そういうことで答えたりという状況があったように見受けられますが、静粛な議事運営をお願いしたいと思います。

それでは、一般会計、特別会計についてですが、平成26年度財政健全化審査について、会計監査員の方からご報告があったとおりでと思いますが、まず全体的なことについて。収入未済額なのですが、一般会計、これは予算額に対して1.86%、国保18.03%、介護1.33%、後期高齢者0.65%の比率になっていると思います。これは私の計算なので、不確かなところがあったら申しわけありません。総額1億137万849円で、これを特別会計と一般会計全て合算したものの53億2,839万197円に対して除してみると1.9%ということになっております。収入未済額です。1.9%、少ないのか多いのか。年々少なくなっているというふうなことです。この収入未済ということは税金が払われなかったりとかということ、税務課さんのほうでも非常に苦労されているということは承知なのですが、一般町民、税金をまともに払っているという方にとっては、払っていない人がいるのかというふうな認識が出ると思いますので、今後ぜひこれを少なくしていただくような努力をお願いしたいと思います。

なお、不用額につきましては、一般会計2.64%、国保4.53%、介護4.04%、後期高齢者1.72%、平均すると3.15%というふうな率になっているようです。この不用額も先ほど会計監査員の方から、将来負担がふえているというふうなことから、できればこういう不用額はまた次年度にというということも一つの方法だと思いますが、これは町債の返金に充てていくとかいうふうなことで将来負担率が下がるのなら、そういうふうにしていくということも必要ではないのかなと思います。

それから、実質収支なのですけれども、やはりこれも厳しい状況にあるのではないかと。多分7,644万5,860円マイナスというふうなことになると思いますので、こんなふうな点についてぜひ無駄のない町政ということで、今後どういう形で努力していくか、これはちょっと質問ということでお願いしたいと思います。

今度は、個別に歳入にほうから行きます。不納決算額が平成24年、25年と比べて、特に25年と比べると非常に半減していると。147万1,000円となっているのですが、不納決算額が少なくなった理由というのを税務課長にお伺いしたいと思います。

次に、決算書の15ページなのですが、保育園保護者負担金現年度分が25年度よりふえています。多分26年度は3,217万2,050円だった。25年度より494万200円増加したというふうに資料を見るとなるのですが、保育園の値上げ等があったのかについて、これは健康福祉課長ですか、お願いします。

今度は17ページ、歳入のほうです。公民館・勤労者青少年ホーム使用料というのが25年度に比べて大分減っているのですが、計算によると40.5%減っています。これは、施設の利用頻度が少なくなったのか、そのところがわからないので、公民館・勤労青少年ホームの使用料が26年度少なくなっている理由をお聞かせください。

それから、新井家住宅、17ページと101ページにあります。平成23年度から調べてみたのですが、166万8,670円、入館者数が9,182人、24年度155万1,670円、入館者8,556人、平成25年度107万1,730円、8,058人、26年度が115万8,510円、入館者が6,352人というぐあいに年々減っているという状況であるので、これに対する対策というのですか、なかなか難しいところがあると思いますが、ぜひお聞かせ願います。

その中で特に平成25年度なのですが、ここに資料をお持ちかわからないのですが、107万1,730円だったと思います、私が見た資料だと。それを8,058人で割ってみると、1人の入館者の入館料が133円になっているのですよ。そのほかの図書は181円幾らとか182円ぐらい。ですから、入館料は多分200円とい

うことで取っていると思いますが、25年度が何でこんな少ないのかなと。過去のことなので、ちょっとそこが気になりました。この入館者、それから入館料、入館収入が減少していると。これはご存じのことだと思いますが、工夫していかなければいけないのではないかなというふうなことがありますので、ぜひそれについてお答え願いたいと思います。

続きまして、19ページ、がんばる地域交付金というのがあるのです。617万9,000円なのですが、聞き漏らしたかわからないのですけれども、何をどのように頑張るためにどの事業に補助をしているのかということについてお聞かせ願います。

それから、太陽光発電余剰電力売却収入、これが26年度、第一小学校は1万8,864円、第二小学校が17万3,800円、第一小学校が10分の1ぐらいになっていると。この理由をお聞かせ願います。

続いて、歳出について。昨年度も質問したのですが、この議場の放送設備使用料、208万9,080円という歳出になっています。余りにも高額なので、場合によっては設備一切を購入して点検メンテナンスしていくという方法もあるのかなという感じがするのですが、それはできないで毎年この208万円程度がかかっているのかということ、平成24年度はちょっと額が少なく102万1,863円になっていますが、昨年も208万円、同額かかっています。

それから、歳出の45ページです。26年度は秩父鉄道整備促進協議会特別負担金ということになって142万4,098円で、前年は同じ名目で96万8,709円、また24年度は113万3,240円ということなのですが、26年度は142万4,098円というふうなことでちょっと高くなっているのですが、これは負担金で割り当てで秩父鉄道さんに安全の整備というようなことで各市町村が払っているお金なのかどうかについてお願いします。

次に、53ページに高齢者福祉計画とか介護保険事業計画策定業務委託料というのがあるのですが、この中で子ども・子育て支援計画策定業務委託料というのは前年比72万4,000円安くなっていると。ところが、臨時福祉給付金給付事業システム改修委託料というのはプラスの49万6,000円ということで、前年度比プラス・マイナスが、片一方が70万円程度、片一方が50万円程度とちょっと差があるので、これは毎年違うのかなと。わかりませんので、ここのところをお願いします。

あと、63ページ、長瀬町環境美化業務委託料185万円はどのように使われているのでしょうか。多分長瀬町をきれいにするというふうなことだと思うのですが、これ長瀬地域に限っているのか、それとも長瀬町全体ということで行われている業務なのか、またこれは内容によっては協働のまちづくりという観点から減らしていく方法も考えていかなければいけないのではないかなと。特に無理や無駄をしないという行政の立場からはそういうことができるのではないかなと。私の住んでるところはやっていないのですが、私の隣の区では、前回の大雨とかがありますけれども、マンホールが埋まってしまうのですよ。その人たちがマンホールを全部上げて清掃を1年に1回やっているというふうなことをやっています。これは非常にいいことだと思うのですが、できる限りそういうのを広げて、協働によるまちづくりということで予算を縮小していく必要もあるのではないかなと。この点についてお伺いします。

続いて、農業関係で73ページ、ここに細かく載っていたかちょっとはつきりしないのですが、まず項目から行きます。遊休農地解消とか、これ50万円予算を組んでいるのですよ。決算が2万8,000円です。種苗補助金41万5,000円の予算に対して2万3,000円で、地域特産品開発については、100万円予算化されているのですが、決算ではゼロかな。載っていなかったのも、私が見間違いかわかりませんが、ゼロと。この地域特産品開発については、まだ2年目だったような気がするのですが、27年度は50万円になったというのは、これが使われてなかったからゼロだったのかということについてお伺いします。

あと、景観作物植栽についても30万円がゼロ、遊休桑園については5万円が2万5,000円、観光農業振興については30万円が、ちょっとわからないのですが、私が見た限りではゼロだったということで、これを洗い出しをして、もう少し農業振興に自主的に使えるようにと。また、それを知らないという農業経営者もいるのではないかと思いますので、その点についてお伺いします。

次は73ページ、緑の村につきましては2名の方の議員さんからもう出ています。ちょっとこれだけ。以前、前町長が地権者の秩父鉄道が時が来たら何か行うようだとお答えされたことがあります。担当課長の先ほどの説明とちょっと違ってきますよね。ということで、あれ、どうなっているのだろうと。これは、土地借上代もかなり払っているわけですが、そこのところについて実際どういう形で、秩父鉄道さんが主な地権者だと思えますけれども、それを秩父鉄道さんが何か計画しているという町長さんの以前のお話だったので、先ほどの担当課長の話とちょっと食い違うようなので、やはりあれもどういうふうにしていくかというのは緊急の課題だと思いますので、お願いします。

もう一点、77ページ、長瀬サイクルステーションなのですが、これは自転車置き場のことでいいわけですか。

〔はい、そうです〕という人あり〕

○5番（村田徹也君） いや、今答えてもらうのではないです。先ほど言ったようにちゃんと答えてください。私は観光協会に行って聞いたのですよ、どこにできたのかと。サイクルステーション、何ですかと言われました。こんなことがあっていいのですか。だから、質問しました。ちょっと一般の人は見受けられないですね。わからないところだけでも、そういうところがありましたので、また後でその自転車置き場のことでいいのかお答えください。

あと、観光協会の補助金で、これも何名かの方が質問されたので、結構なのですが、実際には500万円一応補助金として出ています。これが毎年同じ500万円なのです。この中にはパンフレット作成とかいろいろあると思うのですが、観光モニュメントなんかもこれに入っているのではないかなと思いますけれども、定額500万円で行っているのか、それともそうではなくて事業によって前後があるのか、この500万円、毎年ここに行っているようなので、多分そうかとは思いますが、モニュメントなんかにしても、これも多分そのお金に入っていますよね。あれあたりも考えていかなければいけないのではないかと。改修する、または撤去するとか、あれを直すとか、これ500万円では済まない場合もあると思うのですよ。だから、来年度もまた500万円です、それでは私は無駄になると思うのですよ。もうあれを撤去すると。ちょっと見にくいと。はっきり言って私は見にくいと思う。それから、あそこへ行って見ている人も少ないと。だから、これをどういうふうにしようと。またリニューアルするとか、撤去して違うこと、あるいは掲示板にするとか、いろんな方法があると思うのです。例えば掲示板にすれば、それはお金がかからなくなるわけですよね。何かポスター張ったりとか、そういうことにするのならですよ。解体するということでお金かかるのなら、それだけの500万円では済まないということもあり得るのではないかと。そのことについてお伺いします。

あと、次は83ページの蓬莱島です。これについても、何か測量業務が高いとかいろいろありますけれども、今現在工事が始まりました。あの蓬莱島が前回の大雨で島になってしまったということは、当然これは担当課でも周知のことだと思います。橋が流されたりもしたということも当然承知されていると思います。それから、キャンプ場に近いほうは大分まだシノがはびこっていると。だから、あちらは手をかけないのか。もう測量設計が終わっているのですから、青写真ができているのだと思うのですよ。そうした場

合に私もよく行ってみるのですよ。自分でよく遊んだところだし、どうなるのかなということ、そうした場合にこのシノはどうするのだろうと。刈るのか、それともあそこに今駐車場等をつくっていますが、あそこから島に行くところの道、この間の台風で大分荒れましたけれども、この予算でやって大丈夫なのかなと、ちょっと心配もあります。せっかくつくるものだから、有効活用、特にこの間、これも課長の答弁と違うのですが、これは現町長がお答えになったことです。蓬莱島は、長瀬町民の憩いの場としての公園であると。それから、観光客の公園、この2つの目的を持っているということでおっしゃられたので、多分それはそのまま言っているのではないかなと思います。先ほど課長はそういう話ではなかったのですけれども、そういうことだと思います、私は。憩いの場、確かにいい場所ですから、長瀬を眺めるにも、長瀬町民でも行ったことないという人がたくさんいると思います。そういうところをせっかくつくるのだから、多くの人が足を運ぶと。よかったなというもの。無駄だったのではないかと、10年先、20年先にそうならないように、だからできれば町民もなるべく活用するというためにこれをやっているのだと思うのですよ。だから、そのことについてお伺いしたいと思います。

まだ幾つかあるので、申しわけありません。教育委員会なのですが、第一小学校のダムウエーター保守管理委託料というのが一小だけなのです。今年度5万1,810円、これ想像するに多分隔年か何かで、給食の上へ上げたりおろしたりするあれの整備だと思うのですよ。これは第一小学校だけやっているの、二小、中学校については隔年か何かで3年に1回やるのだよとか、そういう予算なのかどうか、この辺についてお伺いします。

あと、100ページ、これも教育委員会になるかと思いますが。保健体育費、よく見ると5,361万89円です。ただし、その中に給食費が5,013万7,857円ということで、差し引くと300万円ぐらいの予算しかない。長瀬町は、生涯スポーツ振興条例を制定しています。スポーツ振興をうたう長瀬町にしては余りにも少ないのではないかなと思いますので、もう少し体協指導であるとかいうことで、昨日7番議員も提案をしたようですけれども、何か町民の参加できるようなスポーツを計画していくとか、そのようなことがあるのか。今後はないのか、今のところないとか、そのことについてお伺いします。

それから、107ページ、この公債費元金がふえたと。2億7,845万6,071円にもかかわらず利子が減っているのですよね、前年より。これどうしたのかなと、ちょっと私にはわからないので、利率が下がったとか、そのところがわかったらお伺いしたいと思います。

あと、総合的なことになりますが、106ページ、25年度と26年度予算を比較した場合に予算規模が拡大して、財政健全化が遠のいているのではないかなという気がしますので、その点について。

あと、たくさんありますが、行政報告書の1ページにこう書いてあります。町民のニーズに的確に素早く対応するなど住民サービスの向上を図るため、インターネット、ホームページを活用した行政情報サービスを実施したとあります。しかし、このホームページ、私もよく見るのですが、かなり書きかえがおくれているものもあるということなのです。特に財政にかかわることとか、そういうものについて。入札とか、そういうものについては早いのです。閲覧したいなと思っても、かなり古い資料で、平成21年度とかそういうのが出てきてしまったりするということで、この書きかえは随時更新されているのかどうかということでお伺いします。

あと、また行政報告に戻りますが、1ページ、下から8行目のところに町民の自主的、主体的なまちづくり活動をする共催、後援事業を実施したというふうなことであるのですが、これは具体的にどんなふうなことを行ったのかお伺いしたいと思います。

あと、これ行政報告とちょっと飛んでいると言われればお答えはしていただかなくても結構ですが、8月31日現在、高齢者が2,539人、高齢化率33.6%と、この高齢化が非常に激しいということで、私のほうでは、高齢化をとめる施策がどうかとかいうことではなくて、高齢者の実態把握ということの予算決算の金額が出ていないのですよ。だから、これについて保健師さんに頼んでいるとか民生委員さんに頼んでやっていることで、その中の予算ですとかいうのがわかればいいのですが、そうでない限りこの実態把握というのがちょっとわからないと。

あと、会計監査員の方から財政力指数について先ほど発表がありました、平成24年度は0.44だったのですよね。今年度は0.421ということですよ。これをどうこうというよりも、全国的に見た場合に、平成24年度は1,765自治体中860位という順位、ちょうど真ん中辺よりちょっと上ということだと思います。今回のはまだ国のデータが出ていませんで、26年についてはわかりませんが、0.44から0.421に下がったので、やや順位が下がるのではないかなと。特に県内においては63位中60位と。ただし、これが悪いと言っているのではなくて、国で見ると下のほうとか、非常に下位にあるところは、離島であるとか、沖縄のほうであるとか、あとは北海道の非常に不便なところとか、そういうのがたくさんあります。そんなことについてなのですが、ちょっと財政力指数が落ちているというふうなことが心配です。

たくさんありましたけれども、このことについて質問させていただきます。

○議長（新井利朗君） 税務課長、お願いします。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度の不納欠損額の減少要因についてのご質問でございますが、平成25年度の不納欠損額490万1,185円と比較いたしますと、約70%減の147万1,093円となりまして、金額では343万92円減少しております。主な減少の内容でございますが、個人町民税で129万9,995円の減、法人町民税では98万5,990円の減、固定資産税では107万2,347円の減となっております。不納欠損額が減少いたしました要因でございますが、滞納者の所在及び財産調査等を行い、時効の成立が減少したことや、分納誓約を聴取し、不納欠損の減少に努めたものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、何点もあったので、もし飛ばすところがありましたらまた後で指摘いただければと思います。

まず、不用額についてなのですが、ことしもあるのですが、なるべく違うほうに回すようにということでございますが、不用額につきましては、先ほどもご説明しましたように、前年度に比べて約半額、4,200万円ぐらい減少しております。最終的に3月に調整しますので、それをどこかの事業に回すというのがなかなか難しいものでございまして、この不用額になります。ただ、これでいいのかどうかということは、よくないということはおわかっておりますので、なるべく不用額は少なくするように努めてまいりたいと思います。

また、実質収支の関係で、昨年と比べ大分悪くなっているということがありましたが、実質の収支が減るということは、先ほど申しましたように、不用額等の減額等を行いました関係で実質収支が減っております。昨年がかなり不用額等が多かった関係で、ことしそれを一気に下げましたので、その関係で実質収支については相当低い数字になっているということになっております。ですから、これにつきましては標準財政規模というのがありまして、その3%から5%が適当であろうということになっております。例え

ば3%としますと、6,600万円ぐらいから大体1億円ちょっとぐらいまでが実質収支としては適切であろうという数字が出ておりますので、今回5,800万円ぐらいですので、逆に実質収支については低くなり過ぎていくというようなこともございますので、この辺も調整しながらやっていきたいと考えております。

あと、がんばる交付金の充当先なのでございますが、ちょっと資料がないので、詳しいのはあれなのですけれども、学校の改修工事等、そういうところに充当させていただいております。ちゃんとしたものをまた後ほどご提示させていただきたいと思っております。

それとあと、秩父鉄道の整備負担金につきましてですが、これにつきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、安全を図るために特別な負担金ということで出しております。これは、沿線自治体、8市町でございますが、そこで全体金額を人口割とか均等割とか、そういう負担割合を決めまして負担しているものでございます。内容的には、線路の改修とか安全施設の改修とかというところに使っていただいております。あと、これは県も一緒に中に入っております。

それと、公債費がふえているのに利子が減っているということでございますが、これはそのとき借りた利率の問題等もございまして、安い金額で借り始めておりますので、利率につきましてはこれからどんどん減っていくのではないかとこの予測をしております。今回もその何年に返すという金額がちゃんと決まっておりますので、その金額に対しての利率でございまして、安い利率で借りているということでございます。

あと、ホームページの更新が遅いということでございますが、できる範囲で早目にはしているつもりでございますが、そういう指摘がございまして、なるべく早くアップできるようにこれからもしてまいりたいと考えております。

以上です。もし落ちているところがあれば言っていただければと思っております。

○議長（新井利朗君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） 村田議員の質問にお答えをいたします。

4点ほどあったかと思いますが、まず最初に決算書の15ページの保育料の金額が490万円ほどふえている、これはどういう理由かということでございますが、昨年と比べまして171人ふえております。特に値上げ等はしておりません。

続きまして、子ども・子育て支援計画策定業務194万4,000円の支出でございまして、5年を1期としまして、今年度新たに作成をした計画でございまして、子供が健やかに成長し、安心して子育てができる環境を築き上げるということを目的につくった計画でございまして。

それと、臨時福祉給付金システム改修委託料129万6,000円ですが、これは昨年度から消費税の引き上げに伴いまして、低所得者の方に1人1万円支給する事業を実施した関係に伴うシステムの改修の費用でございまして。

それともう一件、高齢化率33.6%になっていて、高齢者の実態把握はどうしているのかというご質問でございまして、基本的に民生委員さんが24名いますので、各担当地区、割り当てを持っておりますので、そちらのほうで見守り活動とかしております。あと高齢者の支援台帳というのも健康福祉課のほうにございまして、そういう部分で定期的に訪問なりして実態の把握は努めているところでございまして。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、公民館及び勤労青少年ホームの使用料、これが少なくなっているのではないかとということですが、町民の方につきましては、使用料は基本的に無料でございます、これは主に町外者、特に合宿等で使うものだと思いますけれども、こういった方々が体育室を使用したときに支払われたものがございます、これは単純に平成25年度よりも利用者が少なかったということでございます。

次に、旧新井家住宅、郷土資料館の入館者が減っているということがございますけれども、年間の入館者数につきましては、隣に花の里がございまして、ハナビシソウの咲きぐあいや天候によっても左右されるわけですが、参道の脇にあるために立地条件がよく、同種の施設では比較的入館者は多いようでございます。しかし、郷土資料館は老朽化が進んでおりますし、展示品も目新しいものがないために、平成26年度は平成25年度に比べますと約1,700人減っているという状況でございますが、今の状態で入館者をふやすのは大変難しいというようなところがございますので、今後どうあるべきか検討したいと考えているところでございます。また、入館料につきましては全て徴収しているということではなくて、団体割引ですとか優待の方もおりますので、年度によりまして、その状況も違うということから、200円で割り切れないようなところがございます。

次に、第一小学校と第二小学校の余剰電力売却収入が違うというご質問でございますが、平成26年度は第一小学校が1万8,864円、第二小学校が17万3,800円の余剰電力売却収入がございました。この収入額が違いますのは、第一小学校の10キロワットの発電設備に比べまして第二小学校は15キロワットと1.5倍になっていることや、買い取りの単価も契約年度が違うために、第一小学校は1キロワット当たり24円で、第二小学校は40円と高くなっていることなどによるものでございます。

次に、第一小学校のダムウエーター保守管理委託料でございますが、これは給食を運搬するための運搬用昇降機でございます、第一小学校だけに設置してございますので、毎年度こちらは予算計上させていただいております。

次に、スポーツ振興の関係でございますが、特に予算をかけての新しい事業というものはございませんが、町スポーツの推進につきましては、スポーツ推進員による協議やスポーツ推進審議会から意見をいただきまして、推進施策を検討したいと考えているところでございますが、体育協会の加盟団体や町民の皆さんの機運の盛り上がりというものも非常に大事なかなというように考えておりますので、皆さんと一緒に検討しながら推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 議会事務局長。

○議会事務局長（福島基之君） それでは、議場の音響設備等使用料についてお答えさせていただきます。

この音響設備につきましては、平成24年9月1日から平成29年8月31日までの5年間のリース契約で使用しております。月額17万4,090円でございます。使用の設備の内容としましては、この議場にある音響設備全て、それから書記のほうで使っておりますパソコン、あと裏の機械室にあります制御装置等、全て含まれたものでございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容ですが、予算書の63ページにあります長瀬町環境美化業務委託料の内容についてのご質問になろうかと思っております。この業務につきましては、町内の環境衛生の維持を目的に、特にごみの散

乱の激しい場所の清掃ですとか撤去を行っております。委託先はシルバー人材センターさんをお願いしまして、委託料が185万円ちょうどということで、年間を通じての額となっております。業務の内容につきましては、岩畳周辺の作業ということにはなっておりますけれども、行政区内で特にごみが散乱しているというような話をいただければ、そういう場所も清掃を行うということになっておりますので、町内全体を対象にした清掃作業を行っております。

もう一点、予防の意味がありまして、不法投棄のパトロールも行っております。これは国道、県道、町道、林道沿いで、不法投棄がされるおそれのあるところをパトロールしていただいております。また、生活環境の維持ということで、春のごみゼロ運動と秋のごみゼロ運動を行っておりますけれども、その費用に充てている状況です。この中で、協働による事業というようなご質問もあろうかと思っておりますけれども、春のごみゼロ運動と秋のごみゼロ運動は行政区の皆さんにご協力をお願いして事業を実施しております。春のごみゼロ運動は5月に2日間、具体的に内容を申し上げますと、参加行政区が26行政区で、参加人数が2,088名の方に参加をいただきまして、収集量が880キロ収集しております。秋のごみゼロは10月に2日間実施しまして、参加行政区が26行政区、参加人員が1,984名、収集量が1,050キロ収集しております。行政区の方々にご協力をいただいているというようなこともありまして、協働の事業にこれが当たろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。何点かありましたので、落ちていればまたご指摘いただければと思います。

まず、決算書の73ページの3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、その中の備考欄にございます遊休農地解消事業補助金や種苗費の補助金、また遊休桑園の活用事業などの予算に対して支出が少ないのではないかとご指摘がありました。これはご指摘のとおり、予算額に対して補助金や申請件数が少なかつたためでございます。また、特産品開発の補助金が支出されていないというご指摘も実際申請件数が一件もなかったということでございます。多額の不用額が残らないように今年度以降はPRとか洗い出し等を進めていって、このようなことがないように予算のほうの精査をしていきたいと考えております。

それから、緑の村の関係で、秩父鉄道さんの土地、前町長から地権者が新しい計画があるというようなお話があったかと思うのですが、その後秩父鉄道さんがつくりたい施設があったようなのですが、それを調査いたしました。その結果、計画していた施設が土地が合わないというような報告を聞いております。

それから、3点目のサイクルステーションにつきましてはおもてなし観光公社と実施しております。自転車の保管場所がないということで、秩父鉄道さんの敷地を借りて自転車保管場所ということで建築したものでございます。観光協会のほうにおもてなしから30台自転車が来ておりまして、ふだん営業しているときは観光情報館の前に並べて置いたりしているのですが、盗難防止のために、おしまいになった場合は倉庫に保管するという形で自転車置き場ということで建設いたしております。

それから、観光協会の500万円につきましては、これは事業補助金ではなくて観光協会の運営費補助金ということで、極端な話、観光協会の事業に使える。町でいいますと地方交付税みたいな形で、何にでも使っているというような運営費、観光客誘客の全般に対しての観光協会の運営費の補助金でございます。

それから、モニュメントにつきましては、確かにモニターの映りが悪いことは承知しておりまして、現

在は通常つけておりません。そこを議員のご指摘のとおり改修するというので積算見積もりをとりました。約2,000万円ほどモニターの修理だけでもかかるということの見積もりが出ております。また、取り壊しをするということでも非常にお金がかかるということで、ご指摘のあったように、あくまでモニュメントとして残しておく。あのスクリーンのところは掲示板にするとか、そういうことを今ちょっと検討させていただいて、モニターはまた別に、あれほど大きいものではなくても、観光協会の中に小さいテレビぐらいのモニターをやって、長瀬観光情報というような形でモニターは流していきたいかなというようなことを考えておまして、改修は特に今のところ考えておりません。今ちょっと検討しているところでございます。

それから、蓬萊島の関係につきましては、説明内容について、ちょっと説明が足らなくて申しわけなかったのですが、もちろん観光客だけではなくて町民の憩いの場としても利用をしていただきたいと考えております。以上だと思うのですが、落ちていればご指摘いただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 先ほどの質問で1点漏れていました。財政力指数の関係で、ちょっと弱いのかな、心配だということでございますが、財政力指数につきましては、小さい町村につきましてはどうしても低くなっていくという傾向がございます。どうしても収入が少ないということもございます。埼玉県の場合は、首都圏に近いということで、どこの市、大きい町についても財政力が豊かで、埼玉県の平均でいいますと、これは25年度でございますが、0.77、全国平均でいきますと0.49ということで、大体長瀬町よりちょっといいぐらいかなということでございます。これもいろいろ計算式がありまして、どうしても長瀬町の場合ですと収入が落ちてくるということで、どうしても下がってしまうということですので、これにつきましてはいろいろなものを検討しながら、なるべく弾力性のあるような運営ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） たくさん出したので、余り幾つものということではなくて、まず全体的なことですが、埼玉県の実質収支、24年は0.734とかそのくらいだったかなと思います。課長は今0.77と答えられましたかね。そのくらいだと思いますけれども、0.421だから、だからどうなのだということなのですから、要するに今度の地方創生について優遇があるというふうに国のほうで言っているわけですよ。だから、財政力が弱いとか、人口減少しているとか、そういうところについては、それに対してうちの町はこうやるのだというふうなこと、これで多分総合戦略を出していくと思うのですけれども、そういうところには優遇しますよというふうなことは、これは町も承知だと思います。固有名詞を出して申しわけありませんが、古川先生に聞きました。そういうことでやるのだと、国は。ですから、これが低いとだめなのではなくて、ではどういうふうにしていくかに持って行っていただきたいということで質問したわけですから、せっかく地方創生についての委員会をつくっていただいたわけですから、その優遇措置をしていただくというか、やっぱり苦しいところにはそれだけの交付金をという考えもあろうかと思えます。もっともっと苦しいところがあるから、そこまでということは難しいかもしれませんが、やはり長瀬町としての方向性というのを出していただきたいという意味でちょっと低いのではないかなというふうなお話をしましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

では、飛びますが、まず観光面についてなのですから、補助金は500万円定額でやるのではなくて観光協会に500万円ですよということになっていると。決算とかについては、自由といいますか、パンフレットをつくるのか、そういうところに幾らかかったとか、それは当然500万円の中でということだと思いますが、そういう使い道だと。それ以外は一切出ていないのかと。新しい例えばこれからになると思いますが、歩く地図をつくるというようなこと、これ27年度になるのだと思いますけれども、そうではなくて例えば26年度にそういうパンフレットを別につくったと。これは、町がつくったらいいことを観光協会に委託したと。そういう補助金も当然あるわけですが、これ以外にも。多分あるのだと思うのですよ。先ほど収入とかが六百九十何万円という額になったということだと思いますので、そこをもう一回お願いします。

それから、農業振興のことについて今課長に答えていただきましたけれども、来年度この予算が減ってしまったら、ますます農業というか、要するに草刈り農業になってしまわないような方向性を出してぜひやっていていただきたいと。例えば種苗の補助金等についてなのですから、せっかく26年度は41万5,000円あるのだけれども、2万3,000円しか使われていないということですので、こんなふうなのは回覧で確かに回ったりします。農業委員さんが農家を調査で回ったりしますよね。だから、そのとき新たにまたこういう補助金があるのですよということで、その農家に1軒1軒に配布していくと。ああ、そうか、こういうのがあれば、それをうちでやろうとかいうことと、なるべく実際の遊休農地を少なくしていく、そういうことが必要なのではないかなと。ここで私が例えば質問をしたと。来年の予算で検討していくと言われましたが、来年の予算検討で大分少なくなってしまったという状況になってもいいのかなと。そこが心配です。

なお、地域特産品開発がゼロだったということですよ。27年度については50万円に削減されたということなのですが、この地域の特産品というのはやはり必要なのではないかなと。これ農業委員さんとか農業委員会もかかわってくるのだと思いますけれども、では長瀬町の特産品って何なのだろうといった場合に、ブルーベリーに補助したりしたと思いますが、長瀬町のお土産、なくてもいいかもしれませんが、秩父地域のつるし柿、時期が限られてしまいますよね。そういう特産品というのは、我が町ではないですよ。あったほうがいいのかなと思いますので、もう少し考えてやっていただきたいと思います。

あと、飛びますが、緑の村についてなのですから、これ今魅力あるまちづくり総合計画があると。30年度で終わりますよね。そうしたら、内容が多少合っているから、言わせてもらいますが、それが終わったら今度は違う地域を検討していくというお話だったですよ。ですから、これに関してもやはり町全体のある程度こういうふうにしていくというものがなくて虫食いになってしまうのではないかなと。また、ここも多分3年たったらやるのではないかなと思うのですよ。町のほうで何とかしなければということになってくるかもしれません。だから、そこがわからないのですけれども、もしそうなった場合に、またこのプールをつくったりとかいう事業にならないようにということやはりもう今検討して、ある程度提案というのですか、町民にも聞いていただいているとか、まさかまたあそこに同じような公園をつくったりとかいうことではないのではないかなと私は思うのですけれども、でもあそこが公園ならいいなというのはありますよ。あそこが公園ならば、観光客の人も行けるしとか、その緑の村について3年たったらどうするのだろうという計画をぜひ立てていただきたいと思います。

あと、無駄削減という点でもう一点言います。無理、無駄をなくすということで、協働のまちづくりを含めて申し上げたいと思います。観光用トイレの清掃ということで、お金が240万8,400円、これシルバー

さんのほうに出ていると思います。トイレクリーンキーパーってご存じですかね。課長、ご存じですか。ご存じならお答えください。こういう方式をとって、長野県あたりではボランティア養成をやっていくというところもあります。大分実際にもうふえてきたようです。そういう方法もとって、観光トイレですから、長瀬地区は観光トイレが主だと思うのですよ。今観光の人たちが清掃しているところもあると思いますが、この予算も半減ぐらいはできるのではないかなと。240万円かかっているのが120万円ぐらいで済むと。紙の補給であるとか、月1回回るとか、そんなふうなことは当然シルバーさんをお願いするとしても、地元の商店の方々がもう少しできるところは清掃をします。こういうものがあれば、観光によるまちづくりというのを進めているわけですから、それも可能なのではないかなと思います。

それでは、以上の点について再度お願いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

財政力指数が低いということで、今後地方創生を進めていく上でもそういう有意義なものということでございますが、新型の交付金等もございますので、なるべくそういう有意義なものもらえるよう今後戦略を立てて、関係機関とも調整をしながら、なるべく有利なものもらえるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光協会の定額の補助金ということで500万円ということで申し上げました。先ほどの関口議員のご質問の中で六百何万何がしという運営費ということでお話ししたのですけれども、あの600万円の額はあくまでも観光情報館の収支ということで、観光協会の収支とはまた別物でございます。その600万円の中に観光情報館の指定管理者の350万円が支出されているということです。それで、この500万円は観光協会本体というか、そちらの観光協会の収支のほうに入っている事業でございます。

それから、観光協会の中にそれ以外にも支出されているものがあるのではないかなというようなお話がございました。今も出たのですけれども、観光用公衆トイレの清掃業務委託というこの204万8,400円、これも実際観光協会のほうに委託しております。それから、桜管理、南北の通称南桜通り、北桜通り、それから宝登山の参道、それと野土山、それと井戸の旧白鳥村の前の町道のほうに桜並木がありますが、そちらのほうの桜管理の業務も100万円ということで観光協会のほうに委託させていただいております。

それから、次の農業振興につきましては特産品のほうの開発ということで、精査して予算が減ってしまうということで、農業者が実際にやる意欲をそいでしまうというようなことも考えられますので、その辺はよく検討していきたいと思います。ご指摘のあったように、農業委員さんは農家のほうを回る機会が多いですので、そういう形をとりまして、PR活動を進めていきたいと思います。

次の緑の村の管理なのですけれども、実際今の魅力あるまちづくりの中に、当初の計画の中では一番最初、構想の中にはあったかと思うのです。ただ、いろいろ実施して事業規模が大分膨らみ過ぎたり実施が困難というような形で外れてしまったのではないかなと思うのですが、30年度までの今の計画の中には現在入っておりませんので、それ以降の計画の中でまた計画していくのかというのは、実際の事務局が別のところですので、その辺はちょっと回答はできないのですけれども、ただ緑の村の管理は現在町のほうで行っておりますので、第2期になるかもわかりませんが、その中で計画していくのか、町の単独でほかの事

業を使って、またさらに新たな計画でどんな形でやっていくのかというのはまだ見えてきていないのですが、今後はよく検討して、有効利用ができる施設を検討していきたいと考えております。

それと、トイレのクリーントイレキーパーですが、申しわけありません、私この制度を理解しておりませんでした。今観光トイレが8施設、公衆トイレということと、あとくみ取りの施設が4施設あるわけなのですが、その中で1点だけ申し上げますと、宝登山のロープウエーの下の駐車場にしましては、宝登山興業さんに光熱水費から全てを電気代含めてやっていただいておりますので、そちらのほうの支出は、実際の支出は7施設になっておりますので、できればそういう形をとって維持管理費を少なくしていくということがいいのかと思いますけれども、なかなか今の時点では難しい面がございますので、このクリーントイレキーパー、勉強させていただいて、取り入れていけるのかどうか、またやっていただける方があるのかどうか検討させていただいて、今後生かしていければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員からいろいろなご指摘をいただきました。その中で私に関するご質問もあったようでございますので、お答えをさせていただきます。

緑の村につきまして、以前私が秩父鉄道さんで利用したいというようなご意向があるというようなお話をさせていただきました。非常に場所もよろしいので、まして秩父鉄道さんの地所がほとんどだということで、鉄道としては何かやりたいという思いが今現在もあるようでございます。しかしながら、本社のほうに上げていきますと、いろいろ精査される中でなかなか実現ができないようでございますけれども、今現在秩父鉄道として進めております事業が二、三あるようでございまして、宝登山を核とした事業をこれから進めていくというお話を伺っております。頂上に、恋人の聖地というのですかね、これはもう実現するということで、始まるようでございますが、ここを核といたしまして、宝登山の登り口を使ったいろいろな事業をしていきたいというようなお話、先日部長と課長でおいでいただいて、そのようなお話も伺っております。いずれにいたしましても、あと3年という縛りがあるわけでございますので、この3年があった後にはそのようなことが出てくると思いますが、その中で先ほども社会資本整備事業が今現在行っているのが完了したときにはというお話をいただきましたけれども、前議会、その前の議会でもたしか企画財政課長のほうからお話があったような気がするのですが、議事録をしっかりと見ないかわかりませんが、今のところこちらが終わった時点では第二小学校区域のほうに……樋口地区ですね。野上下郷と申しますか、そちらのほう、あとは矢那瀬地区ですか、そちらのほうに次の事業は進めさせていただきたいという思いで現在いるところでございます。

それから、蓬萊島につきましては村田議員から非常に前向きなお話をいただきました。ありがとうございます。私たちといたしましても、あそこの公園ができましたときには、しっかりと町民にも、そしてまた観光客にもアピールをして、大勢の皆様にお越しいただき、皆様方の憩えるような場所にできるように努めさせていただきたいと思っております。先日の大雨で蓬萊島が孤立したということで、私もその夕方早速行ってまいりましたけれども、ここまで水が来るといことがはっきりして、非常に結果的にはよかったかなという思いがいたしております。その中で、水が来るところには耕作物をつくらなくて、そのまま平地のほうがいいねというようなお話もしておりますので、いずれにいたしましてもこれから設計をいたしますので、その中でそんなことも勘案しながら進めさせていただきたいと思っております。

また、財政力指数につきましていろいろな議員さんからご指摘がございました。これにつきまして、

先ほども企財課長のほうからお話ありましたが、埼玉県は東京に近いということで非常に恵まれた地域でございまして、その中で長瀨は埼玉県でも本当に最下位のほうにいるわけですが、全国的に見るとまだまだ大変なところもあるようでございます。しかし、だからまだまだ大丈夫だよということではございません。その中で、厳しいから何もしなければ、それは楽かもしれませんけれども、そうではなくて、やはり厳しい中でも何とか町民の皆さんが長瀨町に住んでよかったなと思えるようなまちづくりを進めさせていただきたいと思っております。私が就任いたしました2年ちょっとがたったところでございますが、財政が厳しいというのは私が議員のときから同じでございます、その中で町長という職につかせていただいた中でなるだけ10分の10の事業を見つけるようにという話を常々しております。そういった中で、課長たちもしっかり努力をしていただき、私が就任して2年ちょっとの中で10分の10事業を幾つか見つけ出して現在進めさせていただいております。これからも、先ほども課長のほうからございましたように、そのようなことも勘案しながらしっかりと進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先ほど企財課長が標準財政規模の3%程度と言われました。この標準財政規模というのは21億9,565万3,000円を指しているのか、それともそうではなくて長瀨町の予算決算を言われたのか。国のほうで、これはどこも守っているところないですけども、標準財政規模というのは、長瀨町を全国で一覧表で見ると21億9,565万3,000円になっているわけですよ。そんなのはどこの市町村もないのですよ。財政規模が一番少ないのは、6,000万円ぐらいの村というか、そういうところもあるわけですけども、先ほど企画財政課長が使った言葉はどれを指していたのかと。そうでないと財政規模が大分変わってしまいますから、それで2点ばかり、全体的なことで、どこで無駄を削減してきたかというのがわかるような財政にさせていただきたい。これは要望です。

もう一点は、トイレ掃除について。産業観光課長、先ほど言われたことについてなのですが、クリーントイレカーがどうのこうのとかいうことではなくて、例えば自分が観光地へ行って、まずトイレどこかなと。もう年をとりましたから、きれいなトイレだと、ああ、よかったなと、こういう気持ちになります。これは、ほかの観光客の方もそうだと思います。しかし、そのトイレを清掃するということに関して宝登興業さんがやっているということも私は知っています。実際トイレはよく使わせていただいたり、観光客ではないのに一応見えています。比較的きれいになっています。入ったと思ったら電気がぱつとついたりとかいろいろありますけれども、この清掃については、やはり観光に携わる方々に、もう少し自分たちできれいにしていくのだと、観光に来ていただく方をお迎えするのだという意識を持っていただくことは、町として、課として必要ではないのですか。だから、補助金は確かに先ほど聞きますと、ほかにもいろいろ合計するとどのくらい行っているということで、これで悪いとかいうことではなくて、だったらこういうことをやってくださいよと。1年に春と秋、町中でごみ拾いをするとか、それをやっぱり観光の人たちをもう少しふやして、ことし沼を掃除したとか何かあります。いろいろあると思いますけれども、一月に1回ぐらいは岩畳を掃除しようとか、清掃は俺たちでやろうと。観光協会は補助をいただいたので、それでやっというふうな意識に町としてしていただいとすることが必要なのではないかとということで質問したので、その辺についてもう一度そういう努力をしていただけるかどうか。だめならだめでしょうがない。また税務課長に観光収入がどのくらいあるのかぜひ示していただきたいとい

うことになると思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

実質収支につきまして、どのくらいの比率になっているかということでございますが、先ほどの数字ですが、標準財政規模につきましては、長瀬町は26年度につきましては22億1,890万6,000円でございます。それに対して3%から5%の繰り越しというのですかね、実質収支が適当だろうということで、それを計算しますと6,656万円から1億1,000万円ぐらいまでの間の繰り越しが適当ではないかという数字になっております。ですので、先ほどの21億円というのがどこかちょっとわからないのですけれども。

〔「前年度です」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 前年度ですか。ことしは22億円になっております。よろしくお願いたします。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

トイレのクリーンキーパーというようなお話でございました。結局要は受益者負担ということ、そういう趣旨として捉えたわけでございますけれども、私もそういう気持ちはございます。当然観光客に来ていただいて潤うというのは何かというと観光業者さん、そこにある観光トイレですから、できれば一番やっていただきたい人たちでございます。ですから、またそういうことも含めまして、観光課といたしましては、観光協会や商店街の皆様方にご協力いただけないかということで、お話は今後進めていきたいと考えております。すぐ達成できるかはわかりませんが、そういう気持ちはございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第34号 平成26年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 平成26年度決算で、町では人口減少や老朽化した公共施設など課題が山積していま

す。このままのまちづくりの推進は、町の財政状況が心配でなりません。不用額などを有効的に活用し、住民のニーズや地域の課題に対して財政が厳しいという理由で後回しになり、現在に至っております。来年度の予算にしっかり予算を配分してほしいと思い、この議案に反対をいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 私は決算認定に賛成です。今回の決算につきましては、疑問点も皆様の質疑を通して確認することができました。また、行政効果について、本当に効果があったのかという部分も多少ありましたが、こちらにつきましても次回の予算編成でよく検討していただければと思います。よって、反対するような問題はないと判断しましたので、賛成とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 平成26年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第34号は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第35号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第35号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第36号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第36号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は認定することに決定しました。

お諮りいたします。議案第37号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第37号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は認定することに決定いたしました。



◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第5、議案第38号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第38号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,415万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億7,704万1,000円にしようとするものです。補正内容は、歳入では地方特例交付金、地方交付税、国庫補助金、繰越金、町債等の増額及び県委託金、財政調整基金繰入金の減額、歳出は一般管理費、財政調整基金費、企画総務費、戸籍住民基本台帳費、社会福祉総務費、予防費、農業委員会費、観光費、道路維持費、非常備消防費、公民館費等の増額及び県議会選挙費、社会保険費、老人保健費、介護保険費の減額のため歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第38号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6,415万4,000円を追加して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,704万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、6、7ページをごらんください。第2表の地方債の補正でございますが、臨時財政対策債につきまして、地方交付税の額が確定し、起債発行可能額が確定したことによりまして、限度額を1億4,000万円から1,192万9,000円を増額し、右のページになりますが、1億5,192万9,000円に変更させていただくものでございます。なお、臨時財政対策債につきましては、その元利償還相当額が後年度の普通交付税の基準財政需要額に全額算入されるものでございます。

次に、補正予算の概要につきましてご説明いたします。12、13ページをごらんください。歳入の補正内容につきましてご説明いたします。第9款地方特例交付金、補正額11万3,000円、第10款地方交付税、補正額2億5,939万8,000円は、交付額の決定に伴う増額でございます。

第13款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目総務手数料、補正額1万5,000円は、社会保障・税番号制度による通知カード、個人番号カードの再発行手数料でございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額1,679万5,000円は、臨時福祉給付金給付事業に対する補助金でございます。

第5目総務費国庫補助金、補正額289万8,000円は、社会保障・税番号制度による個人番号の交付事業に対する補助金でございます。

第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金、補正額293万1,000円の減額は、埼玉県議会議員一般選挙が無投票となったための減額でございます。

第18款繰越金、26年度の決算により繰り越しが生じたので、当初予算に5,000万円計上しておりますので、その差額880万3,000円を増額するものでございます。

第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額485万2,000円は、後期高齢者医療療養給付費負担金及び次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金はそれぞれ事業が確定したことによるものでございます。

次のページをごらんください。第20款町債、第5目臨時財政対策債1,192万9,000円は、先ほどご説明いたしました臨時財政対策債発行可能限度額の決定により増額するものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金2億3,771万8,000円の減額は、今回の補正で歳入が歳出額を上回りましたので、財政調整基金へ繰り戻すものでございます。

次に、歳出補正の内容につきましてご説明いたします。16、17ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額60万5,000円は、社会保障・税番号制度により給与システムの開発業務を委託するものでございます。

第4目財政調整基金費、補正額5,880万4,000円は、平成26年度繰り越し分を基金に積み立てているものでございます。

第2項企画総務費、第1目企画総務費、補正額485万3,000円は、第12節役務費9万9,000円につきましては情報系システム機器の返却に伴う運搬費でございます。

第13節委託料は、社会保障・税番号制度に伴う機器の設定費用で、第19節負担金補助及び交付金400万円は、住宅取得奨励補助金の申請が予想より多く、不足が生じるための増額でございます。

第4項戸籍住民台帳費、第1目戸籍住民台帳費、補正額447万5,000円は、社会保障・税番号制度に伴い、通知カードの発行や個人番号カードの発行に伴う費用で、国の補助を受け、実施するものでございます。

第5項選挙費、第3目県議会議員選挙費、補正額192万3,000円の減額は、埼玉県議会議員一般選挙が無投票になったための減額でございます。

次のページをごらんください。第23節償還金利息及び割引料90万7,000円は、選挙事務の実績により委託金を返還するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額2,149万円は、第7節賃金から第19節負担金補助及び交付金までは臨時福祉給付金のための給付事業を行うための費用で、全額国費により行うものでございます。

第23節償還金利息及び割引料は、各事業とも平成26年度の実績により、国、県への補助金、負担金の返還金でございます。

第2目老人福祉費、補正額33万2,000円は、保護措置を必要とする高齢者を老人福祉施設等へ町で保護措置するための経費でございます。

第3目社会保障費、第4目老人保健費、第5目介護保険費の減額は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算の確定による繰出金の減額分でございます。

第2項児童福祉費、次のページをごらんください。第1目児童福祉費、補正額28万6,000円は、第23節償還金利息及び割引金で、各事業とも平成26年度の実績により、国、県等への補助金負担金の返還金でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費は、財源の組み替えで次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金35万2,000円が収入されたので、特定財源を増額にし、一般財源を減額にするものがございます。

第2項公衆衛生費、第1目予防費、補正額45万円は、第23節償還金利息及び割引金で、各事業とも平成26年度の実績により、国、県等への負担金の返還金でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額14万5,000円は、農用地基本マスターを更新するための費用でございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額40万円は、住宅リフォーム等資金助成事業で当初予定額より申請が多く、不足が生じたため、増額するものがございます。

第2目観光費、補正額34万2,000円は、第8節報償費15万円で、観光大使をイベント等へ招く場合の費用で、第12節役務費19万2,000円は、宝登山山頂等にあります簡易トイレの撤去に伴う手数料でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費448万8,000円は、第11節需用費は道路、水路等の修繕、第12節手数料は支障木等の撤去、側溝土砂撤去費、第13節委託料は道路用地購入に伴う分筆登記委託料、第15節工事請負費は道路補修工事、道路照明等の設置に係る経費でございます。

次のページをごらんください。第17節公有財産購入費は、既存の町道で未買収の用地を購入するための経費でございます。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、補正額49万8,000円は、新入消防団員8名の制服の購入費でございます。

第10款教育費、第6項社会教育費、第2目公民館費、補正額136万5,000円は、第11節需用費ではガス配管の修繕、第15節工事請負費99万4,000円は、公民館体育室のどんちょうの昇降機が壊れたため、撤去するための費用でございます。

以上で議案第38号の概要説明とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 声が小さくてもよく通ったので、助かりました。1点だけ私はお聞きします。今の説明で中央公民館のどんちょうの撤去だというお話がありましたが、撤去した後、新しいどんちょうはつくるのかつからないのか、1点だけお聞きします。

○議長（新井利朗君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館のどんちょうの関係でございますけれども、このどんちょうは年間を通して使う日というのが1日あるか2日程度でございますので、なければいなりにステージを利用していただきまして、今のどんちょうを使って新しい昇降装置をつけるには約800万円ほどかかりますので、しばらく様子を見たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 1つだけお聞きします。

23ページの公有財産購入費、未改修のところの土地購入費のお金、195万1,000円ですけれども、今値段がうんと下がっているのですけれども、町で買い上げる値段は坪幾らぐらいなのでしょう。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 大島議員の質問にお答えします。

単価等については、今手元に資料がありませんので、申しわけありませんが、後ほどということをお願いしたいと思います。この買収に当たりましては、道路敷地内に民地が残っている箇所が見つかりましたので、その場所を交渉いたしまして、所有者の方から一応内諾を受けておりますので、至急用地買収する必要がありますので、補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 宝登山山頂のトイレの撤去というようなのがありましたね。俺も頭の中には入っているような感じがしたのだよね。それで、そのトイレ、トイレという秩父鉄道かななんて思うのだけれども、ほとんど町なのだよね。宝登山の入り口から始まった公衆トイレは、昔朽原亀吉議員というのがいたところだよ。それで、この宝登山山頂のトイレというのはどういう形で撤去するのか。理由は何ですか。ちょっと聞きたいのです。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

この撤去手数料は、宝登山の山頂、奥宮のところに仮設トイレがございまして、常設のトイレではなくて仮設トイレがございまして、それがもうだいぶ古くて、大分古くなっておりまして、利用者もちょっと利用したくないような仮設トイレです。それが古くなっておりますので、それを撤去して取り壊してしまうということです。仮設トイレということになります。

○議長（新井利朗君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） トイレという思い出す。その宝登山にあるトイレは、宝登山の関係ではなく、町でそういうこともするわけ、失礼だけれども。だってトイレという、宝登山のそこにあるのをまた町がね、いい例を1つ言いますよ。宝登山神社の一番初めにできた入り口のいいトイレは、やはり町が負担して、その当時、朽原亀吉議員というのがいた時代から、俺もいたよね。それで、宝登山のトイレに関しては、やはり宝登山にも幾らか出してもらって、町も出してというような形で一千何百万円、初めて長瀬町にあの水洗トイレができたわけだよ。長瀬駅前のトイレというのは、皆さんもご承知のとおり、お釣りが

来るような、ドボンという古い形だった。それで、よく思うのだけれども、秩父鉄道でもそうでしょう。秩父鉄道の駅につくるのだから、それを町が心配して、掃除までというような、そういうことも余分なことだと思ったら、幾らかどうだいとか相談して、昔おとつっあんが秩父鉄道にお世話になったのだからなんておべんちゃら使っていないで、正直に町は町でこれをしてもらわないと困るのだよ、これからは。先ほども申されたとおり、財政が苦しくなって段々負担がかかるようになるのだから、幾らか考え直してもらわないと。普通は聞いてはいないのだよ、俺もはっきり言って。聞いているだけでいいのだよ。だけれども、頭に残ったから言うのだけれども、本当ですよ。トイレだって、宝登山の奥宮にあるのを一々町が片づけて、そこにトイレつくるならまた町に出せなんて、そういうのではなく、はっきり言って宝登山なんていうのは、本当は国民がだまされてしまっているのだよ。違う宗教ではないけれども、みんなお寺でも何でもそう。それに拝む銭を持っていく。何がこうだといって神社でもお寺でもやってられるのだ。それは俺の考えだけれども、実際そうですよ。私のトイレの話は、初めはこんないいトイレができるのだなといって、宝登山の入り口のが第1号だからね、町でやったのは。それは、よく相談することも必要なのだから、何でも町がこうだなんて言ってやっていたら、うそではなく、先ほど何人かの議員さんが申されたとおり苦しくなりますよ。新町長、自分の私はこうだよという考えを出して、引き続いておべんちゃら秩父鉄道にこいているのではなく、私は私だよ、強いつもりでやってくださいよ。そうしたら心配なく、だんだん長瀨町もね。長瀨も北海道のメロンのそれにならないようにひとつ努力してください、4年ぶりにしゃべらせてもらいますけれども。

○議長（新井利朗君） 産業観光課長。

○産業観光課長（横山和弘君） 染野議員の再質問にお答えさせていただきます。

このトイレは、もう何十年前に土地をお借りしまして、町で設置した移動式のくみ取り式の仮設トイレでございます。それが古くなったため、もう利用者もほとんど利用したくないような状況になっておりますので、それを撤去するものでございます。その撤去後は、新設は今のところ特に考えておりません。

以上です。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 先ほどの大島議員の質問の単価でございますが、今回対象となっているところの平米単価です。平米単価で申しわけないのですが、長瀨地内で買収するところが1万3,100円、本野上地内で買収するところが1万1,200円、もう一つ、畑を8,800円の単価で買収する予定でございます。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 戸籍住民基本台帳費ということで、補正額が447万5,000円と載っていますが、これは具体的にはここに来て改めてこれだけの補正を組まなくてはいけない理由というのはどうなのか、それはいわゆるマイナンバー制度を整備する上で必要なものと関係しているのかどうか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

戸籍住民基本台帳費に係ります費用の説明をさせていただきます。初めに賃金でございますけれども、通知カード、個人番号カードの発行業務に係ります人件費を予定しております。続きまして、通信運搬費

になりますけれども、これにつきましても個人番号カードを発送する費用となっております。委託料の通知カード・個人番号カード関連事務等委託料につきましては、通知カードと個人番号カードを製作するために地方公共団体情報システム機構というところに製作のお願いをしますので、その費用となっております。機械購入費につきましては、個人番号カードを発行した後に例えば住所が変わったとかいうときに番号の裏書きをするために必要な機材を購入する費用となっております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今2つ質問したのですけれども、もう一つが答えがなかったようなのですが、マイナンバーを導入するのと関係があるのかどうかということをお願いしたのですが、いかがでしょうか。

○議長（新井利朗君） 町民課長。

○町民課長（中畝健一君） マイナンバー制度の事業に関連があるかということですが、先ほどもお話ししていますとおり、通知カード、それと個人番号カードの発給業務に係る費用ですので、関連はございません。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） きのうから議論が続いているわけですが、マイナンバー制度は国民の資産や何かを全部裸にしてしまうような制度なので、基本的に賛成できないのです。地方自治体が国が決めたからといって直ちにそれに対応したことをとる必要はないと思うのですよ。全国を調べてみても、全部の自治体が右へ倣えしてやっているのではないのだと思うのですよ。例の年金機構の情報漏れもあります。非常にこれは大きな問題を含んでいますので、私はこれは賛成できないという立場であります。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成27年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第6、議案第39号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第39号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,614万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を10億4,955万3,000円にしようとするものです。補正内容は、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では後期高齢者支援金等、介護納付金、基金積立金、償還金の増額及び共同事業拠出金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（中畝健一君） それでは、議案第39号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,614万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,955万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明を申し上げます。補正予算書の6、7ページをごらんください。初めに、歳入でございますが、第11款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第6節その他の一般会計繰入金でございますが、財源化医療費繰入金2,700万円につきましては平成26年度の決算により繰越額が確定したために減額を行おうとするものです。

次に、第12款繰越金、第1項繰越金、第2目その他の繰越金、第1節その他の繰越金でございますが、前年度の繰越金9,314万2,000円につきましては、平成26年度の決算額が確定いたしましたので、当初予算と繰越額の差額分を増額しようとするものです。

次に、歳出は8、9ページをごらんください。第2款保険給付費の補正後の額は変わりません。財源組み替えを行うものです。

第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金、第19節負担金補助及び交付金の後期高齢者支援金1,321万9,000円及び第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、第19節負担金補助及び交付金の介護納付金327万2,000円につきましては、社会保険診療報酬支払基金に納付する額が確定したことにより増額するものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第3目保険財政共同安定化事業拠出金、第19節負担金補助及び交付金の保険財政共同安定化事業拠出金、237万3,000円につきましては、埼玉県国民健康保険団体連合会に納付する額が決定したことにより減額するものでございます。

次に、第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金、第25節積立金の保険給付費支払基金積立金4,148万円につきましては、平成26年度の決算額確定により繰越金が生じたので、財源充当し

た残額を保険給付費の支払いに不足が生じた際に充当するため増額するものでございます。

次に、第11款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第1目償還金、第23節償還金利子及び割引料の国庫支出金等償還金1,054万6,000円でございますが、療養給付費等負担金など平成26年度の実績報告に基づきまして、返還金の額が確定したために増額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第39号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第7、議案第40号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第40号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,071万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億6,029万2,000円にしようとするものです。補正内容は、歳入では、支払基金交付金、県負担金、繰越金等の増額及び介護保険料、国庫負担金、一般会計繰入金の減額、歳出では、認定調査費、償還金の増額及び支払基金積立金減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時30分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま読み上げた資料の数字に一部誤りがありましたので、今町長が読み上げたことにつきまして取り消すことで採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、取り消しさせていただき、改めて議案第40号を掲げます。

日程第7、議案第40号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、議案第40号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ949万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,907万3,000円とするものです。補正内容は、歳入では、支払基金交付金、県負担金、繰越金等の増額及び介護保険料、国庫負担金、一般会計繰入金の減額、歳出では、認定調査費、償還金の増額及び支払基金積立金減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田光宏君） それでは、議案第40号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ949万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,907万3,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容についてご説明をいたします。6ページ、7ページをごらんください。歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料、現年賦課分マイナス1,228万1,000円ですが、第1号被保険者の特別徴収保険料の階層別第7段階、第8段階の対象者数や割合の推計に差異が生じたために減額補正させていただくものでございます。

続きまして、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金、介護給付費国庫負担金現年度分マイナス17万5,000円ですが、保険給付費の補正に伴い、減額するものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、介護給付費交付金過年度分149万3,000円ですが、平成26年度の保険給付費の実績に基づき、追加交付されることになったものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第2目地域支援事業支援交付金、地域支援事業支援交付金（介護予防事業）過年度分28万6,000円ですが、平成26年度の地域支援事業、介護予防事業費の実績に基づき追加交付されることになったものでございます。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金、現年度分介護給付費県負担金17万5,000円

ですが、保険給付費の補正に伴い、増額をするものでございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金の第1目介護給付費繰入金から第2目、第3目、第5目その他一般会計繰入金、合計マイナス478万9,000円は、平成26年度の実績に基づき、それぞれの所要額が確定しましたので、それにあわせて減額するものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、繰越金、前年度繰越金2,466万6,000円ですが、26年度の決算額の確定により増額するものでございます。

6ページ、7ページ、一番下から8、9ページをごらんください。第9款諸収入、第3項雑入、第7目認定調査事業費受入金、認定調査員保険料掛金受入金、前年度繰越金11万7,000円ですが、介護認定調査業務量が増加しているため、現在2名契約している介護認定調査員の雇用契約の変更に伴う個人負担分の社会保険料を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、10ページ、11ページをごらんください。第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費、第4節共済費、認定調査事務事業23万7,000円及び第7節賃金47万4,000円でございますが、現在介護認定調査員を2名臨時職員として雇用していますが、介護認定調査業務の増加により勤務体制を変更したことに伴い、社会保険料、賃金を増加したため計上するものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費、第2目地域密着型介護サービス給付費、第3目施設介護サービス給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費、第4項高額介護予防サービス等費、第1目高額介護サービス等費、第6項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費の負担金、補助金及び交付金につきましては、直近の給付費見込みに基づいて増額または減額を行うものでございます。

第4款地域支援事業でございますが、平成26年度の実績に基づきまして、財源の組み替えを行うものでございます。

12ページ、13ページをごらんください。第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金ですが、介護保険料の減額補正に伴い、積立金480万3,000円を減額するものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金、第23節償還金利子及び割引料、償還金1,358万4,000円ですが、26年度の実績に基づき、国及び県へ返還する必要があるものでございます。

以上で議案第40号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第40号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第40号は原案のとおり可決をされました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（新井利朗君） 日程第8、議案第41号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第41号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入では繰越金の増額及び繰入金の減額のため歳入予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（新井利朗君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（中畝健一君） それでは、議案第41号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるとありますので、1ページめくっていただき、2、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入については、第3款繰入金77万9,000円を減額し、第4款繰越金を同額増額するものでございまして、歳入歳出合計は変わらず8,863万2,000円でございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、平成26年度の決算額確定により77万9,000円を減額するものでございます。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金については、平成26年度の決算額の確定により77万9,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費の補正額は変わりありませんが、補正額の財源内訳のとおり特定財源欄のその他77万9,000円を一般財源に振りかえるものでございます。

以上でございます。

- 議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第41号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第9、議案第42号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第42号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

幹線1号線（南桜通り）道路整備のため財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりこの案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、議案第42号 財産の取得について説明いたします。

取得の目的は、幹線1号線（南桜通り）道路整備に伴う道路用地の取得でございます。別紙公共用地等買収予定一覧表をごらんください。取得する土地の所在は、長瀬町大字長瀬字川面476番地5ほか89筆でございます。面積は1万1,816.17平方メートルで、買収金額は4,907万5,879円でございます。

今後の道路改良工事の予定ですが、延長1,290メートルを4カ年計画で完了する予定でございます。平成27年度事業といたしまして、上長瀬駅前、県道上長瀬停車場線から荒川側T字路交差点付近までの改良工事を行う予定でございます。本計画は、企画財政課長からもお答えしておりますが、事業として進んでおりますので、お認めいただきたくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この用地を買収するに当たり、前も質問をさせてもらっているのですが、踏切が広がるのかどうかちょっとお聞きをいたします。上長瀬の踏切でも長瀬の踏切でもどっちでも、両方の踏切について、以前町の答弁では、長瀬駅の踏切はお金が多額にかかるので無理だという答弁でした。上長瀬は地権者問題で広がらないという話だったのだけれども、私が旧荒川村の地権者の方との話を当時の建設課長に持っていったのは地権者はオーケーだという話で、そこから踏切が広がっていかないので、その踏切が広がるのかどうかちょっとお聞きをいたします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 関口議員の質問にお答えいたします。

上長瀬側の踏切については、先ほど議員さんも言われましたが、地権者との用地交渉、これは県の県土整備事務所のほうで行っておりますが、なかなか進展していない状態でございます。それに伴いまして、その踏切の改良というのはまだ難しいと思われまして。ですが、今年度、ちょっと月は忘れましたが、地権者の方、また地域の人たちから改良について要望書が上がってきましたので、それをもって県土整備事務所、また岩崎先生のほうにも要望書を持ってお願いに行っている状態でございます。長瀬駅の踏切についても、先ほど言われましたが、確かに多額の費用がかかりますので、今回のこの事業に関してそこを広げるといふ予定はございません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） もう一度再質問でお聞きします。

今地権者の問題という話でありましたけれども、私が承知している地権者は、あの踏切の中に土地を持っている地権者は旧荒川村の方で、その方は踏切を広げるのに使っていないよという話で来たところ、今度は代替地の問題で、代替地の隣接地の地権者でもめているというので、もうかなりたちますけれども、それは町と代替地の地権者で話をしているものだと思ったので、どちらの地権者がいまだにもめているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

私の把握している範囲では、荒川村の方、今は秩父市ですが、秩父市荒川の方と県土整備事務所のほうで用地交渉をいろいろやっておりましたが、何かいろいろいきさつがありまして、とまった状態だと聞いております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 旧荒川村の地権者の方はオーケーを出したと。そして、代替地をお使くださいという話で、その代替地に隣接する地権者の方の木が伸びているので、その木が相当大きな木なので、その木を切る話のところまで私は一緒に町の建設課の職員と行って当時話をしていたので、今の建設課長の旧荒川村の地権者もめているという話は、私が行ったときには15分でオーケー出してくれたと。お使くださいと。代替地の話は、私は知らなかったのだけれども、当時代替地はここですよという話で、この木が邪魔だということになっているのだけれども、また戻ってしまったのでしょうかね。私は、その地権者の方がいつも反対しているという話をされるので、その方はそんなに悪い人ではなく、話に行ったら15分でオーケーもらったので、どうかなと思っているのです。私は行ってきた人間ですから、そういうことでわかりました。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 地権者につきましては、この個人で5名の方と秩父鉄道さんで、詳細を見ると、上武鉄道株式会社というのがあるのですが、これは秩父鉄道さんの子会社とかなんとか、そういう考えでよ

ろしいのですかね。ほかに一切この土地に関しての地権者はないということによろしいのかどうか。それから、これをやるに当たって以前側溝をつくるとか、そういう概略図をいただいたわけなのですが、その後どうなっているのかわからないので、買う買わないということでここに補正を出されたと思うのですが、これ言ってもしょうがないのですが、私個人はこの道よりも遊歩道をつくったほうが有効であると思っていますが、今の私の質問について答えていただきたいと思います。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 村田議員の質問にお答えいたします。

まず、一覧表にあります上武鉄道株式会社というのは、これは秩父鉄道になる前の名称でございます。ですので、秩父鉄道と上武鉄道というのは同じものです。登記簿上は、上武鉄道という形で登記されていて、そのままになっておりますので、そのまま秩父鉄道に引き継がれているということです。地権者については、ここに載っております5名の方と秩父鉄道、この方々だけになります。

あと、道路の遊歩道という形、そこからはほとんど変わっていないと思います。歩道ができる場所は片側に歩道ができますし、上長瀬から今年度やるところについては、現在両側に歩道がついておりますので、両側に歩道をつけてやるという計画でございます。そこから先で曲がりまして、自然の博物館、そこを通りまして、その先ぐらまでは片側に歩道ができる予定です。その先、幹線2号とって、川のほうの下におりていく道ができると思うのですが、そこから先についてはどうしても道路幅員がとれませんので、歩道ができない部分になってしまいます。その先、長瀬駅の手間に行きますと、また片側に歩道をつくる計画で今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） こういうものを示される場合には、図面でも出していただくと非常にわかりやすかったなと思います。手前のほうが歩道になって手前が側溝になってとか言われても、これ口頭で言われるものではないのではないかなと。要するにこういう図面になっていて、前に見たところは歩道がこっちへ行ったり、歩道ができない部分とか、退避所があったりとか、そういうところになると思うのですよ。多分栃木屋さんのところから手前のほうを今言われたのかなと思うのですが、あそこは狭くて多分歩道ができないと。最後のほうに来て、浅見整体さんのあたり、あの辺からまた歩道ができるのかなと、今のお話で前の図を思い出しながら言っているわけなのですが、それではどういうものかというので、わからないものを買うというような形なので、今からはちょっと無理だと思うのですが、答えようがないですよ、口頭で言うしかないのでは。そういうことですが、図面がどうして示されなかったのか。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 村田議員の質問にお答えします。

確かにこれに図面がついていなかったというのは、こちらの手落ちだと思います。図面等、縮小版はつくってあると思いますので、今手元にありませんので、後ほどお示しするということでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） この買収なのですが、前に何か町長の言葉で聞いたのだけれども、なかなか

買収というのは大変だと。相手の合意を得なくてはいけないということもあったので、その辺での障害と
いうか、進捗状況、買収がどのくらい進んでいるのか、それから困難性はないのか、この辺のところはど
うなのでしょう。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 田村議員の質問にお答えいたします。

今の進捗状況ですが、秩父鉄道のほうとは、これで売りますということで9月9日に仮契約という形に
なっております。その後も議決をいただきましたら本契約を結ぶというところに行っております。あと
は、個人の地権者の方には一応話をしております。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 交渉の過程でなかなか合意に至らないというようなことはないのでしょうか。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 今お話ししましたが、秩父鉄道のほうとは仮契約、もう売りますよとい
うことしておりますので……

〔「個人のほうは」と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） 個人の方は一応お話しして、今のところ反対するという話はされてお
りません。

以上でございます。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 先ほどから決算でも、財政が厳しい、将来負担比率が多くなって、将来に負担を
残さないようにというお話を私はずっとしてきました。きのうの一般質問も、人口減少になっていくから、
財政に余りこういった多額のお金を使うのはよくないという観点から、それと先ほど質問したように、両
方の踏切が広がらない状況で真ん中の道だけ広げる、しかも秩父鉄道の用地を買うと、秩父鉄道の踏切を
広げられないのに中の秩父鉄道の土地だけ買って安全安心なまちづくりにもつながらないし、財政にも
しっかりと厳しくのしかかってまいりますので、私はそういう観点から反対をいたします。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は、賛成としてお話をさせていただきたいと思っております。

先ほどから出ていた上長瀬の踏切あたりの問題というのは、これは前から出ている話ですけれども、
何とか今後も広げられるようにできればいいのかなと思っておりますが、この件についてはもうちょっと
あれだったのですけれども、繰越明許費で出ている9,000万円の中からよろしいですよね。この件につ

いては、今回の決算でも出ている都市再生整備、魅力あるまちづくり計画の関係だったと思います。予算も通っていて、9,000万円の中で今回は4,900万円を取得できるということですので、この計画をしっかりとスムーズに進められるように、まずは用地を取得していただきたいと思いますので、賛成とさせていただきます。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 繰越明許費としては、9,000万円繰り越すというふうなことになるわけですが、多分その中に補助金等があるから、こういう額でここに出てきているのかなと。繰越明許から抜いてあるわけでしょう。9,000万円ではなくて4,900万円ではないですか。額はともかくとして、あの桜の古木をどうするかとか、そういう問題が私としては考えられると。では、桜の木を切ってしまうのかなとか、そういうことがわからないでとにかく買うと。上武鉄道さんというのが前秩父鉄道さんの名前というのは私も存じていましたけれども、それを今買うということですね。あの事業をやると、これはどうなるのかな、あの古木はなくなってしまうのかな、どうかなというところがわからないし、あのところをよく見ると、上長瀬から今年度やるところあたりというのですか、あそこについてそんなに変わらないと思うのですけれども、それから長瀬までの遊歩道、ぜひそれをつくらないで下に遊歩道、多分台風で流されてしまおうとか、そういうことがあるのかもしれませんが、その買収のほうが大変かもしれませんが、遊歩道を整備したほうが非常に観光客にとってもいいのではないかと。さして道は広がらないと。交互交通も非常に不便を感じるというふうなことで、やはりこの事業をやるよりも遊歩道と。観光客に優しい観光地というふうにしたほうがいいと思ひまして、この買収については反対討論をさせていただきます。

○議長（新井利朗君） 次に、賛成討論を許します。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） 話には聞いておりました。道路のほうを先に買ったというような話。道路を先に買ってしまった、鉄道から。これはいろいろな意見があると思うけれども、あそこを通ってみると、車が来てもすれ違いもできない。それで、桜の木も100年たつと古木、腐っている。だから、もしできれば鉄道さんと上手に話をして、踏切もそうなのですよ。考えてみれば、ホームを減らせば一番わけはない。短くすればいい、駅の両方を。今は昔みたいに貨車に乗って桜を見に来る時代ではないのだから、鉄道の乗客も少ないし、秩父鉄道にもそこは研究してもらいたいですよ。秩父鉄道は意見を通すよ、これだけ古くやっていてずうずうしいから。それでもしこうというのなら、一番先に肝心なのは、鉄道のほうも減らして、それで恐らく仕事をすれば、鉄道が絡んできて、踏切の工事もするのだ。これが鉄道の恐らく条件でいると思うのだよ、何とかという土方を使って。そうなのですよ。だから、買収してあるならば、工事も交渉ができて、大変土地のことだから難しい。本当のこと言って、土地というのは、今は大分用はなくなったけれども、境の堀をスコップで掘ってしまった。境をですよ。昔はそんなじいさんもいました。早く亡くなってしまった、そういう人は。だから、財政が苦しいのだから、研究をしてやってくださいよ。心配するのだから、確かにみんな。意見がある程度議員が言っただけで終わりではなく、よく執行部も頭に置いてやってくださいよ。一般質問だってそうなのですよ。聞いてくださいよ。関口君は12年間で50回やったのだから、一般質問。協力することもあるかもしれない、年中反対のことを言っているけれども。だけれども、本当に冗談ではなく心配して長瀬の観光はこうだと。土地があそこにできたのだから、本当に執行部も真面目に考えてください。うそではないですよ。そういうことで、鉄道さんに何のあれがあるの

だか知らないけれども、ある程度は鉄道さんにも言って、それであれしてください。お願いします。

○議長（新井利朗君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新井利朗君） 起立多数。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時20分

○議長（新井利朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第10、議案第43号 長瀬町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第43号 長瀬町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

道路改良工事等の実施に伴い、町道路線を変更したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） 議案の内容等について建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 議案第43号 長瀬町道路線の変更についてご説明いたします。

今議会で変更したい路線は、先ほど財産の取得について議決いただきました幹線1号線でございます。案内図をごらんいただきたいと思います。図面の中の黒丸印が起点、矢印が終点となっております。幹線1号線の変更は、終点の大字長瀬字下梁瀬1458番3地先を大字長瀬字川面487番5地先に変更するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今までの幹線1号線というのは、この中に含まれているのですか。そのところの説明をお願いします。

○議長（新井利朗君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 村田議員の質問にお答えします。

案内図の変更後というのが表にあって、裏側に変更前というのがついておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 長瀬町道路線の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第11、議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、野村滋子氏の任期が平成27年12月31日で任期満了を迎えます。引き続き野村滋子氏を候補者として推薦するに当たり、議会の意見をお聞きしたいので、この案を提出するものでございます。

野村滋子氏は、住所、長瀬町大字岩田556番地、生年月日は昭和23年8月23日の67歳でございます。昭和46年3月に短期大学を卒業され、白岡町の小学校教諭を皮切りに最後は長瀬第一小学校教諭を平成11年退職され、その後長瀬町子どもと親の相談員を初め現在は社会福祉協議会の理事としての要職につき、現在も活躍されております。

今回提案します人権擁護委員は、平成19年から人権擁護委員として現在3期目で、現在に至っておられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたし

ます。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第12、議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、平沼旻氏の任期が平成28年3月31日で任期満了を迎えます。引き続き平沼旻氏を候補者として推薦するに当たり、議会の意見をお聞きしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

平沼旻氏の略歴に関しまして、簡単にご紹介させていただきます。平沼旻氏は、住所、長瀬町大字長瀬684番地の5、生年月日は昭和22年3月15日の68歳でございます。昭和45年3月に大学を卒業され、東秩父村の中学校教諭を皮切りに最後は長瀬中学校教諭を平成19年退職され、長瀬町宝登山区長を初め現在も長瀬第一小学校評議員等の要職につき、現在も活躍されております。

今回提案します人権擁護委員は、平成22年から人権擁護委員を務め、現在2期目で、長瀬町人権擁護委員の会長要職にあり、現在に至っておられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第45号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎陳情第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第13、陳情第3号 農協改革など、「農業改革」に関する陳情を議題といたし

ます。

この陳情第3号は、平成27年6月定例会において経済観光常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、経済観光常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、経済観光常任委員会委員長報告を行います。

陳情第3号 農協改革など、「農業改革」に関する陳情書を経済観光常任委員会に付託されました。紹介議員は田村議員です。6月、8月、9月の3回の経済観光常任委員会を開催し、審議した結果、さらに継続審査を続けていくという必要があるとの結論に達しましたが、8月28日に農協法等改革法が可決成立したので、経済観光常任委員会としては不採択ということで決定いたしました。皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長（新井利朗君） ただいま経済観光常任委員会委員長から報告がなされました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これは陳情なのですけれども、私を通じて上がったもので、この中身について言いますと、農協改革は確かに決定したのですけれども、この中身が農協関係者だけではなくて非常に広範囲に影響を及ぼす悪法だというふうに考えていますので、私はぜひともこれを採択していただきたいという立場から、廃案というか、あれには賛成できません。

○議長（新井利朗君） 経済観光常任委員長、答弁をお願いします。

○経済観光常任委員長（関口雅敬君） 先ほど委員長報告でいたしました、国会で決議がなされました。そこで、観光常任委員会としては不採択ということで決定をいたしました。

以上です。

○議長（新井利朗君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより陳情第3号 農協改革など、「農業改革」に関する陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（新井利朗君） 起立少数。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。



◎請願第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第14、請願第3号 長瀬町議会の議会報告書の発行に関する請願を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

○2番（田村 勉君） それでは、長瀬町議会の議会報告書の発行に関する請願について、請願者の要旨、理由などについてまず報告をいたします。

地方分権一括法は、475本の関連法案について改正または廃止を定めた法律です。この法律は、地方分権の推進を図るために制定されたものです。この法律は2000年に施行されましたが、これにより地方自治体はみずからの責任において全ての事務を決定することになりました。

このような地方自治体の変革に当たっては、一部の者の利益のために運用されないためにも、住民に開かれた政治であることが絶対に不可欠です。例えば比企郡嵐山町では、議会基本条例を制定し、その前文で「地方議会は、地方分権の時代に当たって、二元代表制のもと住民が自分たち自身の意思と責任で行政を行う住民自治の実現を目指すものである。議会の公正性、公平性及び透明性を確保することにより、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指した活動のあるべき姿をここに定めるものである」と明記し、「町民への説明責任を果たすと同時に、議会活動への町民参加を推進すること」「町民の意見を的確に把握し、町政及び議会活動へ反映させること」「議会活動について、町民に対して説明責任を果たすこと」「議会は、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない」「議会は、町民に対して説明責任を果たすと同時に、町民の意見を的確に把握するため、町民との意見交換の場を設けるものとする」「議会は、インターネット、広報紙等の多様な媒体を用いて議会の情報を発信し、説明責任を果たなければならない」「議会は、議会活動を広報するため、年1回以上議会報告会を開催する」と詳細に定め、住民に開かれた政治を目指しています。実際に嵐山町では、議会だよりの発行、議会報告の開催を行い、住民に開かれた政治の実現に努めています。

別紙、埼玉県各市町村における議会報告書・議会報告・議会報告会の実施状況のとおり、埼玉県の63の市町村のうち、自治体の広報紙内に記載されている形態ではなく、議会報告書を単体で発行している議会数は58、自治体の広報紙内に記載されている形態でありながらも、単体で発行されている議会報告書同様に、各議員の議案に対する議決状況、一般質問などについても掲載している議会数は2、自治体の広報紙の紙内に記載する形態で、各議員の議案に対する議決状況、一般質問等について掲載がない議会数は3という状況になっています。

残念ながら長瀬町議会は上記3の形態であり、かつ掲載ページ数も1ページとなっており、埼玉県のほかの市町村のうちでも最も情報量の少ない議会報告となっています。このような状況は、住民に開かれた政治の実現に努めるとは言いがたい状況です。長瀬町議会でも埼玉県のほかの市町村の議会報告書を参考にして議会報告書を発行し、住民に開かれた政治の実現に努めてください。

以上のように、地方自治法第124条に基づき、請願いたします。

平成27年9月4日。

長瀬町議会議長、新井利朗殿。

請願者、埼玉県秩父郡長瀬町本野上148-1 ロジュマン長瀬200、長瀬町の開かれた政治を求める会代表呼びかけ人、眞壁恵一郎。

紹介議員は私、田村勉です。

63の自治体の中で58が議会報告などを出しているという点で考えたり、あるいは地方自治体が二元代表制で運営されている。一方の長瀬という行政の側の広報は出ていますけれども、議会の側から出ていないと。もうそろそろ長瀬でもこれを発行していく必要があるのではないかと。余り大きい行政区ではないですから、私も隣の皆野町などに聞いていましたけれども、皆野町でも四、五人で編集委員をつくって、議会事務局の協力を得ながら発行していると。隣の寄居では、6人ぐらいで編集委員をつくって、議員が交代で編集して、あとは実際に印刷や何かは業者のほうにお願いしているという状況があるので、ぜひともこの請願者の意見を取り入れて議会報告書の発行ができるように、皆さんの積極的な討論をしていただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎請願第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（新井利朗君） 日程第15、請願第4号 長瀬町議会の議会報告会の開催に関する請願を議題といたします。

紹介議員、田村勉君に趣旨説明を求めます。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） さきの請願に続いて、今度は長瀬町議会の議会報告会の開催に関する請願であります。請願者の趣旨を読み上げます。

地方分権一括法は、475本の関連法案について改正または廃止を定めた法律です。この法律は、地方分権の推進を図るために制定されたものです。この法律は2000年に施行されましたが、これにより地方自治体はみずからの責任においてみずからの事務を決定することになりました。

このような地方自治体の変革に当たっては、一部の者の利益のために運用されないためにも、住民に開かれた政治であることが絶対に不可欠です。例えば比企郡嵐山町では、議会基本条例を制定し、その前文で「地方議会は、地方分権の時代に当たって、二元代表制のもと住民が自分たち自身の意思と責任で行政を行う住民自治の実現を目指すものである。議会の公正性、公平性及び透明性を確保することにより、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指した活動のあるべき姿をここに定めるものである」と明記し、「町民への説明責任を果たすとともに、議会活動への町民参加を推進すること」「町民の意見を

的確に把握し、町政及び議会活動へ反映させること」「議会活動について、町民に対して説明責任を果たすこと」「議会は、町民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない」「議会は、町民に対して説明責任を果たすとともに、町民の意見を的確に把握するため、町民との意見交換の場を設けるものとする」「議会は、インターネット、広報紙等の多様な媒体を用いて議会の情報を発信し、説明責任を果たなければならない」「議会は、議会活動を広報するため、年1回以上議会報告会を開催する」と詳細に定め、住民に開かれた政治を目指しています。実際に嵐山町では、議会だよりの発行、議会報告の開催を行い、住民に開かれた政治の実現に努めています。

別紙、埼玉県各市町村における議会報告書・議会報告・議会報告会の実施状況のとおり、埼玉県の63の市町村のうち少なくとも10の議会で議会報告会を開催しています。議会報告会は、住民と議員との意見交換を通じて、住民の理解、住民意見の確認を行うことができ、政策形成に大いに役立つものです。また、議会報告書と異なり、金銭的な面でも非常に有利です。長瀬町議会も埼玉県のほかの市町村の議会報告会を参考にして議会報告会を開催し、住民に開かれた政治の実現に努めてください。

以上のように、地方自治法第124条に基づき、お願いいたします。

平成27年9月4日。

長瀬町議会議長、新井利朗殿。

請願者、埼玉県秩父郡長瀬町本野上148-1 ロジュマン長瀬200、長瀬町の開かれた政治を求める会代表呼びかけ人、眞壁恵一郎。

さっきのところと違うのは、この議会報告会開催は別に冊子を出すわけではないから、お金がかからないということ、ぜひこれも一緒に議論していただいて、実際にできる方向で検討していただければと思います。

以上です。

○議長（新井利朗君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については総務教育常任委員会へ閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（新井利朗君） 日程第16、総務教育常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の
継続調査の件

○議長（新井利朗君） 日程第17、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（新井利朗君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（新井利朗君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（新井利朗君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など15件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

さて、第一、第二小学校の運動会が9月19日の土曜日に行われます。議員の皆様には、児童へのご激励をいただければと思います。

次に、21日から秋の全国交通安全運動が実施されます。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

ことは秋の訪れが早く、天候不順の日が続いておりますので、皆様にはくれぐれもご自愛いただきますよう、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（新井利朗君） 以上をもちまして平成27年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年11月25日

議 長 新 井 利 朗

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 染 野 光 谷